

令和 7 年 2 月定例会

(2 0 2 5 年)

市 議 会 議 案

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 1 号	上告受理の申立てに関する専決処分について	5	—
報告第 2 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	7	—
議案第 1 号	吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定について	9	5
議案第 2 号	吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の制定について	13	11
議案第 3 号	吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	17	31
議案第 4 号	吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	63	99
議案第 5 号	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65	103
議案第 6 号	吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	67	109
議案第 7 号	吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例の制定について	69	117
議案第 8 号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	71	119
議案第 9 号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	73	123
議案第 10 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	79	137
議案第 11 号	吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	101	207
議案第 12 号	吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	103	213
議案第 13 号	佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1）請負契約の締結について	105	215
議案第 14 号	佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その2）請負契約の締結について	107	229
議案第 15 号	佐井寺西土地区画整理事業に係る都市計画道路と阪急千里線との立体交差等工事の協定の締結について	109	237
議案第 16 号	（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について	111	247
議案第 17 号	高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について	113	249
議案第 18 号	吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について	115	251
議案第 19 号	吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について	117	253
議案第 20 号	旧津雲台第1住宅及び旧佐竹台住宅の土地の処分について	119	255
議案第 21 号	中学校用GIGA端末iPad購入契約の締結について	121	265
議案第 22 号	こども園における事故に係る損害賠償額の決定について	123	271
議案第 23 号	中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者の指定について	125	273
議案第 24 号	包括外部監査契約の締結について	127	289
議案第 25 号	市道路線の認定、廃止及び変更について	129	295
議案第 26 号	令和7年度吹田市一般会計予算	—	337
議案第 27 号	令和7年度吹田市国民健康保険特別会計予算	—	631
議案第 28 号	令和7年度吹田市部落有財産特別会計予算	—	—
議案第 29 号	令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算	—	—

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 30 号	令和7年度吹田市介護保険特別会計予算	－	641
議案第 31 号	令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算	－	－
議案第 32 号	令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算	－	643
議案第 33 号	令和7年度吹田市病院事業債管理特別会計予算	－	－
議案第 34 号	令和7年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算	－	－
議案第 35 号	令和7年度吹田市水道事業会計予算	－	647
議案第 36 号	令和7年度吹田市下水道事業会計予算	－	687
議案第 37 号	令和6年度吹田市一般会計補正予算（第8号）	135	711
議案第 38 号	令和6年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	285	－
議案第 39 号	令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第1号）	311	－
議案第 40 号	令和6年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	329	－
議案第 41 号	令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	373	－
議案第 42 号	令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）	399	－
議案第 43 号	令和6年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）	411	－
議案第 44 号	令和6年度吹田市下水道事業会計補正予算（第1号）	433	769

報告第 1 号

上告受理の申立てに関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年2月17日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	訴訟物の価額 及び相手方	事 案 の 概 要
令和6年 12月26日	600,000円 いじめ重大事態の 被害児童及びその 両親	市立小学校におけるいじめ重大事態の被害児童及びその両親が、本市に慰謝料の支払を求めていた損害賠償請求事件について、被害児童の本市に対する賠償請求の一部を認めた第1審判決を不服として、双方が控訴していましたが、第2審判決が第1審判決の本市の一部敗訴の判断を維持したこと及び新たに被害児童の両親の本市に対する賠償請求の一部を認めたことについて、納得することができないため、最高裁判所に上告受理の申立てを行ったものです。

報告第2号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年2月17日

吹田市長 後 藤 圭 二

専決処分 年月日	損害賠償額	事 故 の 概 要
令和7年 2月3日	115,245円	令和6年5月22日午後4時30分頃、市立小学校の校庭において、留守家庭児童育成室の入室児童が、補助員の指導の下、高鉄棒で前回りをした際、手が滑って落下し、負傷されたものです。

議案第 1 号

吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定について

吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例を次のとおり制定します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、被害の防止のための取組等を定めることにより、職員が安心して職務を遂行することができる環境を確保するとともに、市民が行政サービス等を利用する環境が悪化することを防ぎ、もって公正な市政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会通念上相当な範囲を超えた言動 職場において職員に対して行われる市民等の言動のうち、内容、手段又は態様が社会通念上相当な範囲を超えたものであって、これに対応する職員の健全な就業環境の確保を妨げるものをいう。
- (2) 職員 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 一般職の職員

イ 市長、副市長、教育長、監査委員、委員会の委員、固定資産評価員若しくは水道事業管理者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号、第3号の2若しくは第5号に掲げる職に属する地方公務員

- (3) 受託事業者等 委託契約に基づいて市の事務事業を行う者その他の市の事務事業を行う市以外の法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する取組は、行政サービス等に関する苦情、要望等が業務の質の向上、改善等につながる貴重な情報提供の機会である一方、社会通念上相当な範囲を超えた言動が、これに対応する職員に過度の心理的負担を与えるとともに、その人格を否定し、尊厳を傷つけるものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する取組は、職員が安心して、公正に職務を遂行することができるよう組織的に対応することを旨として行われなければならない。

3 社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する取組は、心身に重大な被害を受けた職員に対し、適切かつ迅速に支援を行うことを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害を防止するために必要な雇用管理上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動の端緒となった職員の対応に問題があることを把握したときは、これを改善するよう努めなければならない。

3 市は、広報活動等を通じ、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関し、市民等の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、職場において、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動等の健全な就業環境の確保を妨げる言動をしてはならない。

2 職員は、業務を行うに当たっては、行政サービス等を利用する市民が抱えている事情を理解し、その身体的、精神的又は社会的な特性に配慮した対応を行うとともに、行政サービス等に関する苦情、要望等に対しては、丁寧に、かつ、分かりやすく説明するよう努めなければならない。

3 職員は、市の事務事業に係る取引の相手方の従業者に対する言動に必要な注意を払い、当該従業者の健全な就業環境の確保を妨げることをしないよう努めなければならない。

(対応の原則)

第6条 職員は、行政サービス等には法令により提供が義務付けられているものが多く含まれていることを十分に認識し、市民等の権利を不当に侵害することのないよう、社会通念上相当な範囲を超えた言動に慎重に対応しなければならない。

2 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動に対しては、組織的に、き然とした姿勢で対応しなければならない。

3 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動により業務の執行に著しい支障が生じていると判断したときは、対応の打切り、警察署への通報、行為の差止請求その他の法的措置等の職員の被害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（被害防止の取組）

第7条 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動に関する職員の相談に適切に応じるために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に効果的な設備又は機器を市の庁舎及び施設に設置するものとする。

3 市は、社会通念上相当な範囲を超えた言動により心身に重大な被害を受けた職員に対し、産業医による相談その他の心身の健康の回復を図るために必要な支援を行うものとする。

4 市は、苦情対応、接遇の向上等の社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する研修を実施するものとする。

（受託事業者等に対する支援）

第8条 市は、市の事務事業の実施場所において受託事業者等の従業者に対して行われる市民等の言動のうち、内容、手段又は態様が社会通念上相当な範囲を超えたものであって、これに対応する従業者の健全な就業環境の確保を妨げるものによる当該従業者の被害の防止のための取組を行う受託事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにし、被害の防止のための取組等を定めることにより、職員が安心して職務を遂行することができる環境を確保するとともに、市民が行政サービス等を利用する環境が悪化することを防ぐため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 2 号

吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の制定について

吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（案）

（吹田市吏員恩給条例の一部改正）

第1条 吹田市吏員恩給条例（昭和24年吹田市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「権利は」を「権利は、」に改め、同項第1号中「とき」を「とき。」に改め、同項第2号中「無期、」を「無期」に、「こえる懲役若しくは禁錮の刑」を「超える拘禁刑」に、「とき」を「とき。」に改め、同項第3号中「とき」を「とき。」に改め、同項第4号中「解職せられたとき」を「解職されたとき。」に改め、同条第2項を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第20条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「とき、」を「とき」に改め、同条第3号中「第13条第1項第2号」を「第13条第2号」に改める。

第21条中「、次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第1号中「とき、」を「とき」に、「おいて、」を「おいて」に改め、同条第4号中「成年の子につき、」を削り、「の止んだ」を「にある成年の子については、その事情がなくなつた」に改め、同条第5号中「第13条第1項第1号ないし第3号の一」を「第13条第1号から第3号までのいずれか」に改める。

附則第7条から第9条までを次のように改める。

（ 1 ）

第7条から第9条まで 削除

(行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第2条 行進及び集団示威運動に関する条例(昭和24年吹田市条例第99号)の一部を次のように改正する。

第5条中「違反して許可を受けない行進若しくは」を「違反する行進若しくは」に、「もの、第3条に規定する」を「者、第3条の」に、「もの、又は」を「者又は」に、「基き公安委員会が附した条件に従わないもの」を「より付した条件に違反した者」に、「懲役若しくは禁錮又は」を「拘禁刑若しくは」に、「、拘留、」を「又は拘留若しくは」に改める。

(吹田市消防団条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 吹田市消防団条例(昭和25年吹田市条例第119号)第5条第1号
- (2) 吹田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年吹田市条例第165号)第28条の2第3号及び第4号並びに第28条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (3) 吹田市消防表彰条例(昭和26年吹田市条例第174号)第5条第1項

(吹田市有功者表彰条例の一部改正)

第4条 吹田市有功者表彰条例(昭和25年吹田市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第6条中「有功者」を「有功者は、」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「国民の分限」を「国籍」に改め、同条第2号中「禁錮又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

(吹田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 吹田市職員の退職手当に関する条例(昭和39年吹田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第12条の3第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年吹田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「対しては」を「対しては、」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「処せられた」を「処せられ、失職した」に改め、同条第2号中「懲戒免職者」を「懲戒免職の処分」に、「受けて退職した」を「受けた」に改める。

(元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第7条 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例(昭和45年吹田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項及び第2項中「禁こ」を「拘禁刑」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第3項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(吹田市環境の保全等に関する条例等の一部改正)

第8条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 吹田市環境の保全等に関する条例（平成9年吹田市条例第6号）第30条第1項

(2) 吹田市開発事業の手續等に関する条例（平成16年吹田市条例第13号）第60条

(3) 吹田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（令和元年吹田市条例第50号）第17条

(4) 吹田市屋外広告物条例（令和元年吹田市条例第51号）第47条

(吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の一部改正)

第9条 吹田市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（令和元年吹田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第45条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第46条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吹田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「懲役または100万円」を「拘禁刑又は1,000,000円」に改める。

附則第8項中「懲役又は50万円」を「拘禁刑又は500,000円」に改める。

(吹田市議会個人情報保護条例の一部改正)

第11条 吹田市議会個人情報保護条例（令和5年吹田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第53条中「懲役又は100万円」を「拘禁刑又は1,000,000円」に改める。

第54条及び第55条中「懲役又は50万円」を「拘禁刑又は500,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条（第2号に係る部分に限る。）の規定による改正

後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例第28条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（吹田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の吹田市職員の退職手当に関する条例第12条第1項及び第3項並びに第12条の2第5項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（提案理由）

刑法の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 3 号

吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定
します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円

第11条の3中「251,700円」を「252,400円」に改める。

第28条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の68.75」を「「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」に改め、同条第4項中「、「100分の170」を「「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第29条の2第2項中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5を、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「、

「100分の48.75」を「100分の48.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級 給 料 月 額 円	2 等 級 給 料 月 額 円	3 等 級 給 料 月 額 円	4 等 級 給 料 月 額 円	5 等 級 給 料 月 額 円	6 等 級 給 料 月 額 円	7 等 級 給 料 月 額 円
定年前	1	465,500	415,600	373,400	335,000	287,300	261,300	183,500
再任用	2	468,600	418,000	376,000	336,900	288,900	262,300	184,600
短時間	3	471,600	420,500	378,300	338,700	290,400	263,300	185,800
勤務職	4	474,600	422,900	380,500	340,500	291,900	264,300	186,900
員以外	5	477,600	424,800	382,400	342,200	293,400	265,300	188,000
の職員	6	480,600	426,900	384,700	343,900	294,900	266,300	189,700
	7	483,600	429,000	386,800	345,500	296,300	267,300	191,300
	8	486,700	431,200	388,800	347,200	297,600	268,300	192,900
	9	489,400	433,100	390,800	348,800	298,800	269,300	194,500
	1 0	492,500	435,200	393,100	350,500	300,300	270,300	196,200
	1 1	495,500	437,300	395,300	352,100	301,800	271,300	197,800
	1 2	498,600	439,200	397,500	353,700	303,200	272,300	199,400
	1 3	501,300	440,900	399,700	355,200	304,600	273,300	201,000
	1 4	503,600	442,700	402,000	356,900	305,700	274,300	202,700
	1 5	505,900	444,600	404,200	358,500	306,700	275,300	204,400
	1 6	508,200	446,500	406,500	360,100	307,900	276,400	206,100
	1 7	510,200	448,300	408,300	361,700	309,100	277,400	207,400
	1 8	511,600	450,100	410,200	363,500	310,700	278,700	209,000
	1 9	513,100	451,900	412,100	365,000	312,300	280,000	210,600
	2 0	514,500	453,600	413,900	366,600	313,900	281,200	212,100
	2 1	515,700	455,400	415,700	368,000	315,400	282,500	213,600
	2 2	517,100	456,900	417,500	369,600	317,000	283,800	215,200
	2 3	518,600	458,300	419,300	371,200	318,600	285,000	216,800
	2 4	520,100	459,800	421,100	372,700	320,200	286,200	218,400
	2 5	521,200	461,200	422,700	374,600	321,700	287,300	220,000
	2 6	522,300	462,500	424,200	376,500	323,400	288,500	221,700
	2 7	523,500	463,800	425,700	378,400	325,000	289,800	223,000
	2 8	524,700	465,000	427,200	380,200	326,600	291,100	224,300
	2 9	525,700	466,000	428,700	381,700	328,000	292,400	225,600
	3 0	526,600	466,700	430,000	383,500	329,700	293,400	226,700
	3 1	527,500	467,400	431,300	385,200	331,400	294,400	227,800
	3 2	528,400	468,100	432,500	386,800	333,000	295,500	228,900
	3 3	529,200	468,800	433,700	388,500	334,200	296,600	230,000
	3 4	530,100	469,500	435,000	389,900	336,100	297,800	231,500
	3 5	530,800	470,100	436,300	391,300	337,800	298,900	233,000
	3 6	531,300	470,700	437,500	392,700	339,400	300,100	234,500
	3 7	532,000	471,200	438,700	394,100	340,900	301,300	236,000
	3 8	532,600	471,800	439,500	395,300	342,500	302,600	237,500
	3 9	533,400	472,400	440,300	396,500	344,100	303,900	239,000
	4 0	534,000	473,000	441,100	397,500	345,700	305,200	240,500
	4 1	534,500	473,500	441,700	398,600	347,400	306,500	242,000

	4 2	474,000	442,300	399,800	349,200	307,800	243,400
	4 3	474,400	442,900	400,900	351,000	309,100	244,800
	4 4	474,700	443,500	402,000	352,800	310,400	246,200
	4 5	475,000	444,200	402,700	354,300	311,700	247,400
	4 6		445,000	403,400	355,700	313,000	248,600
	4 7		445,400	404,100	357,100	314,300	249,800
	4 8		446,100	404,800	358,500	315,400	251,000
	4 9		446,600	405,400	360,000	316,300	252,100
	5 0		447,000	406,000	360,800	317,600	253,200
	5 1		447,400	406,500	361,800	318,900	254,300
	5 2		447,800	406,900	362,800	320,200	255,400
	5 3		448,200	407,300	363,700	321,400	256,400
	5 4		448,600	407,500	364,800	322,700	257,400
	5 5		449,000	407,800	365,700	323,900	258,400
	5 6		449,300	408,100	366,700	325,100	259,400
	5 7		449,600	408,400	367,600	326,400	260,400
	5 8		450,000	408,700	368,300	327,500	261,300
	5 9		450,300	409,000	369,000	328,600	262,200
	6 0		450,600	409,300	369,600	329,700	263,100
	6 1		450,900	409,500	370,000	330,400	263,900
	6 2			409,800	370,600	331,300	264,700
	6 3			410,100	371,300	332,000	265,500
	6 4			410,400	372,000	332,800	266,300
	6 5			410,600	372,300	333,600	267,000
	6 6			410,900	373,000	334,000	267,800
	6 7			411,200	373,700	334,600	268,600
	6 8			411,500	374,300	335,300	269,300
	6 9			411,700	374,600	336,100	270,000
	7 0			412,000	375,100	336,800	270,800
	7 1			412,300	375,700	337,500	271,600
	7 2			412,500	376,300	338,100	272,300
	7 3			412,700	376,600	338,600	273,000
	7 4			413,000	377,200	339,200	273,800
	7 5			413,300	377,900	339,700	274,600
	7 6			413,500	378,500	340,300	275,300
	7 7			413,700	378,900	340,600	276,000
	7 8			414,000	379,400	341,100	276,700
	7 9			414,300	380,000	341,500	277,400
	8 0			414,500	380,500	341,900	278,100
	8 1			414,700	381,000	342,300	278,800
	8 2			415,000	381,600	342,800	279,500
	8 3			415,300	382,100	343,300	280,200
	8 4			415,500	382,400	343,800	280,900
	8 5			415,700	382,800	344,100	281,500
	8 6				383,300	344,500	282,200
	8 7				383,700	344,900	282,800
	8 8				384,100	345,300	283,500
	8 9				384,500	345,600	284,100
	9 0				385,000	346,000	284,800
	9 1				385,400	346,400	285,400
	9 2				385,800	346,800	286,100

	9 3				386,100	347,000	286,700
	9 4					347,400	287,400
	9 5					347,800	288,000
	9 6					348,200	288,500
	9 7					348,400	289,000
	9 8					348,800	289,600
	9 9					349,200	290,100
	1 0 0					349,500	290,700
	1 0 1					349,800	291,200
	1 0 2					350,200	291,700
	1 0 3					350,600	292,300
	1 0 4					351,000	292,900
	1 0 5					351,500	293,400
	1 0 6					351,900	293,900
	1 0 7					352,300	294,300
	1 0 8					352,700	294,600
	1 0 9					353,200	294,800
	1 1 0					353,600	295,100
	1 1 1					353,900	295,300
	1 1 2					354,200	295,600
	1 1 3					354,700	295,800
	1 1 4						296,000
	1 1 5						296,300
	1 1 6						296,500
	1 1 7						296,800
	1 1 8						297,100
	1 1 9						297,400
	1 2 0						297,700
	1 2 1						298,000
	1 2 2						298,300
	1 2 3						298,600
	1 2 4						299,000
	1 2 5						299,200
	1 2 6						299,400
	1 2 7						299,700
	1 2 8						300,100
	1 2 9						300,300
	1 3 0						300,600
	1 3 1						301,000
	1 3 2						301,400
	1 3 3						301,600
	1 3 4						301,900
	1 3 5						302,200
	1 3 6						302,500
	1 3 7						302,700
	1 3 8						303,000
	1 3 9						303,300
	1 4 0						303,600
	1 4 1						303,800
	1 4 2						304,200
	1 4 3						304,600

	1 4 4							304,900
	1 4 5							305,100
	1 4 6							305,300
	1 4 7							305,600
	1 4 8							306,000
	1 4 9							306,200
	1 5 0							306,400
	1 5 1							306,700
	1 5 2							307,000
	1 5 3							307,400
	1 5 4							307,600
	1 5 5							307,900
	1 5 6							308,200
	1 5 7							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3から別表第6までを次のように改める。

別表第3

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前	1	574,500	484,400	426,700	370,000	291,400
再任用	2	577,600	486,200	428,700	372,600	293,700
短時間	3	580,700	488,000	430,700	375,100	296,000
勤務職	4	583,800	489,800	432,600	377,600	298,200
員以外	5	586,700	491,600	434,500	380,100	300,300
の職員	6	589,100	493,300	436,100	382,800	303,800
	7	591,500	495,000	437,700	385,500	307,300
	8	593,900	496,700	439,300	388,100	310,700
	9	596,100	498,400	440,900	390,200	314,100
	1 0	597,600	500,500	442,700	392,700	317,600
	1 1	599,100	502,600	444,500	395,200	321,000
	1 2	600,600	504,700	446,300	397,700	324,400
	1 3	602,100	506,700	448,100	400,300	327,800
	1 4	603,200	508,600	449,900	403,000	331,300
	1 5	604,300	510,700	451,700	405,600	334,700
	1 6	605,200	512,700	453,500	408,100	338,100
	1 7	606,400	514,600	455,100	410,500	341,500
	1 8	607,400	516,600	457,100	412,700	344,600
	1 9	608,400	518,600	459,000	414,800	347,700
	2 0	609,400	520,400	460,900	416,900	350,800
	2 1	610,400	522,200	462,300	419,000	354,000
	2 2		524,000	464,100	420,500	357,100
	2 3		525,800	465,900	422,000	360,200
	2 4		527,600	467,700	423,500	363,200
	2 5		529,200	469,500	424,900	366,200

2 6	531,000	471,300	426,400	368,500
2 7	532,800	473,100	427,900	370,800
2 8	534,600	474,900	429,300	373,000
2 9	536,200	476,700	430,700	374,900
3 0	538,000	478,500	432,200	376,600
3 1	539,800	480,300	433,700	378,300
3 2	541,500	482,100	435,100	380,100
3 3	543,100	483,900	436,500	381,900
3 4	544,900	485,800	438,000	383,700
3 5	546,600	487,700	439,500	385,300
3 6	548,300	489,600	440,900	386,700
3 7	549,800	491,500	442,300	388,100
3 8	551,400	493,200	443,700	389,600
3 9	552,800	495,000	445,100	391,100
4 0	554,400	496,800	446,500	392,600
4 1	555,900	498,400	447,900	394,100
4 2	557,300	500,200	449,300	394,800
4 3	558,700	502,000	450,700	395,400
4 4	560,000	503,600	452,100	396,100
4 5	561,200	505,000	453,500	397,000
4 6	562,200	506,700	454,900	397,600
4 7	563,200	508,500	456,300	398,200
4 8	564,200	510,200	457,700	398,800
4 9	565,200	511,700	459,100	399,400
5 0	566,100	513,000	460,800	399,900
5 1	567,000	514,300	462,400	400,400
5 2	567,900	515,600	464,000	400,900
5 3	568,700	516,600	465,600	401,400
5 4	569,600	517,900	466,800	401,800
5 5	570,500	519,200	468,000	402,200
5 6	571,400	520,500	469,100	402,600
5 7	572,300	521,500	470,100	403,000
5 8	573,200	522,300	471,100	403,400
5 9	574,100	523,100	472,000	403,800
6 0	574,800	523,900	472,800	404,200
6 1	575,700	524,800	473,500	404,600
6 2	576,600	525,600	474,200	405,000
6 3	577,500	526,400	474,900	405,400
6 4	578,400	527,100	475,500	405,800
6 5	579,300	527,900	476,200	406,100
6 6		528,700	476,900	
6 7		529,400	477,500	
6 8		530,300	478,100	
6 9		531,200	478,400	
7 0		532,000	479,000	
7 1		532,900	479,700	
7 2		533,800	480,400	
7 3		534,600	480,800	
7 4		535,500	481,400	
7 5		536,400	482,100	
7 6		537,100	482,800	

	7 7			537,900	483,200	
	7 8			538,800	483,800	
	7 9			539,700	484,400	
	8 0			540,600	484,900	
	8 1			541,400	485,400	
	8 2			542,300	485,900	
	8 3			543,200	486,400	
	8 4			544,100	486,900	
	8 5			544,900	487,300	
	8 6			545,800	487,800	
	8 7			546,700	488,200	
	8 8			547,600	488,700	
	8 9			548,400	489,200	
	9 0				489,800	
	9 1				490,400	
	9 2				490,800	
	9 3				491,300	
	9 4				491,900	
	9 5				492,500	
	9 6				493,000	
	9 7				493,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 573,800	円 473,300	円 399,500	円 344,400	円 301,700

備考 この表は、医師に適用する。

別表第4

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
		給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	428,900	387,100	346,400	320,600	287,300	261,300	183,500
	2	432,000	389,500	348,700	322,400	288,900	262,300	184,600
	3	435,100	391,900	351,000	324,200	290,400	263,300	185,800
	4	438,200	394,300	353,300	326,000	291,900	264,300	186,900
	5	441,100	396,600	355,400	327,800	293,400	265,300	188,000
	6	444,200	399,000	357,700	329,600	294,900	266,300	189,700
	7	447,300	401,400	360,000	331,400	296,300	267,300	191,300
	8	450,400	403,800	362,300	333,200	297,600	268,300	192,900
	9	453,300	406,100	364,400	335,000	298,800	269,300	194,500
	1 0	456,400	408,500	366,700	336,900	300,300	270,300	196,200
	1 1	459,500	410,900	369,000	338,700	301,800	271,300	197,800
	1 2	462,600	413,300	371,300	340,500	303,200	272,300	199,400
	1 3	465,500	415,600	373,400	342,200	304,600	273,300	201,000
	1 4	468,600	418,000	376,000	343,900	305,700	274,300	202,700
	1 5	471,600	420,500	378,300	345,500	306,700	275,300	204,400
	1 6	474,600	422,900	380,500	347,200	307,900	276,400	206,100
	1 7	477,600	424,800	382,400	348,800	309,100	277,400	207,400
	1 8	480,600	426,900	384,700	350,500	310,700	278,700	209,000
	1 9	483,600	429,000	386,800	352,100	312,300	280,000	210,600

2 0	486,700	431,200	388,800	353,700	313,900	281,200	212,100
2 1	489,400	433,100	390,800	355,200	315,400	282,500	213,600
2 2	492,500	435,200	393,100	356,900	317,000	283,800	215,200
2 3	495,500	437,300	395,300	358,500	318,600	285,000	216,800
2 4	498,600	439,200	397,500	360,100	320,200	286,200	218,400
2 5	501,300	440,900	399,700	361,700	321,700	287,300	220,000
2 6	503,600	442,700	402,000	363,500	323,400	288,500	221,700
2 7	505,900	444,600	404,200	365,000	325,000	289,800	223,000
2 8	508,200	446,500	406,500	366,600	326,600	291,100	224,300
2 9	510,200	448,300	408,300	368,000	328,000	292,400	225,600
3 0	511,600	450,100	410,200	369,600	329,700	293,400	226,700
3 1	513,100	451,900	412,100	371,200	331,400	294,400	227,800
3 2	514,500	453,600	413,900	372,700	333,000	295,500	228,900
3 3	515,700	455,400	415,700	374,600	334,200	296,600	230,000
3 4	517,100	456,900	417,500	376,500	336,100	297,800	231,500
3 5	518,600	458,300	419,300	378,400	337,800	298,900	233,000
3 6	520,100	459,800	421,100	380,200	339,400	300,100	234,500
3 7	521,200	461,200	422,700	381,700	340,900	301,300	236,000
3 8	522,300	462,500	424,200	383,500	342,500	302,600	237,500
3 9	523,500	463,800	425,700	385,200	344,100	303,900	239,000
4 0	524,700	465,000	427,200	386,800	345,700	305,200	240,500
4 1	525,700	466,000	428,700	388,500	347,400	306,500	242,000
4 2		466,700	430,000	389,900	349,200	307,800	243,400
4 3		467,400	431,300	391,300	351,000	309,100	244,800
4 4		468,100	432,500	392,700	352,800	310,400	246,200
4 5		468,800	433,700	394,100	354,300	311,700	247,400
4 6			435,000	395,300	355,700	313,000	248,600
4 7			436,300	396,500	357,100	314,300	249,800
4 8			437,500	397,500	358,500	315,400	251,000
4 9			438,700	398,600	360,000	316,300	252,100
5 0			439,500	399,800	360,800	317,600	253,200
5 1			440,300	400,900	361,800	318,900	254,300
5 2			441,100	402,000	362,800	320,200	255,400
5 3			441,700	402,700	363,700	321,400	256,400
5 4			442,300	403,400	364,800	322,700	257,400
5 5			442,900	404,100	365,700	323,900	258,400
5 6			443,500	404,800	366,700	325,100	259,400
5 7			444,200	405,400	367,600	326,400	260,400
5 8			445,000	406,000	368,300	327,500	261,300
5 9			445,400	406,500	369,000	328,600	262,200
6 0			446,100	406,900	369,600	329,700	263,100
6 1			446,600	407,300	370,000	330,400	263,900
6 2			447,000	407,500	370,600	331,300	264,700
6 3			447,400	407,800	371,300	332,000	265,500
6 4			447,800	408,100	372,000	332,800	266,300
6 5			448,200	408,400	372,300	333,600	267,000
6 6				408,700	373,000	334,000	267,800
6 7				409,000	373,700	334,600	268,600
6 8				409,300	374,300	335,300	269,300
6 9				409,500	374,600	336,100	270,000
7 0				409,800	375,100	336,800	270,800

7 1	410,100	375,700	337,500	271,600
7 2	410,400	376,300	338,100	272,300
7 3	410,600	376,600	338,600	273,000
7 4	410,900	377,200	339,200	273,800
7 5	411,200	377,900	339,700	274,600
7 6	411,500	378,500	340,300	275,300
7 7	411,700	378,900	340,600	276,000
7 8	412,000	379,400	341,100	276,700
7 9	412,300	380,000	341,500	277,400
8 0	412,500	380,500	341,900	278,100
8 1	412,700	381,000	342,300	278,800
8 2	413,000	381,600	342,800	279,500
8 3	413,300	382,100	343,300	280,200
8 4	413,500	382,400	343,800	280,900
8 5	413,700	382,800	344,100	281,500
8 6	414,000	383,300	344,500	282,200
8 7	414,300	383,700	344,900	282,800
8 8	414,500	384,100	345,300	283,500
8 9	414,700	384,500	345,600	284,100
9 0	415,000	385,000	346,000	284,800
9 1	415,300	385,400	346,400	285,400
9 2	415,500	385,800	346,800	286,100
9 3	415,700	386,100	347,000	286,700
9 4			347,400	287,400
9 5			347,800	288,000
9 6			348,200	288,500
9 7			348,400	289,000
9 8			348,800	289,600
9 9			349,200	290,100
1 0 0			349,500	290,700
1 0 1			349,800	291,200
1 0 2			350,200	291,700
1 0 3			350,600	292,300
1 0 4			351,000	292,900
1 0 5			351,500	293,400
1 0 6			351,900	293,900
1 0 7			352,300	294,300
1 0 8			352,700	294,600
1 0 9			353,200	294,800
1 1 0			353,600	295,100
1 1 1			353,900	295,300
1 1 2			354,200	295,600
1 1 3			354,700	295,800
1 1 4				296,000
1 1 5				296,300
1 1 6				296,500
1 1 7				296,800
1 1 8				297,100
1 1 9				297,400
1 2 0				297,700
1 2 1				298,000

	1 2 2							298,300
	1 2 3							298,600
	1 2 4							299,000
	1 2 5							299,200
	1 2 6							299,400
	1 2 7							299,700
	1 2 8							300,100
	1 2 9							300,300
	1 3 0							300,600
	1 3 1							301,000
	1 3 2							301,400
	1 3 3							301,600
	1 3 4							301,900
	1 3 5							302,200
	1 3 6							302,500
	1 3 7							302,700
	1 3 8							303,000
	1 3 9							303,300
	1 4 0							303,600
	1 4 1							303,800
	1 4 2							304,200
	1 4 3							304,600
	1 4 4							304,900
	1 4 5							305,100
	1 4 6							305,300
	1 4 7							305,600
	1 4 8							306,000
	1 4 9							306,200
	1 5 0							306,400
	1 5 1							306,700
	1 5 2							307,000
	1 5 3							307,400
	1 5 4							307,600
	1 5 5							307,900
	1 5 6							308,200
	1 5 7							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、栄養士その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第5

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	404,500	368,100	326,400	313,400	287,300	261,300	183,500
再任用	2	407,600	370,500	328,800	315,200	288,900	262,300	184,600
短時間	3	410,700	372,900	331,200	317,000	290,400	263,300	185,800
勤務職	4	413,800	375,300	333,600	318,800	291,900	264,300	186,900

員以外 の職員	5	416,700	377,600	335,800	320,600	293,400	265,300	188,000
	6	419,800	380,000	338,200	322,400	294,900	266,300	189,700
	7	422,900	382,400	340,600	324,200	296,300	267,300	191,300
	8	426,000	384,800	343,000	326,000	297,600	268,300	192,900
	9	428,900	387,100	345,200	327,800	298,800	269,300	194,500
	1 0	432,000	389,500	347,600	329,600	300,300	270,300	196,200
	1 1	435,100	391,900	350,000	331,400	301,800	271,300	197,800
	1 2	438,200	394,300	352,400	333,200	303,200	272,300	199,400
	1 3	441,100	396,600	354,600	335,000	304,600	273,300	201,000
	1 4	444,200	399,000	357,000	336,900	305,700	274,300	202,700
	1 5	447,300	401,400	359,400	338,700	306,700	275,300	204,400
	1 6	450,400	403,800	361,800	340,500	307,900	276,400	206,100
	1 7	453,300	406,100	364,000	342,200	309,100	277,400	207,400
	1 8	456,400	408,500	366,400	343,900	310,700	278,700	209,000
	1 9	459,500	410,900	368,800	345,500	312,300	280,000	210,600
	2 0	462,600	413,300	371,200	347,200	313,900	281,200	212,100
	2 1	465,500	415,600	373,400	348,800	315,400	282,500	213,600
	2 2	468,600	418,000	376,000	350,500	317,000	283,800	215,200
	2 3	471,600	420,500	378,300	352,100	318,600	285,000	216,800
	2 4	474,600	422,900	380,500	353,700	320,200	286,200	218,400
	2 5	477,600	424,800	382,400	355,200	321,700	287,300	220,000
	2 6	480,600	426,900	384,700	356,900	323,400	288,500	221,700
	2 7	483,600	429,000	386,800	358,500	325,000	289,800	223,000
	2 8	486,700	431,200	388,800	360,100	326,600	291,100	224,300
	2 9	489,400	433,100	390,800	361,700	328,000	292,400	225,600
	3 0	492,500	435,200	393,100	363,500	329,700	293,400	226,700
	3 1	495,500	437,300	395,300	365,000	331,400	294,400	227,800
	3 2	498,600	439,200	397,500	366,600	333,000	295,500	228,900
	3 3	501,300	440,900	399,700	368,000	334,200	296,600	230,000
	3 4	503,600	442,700	402,000	369,600	336,100	297,800	231,500
	3 5	505,900	444,600	404,200	371,200	337,800	298,900	233,000
	3 6	508,200	446,500	406,500	372,700	339,400	300,100	234,500
	3 7	510,200	448,300	408,300	374,600	340,900	301,300	236,000
	3 8	511,600	450,100	410,200	376,500	342,500	302,600	237,500
	3 9	513,100	451,900	412,100	378,400	344,100	303,900	239,000
	4 0	514,500	453,600	413,900	380,200	345,700	305,200	240,500
	4 1	515,700	455,400	415,700	381,700	347,400	306,500	242,000
	4 2		456,900	417,500	383,500	349,200	307,800	243,400
	4 3		458,300	419,300	385,200	351,000	309,100	244,800
	4 4		459,800	421,100	386,800	352,800	310,400	246,200
	4 5		461,200	422,700	388,500	354,300	311,700	247,400
	4 6			424,200	389,900	355,700	313,000	248,600
	4 7			425,700	391,300	357,100	314,300	249,800
	4 8			427,200	392,700	358,500	315,400	251,000
	4 9			428,700	394,100	360,000	316,300	252,100
	5 0			430,000	395,300	360,800	317,600	253,200
	5 1			431,300	396,500	361,800	318,900	254,300
	5 2			432,500	397,500	362,800	320,200	255,400
	5 3			433,700	398,600	363,700	321,400	256,400
	5 4			435,000	399,800	364,800	322,700	257,400
	5 5			436,300	400,900	365,700	323,900	258,400

	5 6		437,500	402,000	366,700	325,100	259,400
	5 7		438,700	402,700	367,600	326,400	260,400
	5 8		439,500	403,400	368,300	327,500	261,300
	5 9		440,300	404,100	369,000	328,600	262,200
	6 0		441,100	404,800	369,600	329,700	263,100
	6 1		441,700	405,400	370,000	330,400	263,900
	6 2		442,300	406,000	370,600	331,300	264,700
	6 3		442,900	406,500	371,300	332,000	265,500
	6 4		443,500	406,900	372,000	332,800	266,300
	6 5		444,200	407,300	372,300	333,600	267,000
	6 6			407,500	373,000	334,000	267,800
	6 7			407,800	373,700	334,600	268,600
	6 8			408,100	374,300	335,300	269,300
	6 9			408,400	374,600	336,100	270,000
	7 0			408,700	375,100	336,800	270,800
	7 1			409,000	375,700	337,500	271,600
	7 2			409,300	376,300	338,100	272,300
	7 3			409,500	376,600	338,600	273,000
	7 4			409,800	377,200	339,200	273,800
	7 5			410,100	377,900	339,700	274,600
	7 6			410,400	378,500	340,300	275,300
	7 7			410,600	378,900	340,600	276,000
	7 8			410,900	379,400	341,100	276,700
	7 9			411,200	380,000	341,500	277,400
	8 0			411,500	380,500	341,900	278,100
	8 1			411,700	381,000	342,300	278,800
	8 2			412,000	381,600	342,800	279,500
	8 3			412,300	382,100	343,300	280,200
	8 4			412,500	382,400	343,800	280,900
	8 5			412,700	382,800	344,100	281,500
	8 6			413,000	383,300	344,500	282,200
	8 7			413,300	383,700	344,900	282,800
	8 8			413,500	384,100	345,300	283,500
	8 9			413,700	384,500	345,600	284,100
	9 0			414,000	385,000	346,000	284,800
	9 1			414,300	385,400	346,400	285,400
	9 2			414,500	385,800	346,800	286,100
	9 3			414,700	386,100	347,000	286,700
	9 4			415,000		347,400	287,400
	9 5			415,300		347,800	288,000
	9 6			415,500		348,200	288,500
	9 7			415,700		348,400	289,000
	9 8					348,800	289,600
	9 9					349,200	290,100
	1 0 0					349,500	290,700
	1 0 1					349,800	291,200
	1 0 2					350,200	291,700
	1 0 3					350,600	292,300
	1 0 4					351,000	292,900
	1 0 5					351,500	293,400
	1 0 6					351,900	293,900

1 0 7	352,300	294,300
1 0 8	352,700	294,600
1 0 9	353,200	294,800
1 1 0	353,600	295,100
1 1 1	353,900	295,300
1 1 2	354,200	295,600
1 1 3	354,700	295,800
1 1 4		296,000
1 1 5		296,300
1 1 6		296,500
1 1 7		296,800
1 1 8		297,100
1 1 9		297,400
1 2 0		297,700
1 2 1		298,000
1 2 2		298,300
1 2 3		298,600
1 2 4		299,000
1 2 5		299,200
1 2 6		299,400
1 2 7		299,700
1 2 8		300,100
1 2 9		300,300
1 3 0		300,600
1 3 1		301,000
1 3 2		301,400
1 3 3		301,600
1 3 4		301,900
1 3 5		302,200
1 3 6		302,500
1 3 7		302,700
1 3 8		303,000
1 3 9		303,300
1 4 0		303,600
1 4 1		303,800
1 4 2		304,200
1 4 3		304,600
1 4 4		304,900
1 4 5		305,100
1 4 6		305,300
1 4 7		305,600
1 4 8		306,000
1 4 9		306,200
1 5 0		306,400
1 5 1		306,700
1 5 2		307,000
1 5 3		307,400
1 5 4		307,600
1 5 5		307,900
1 5 6		308,200
1 5 7		308,500

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第6

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
		給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	465,500	415,600	373,400	335,000	287,300	261,300	183,500
	2	468,600	418,000	376,000	336,900	288,900	262,300	184,600
	3	471,600	420,500	378,300	338,700	290,400	263,300	185,800
	4	474,600	422,900	380,500	340,500	291,900	264,300	186,900
	5	477,600	424,800	382,400	342,200	293,400	265,300	188,000
	6	480,600	426,900	384,700	343,900	294,900	266,300	189,700
	7	483,600	429,000	386,800	345,500	296,300	267,300	191,300
	8	486,700	431,200	388,800	347,200	297,600	268,300	192,900
	9	489,400	433,100	390,800	348,800	298,800	269,300	194,500
	1 0	492,500	435,200	393,100	350,500	300,300	270,300	196,200
	1 1	495,500	437,300	395,300	352,100	301,800	271,300	197,800
	1 2	498,600	439,200	397,500	353,700	303,200	272,300	199,400
	1 3	501,300	440,900	399,700	355,200	304,600	273,300	201,000
	1 4	503,600	442,700	402,000	356,900	305,700	274,300	202,700
	1 5	505,900	444,600	404,200	358,500	306,700	275,300	204,400
	1 6	508,200	446,500	406,500	360,100	307,900	276,400	206,100
	1 7	510,200	448,300	408,300	361,700	309,100	277,400	207,400
	1 8	511,600	450,100	410,200	363,500	310,700	278,700	209,000
	1 9	513,100	451,900	412,100	365,000	312,300	280,000	210,600
	2 0	514,500	453,600	413,900	366,600	313,900	281,200	212,100
	2 1	515,700	455,400	415,700	368,000	315,400	282,500	213,600
	2 2	517,100	456,900	417,500	369,600	317,000	283,800	215,200
	2 3	518,600	458,300	419,300	371,200	318,600	285,000	216,800
	2 4	520,100	459,800	421,100	372,700	320,200	286,200	218,400
	2 5	521,200	461,200	422,700	374,600	321,700	287,300	220,000
	2 6	522,300	462,500	424,200	376,500	323,400	288,500	221,700
	2 7	523,500	463,800	425,700	378,400	325,000	289,800	223,000
	2 8	524,700	465,000	427,200	380,200	326,600	291,100	224,300
	2 9	525,700	466,000	428,700	381,700	328,000	292,400	225,600
	3 0	526,600	466,700	430,000	383,500	329,700	293,400	226,700
	3 1	527,500	467,400	431,300	385,200	331,400	294,400	227,800
	3 2	528,400	468,100	432,500	386,800	333,000	295,500	228,900
	3 3	529,200	468,800	433,700	388,500	334,200	296,600	230,000
	3 4	530,100	469,500	435,000	389,900	336,100	297,800	231,500
	3 5	530,800	470,100	436,300	391,300	337,800	298,900	233,000
	3 6	531,300	470,700	437,500	392,700	339,400	300,100	234,500
	3 7	532,000	471,200	438,700	394,100	340,900	301,300	236,000
	3 8	532,600	471,800	439,500	395,300	342,500	302,600	237,500
	3 9	533,400	472,400	440,300	396,500	344,100	303,900	239,000
	4 0	534,000	473,000	441,100	397,500	345,700	305,200	240,500

	4 1	534,500	473,500	441,700	398,600	347,400	306,500	242,000
	4 2		474,000	442,300	399,800	349,200	307,800	243,400
	4 3		474,400	442,900	400,900	351,000	309,100	244,800
	4 4		474,700	443,500	402,000	352,800	310,400	246,200
	4 5		475,000	444,200	402,700	354,300	311,700	247,400
	4 6			445,000	403,400	355,700	313,000	248,600
	4 7			445,400	404,100	357,100	314,300	249,800
	4 8			446,100	404,800	358,500	315,400	251,000
	4 9			446,600	405,400	360,000	316,300	252,100
	5 0			447,000	406,000	360,800	317,600	253,200
	5 1			447,400	406,500	361,800	318,900	254,300
	5 2			447,800	406,900	362,800	320,200	255,400
	5 3			448,200	407,300	363,700	321,400	256,400
	5 4			448,600	407,500	364,800	322,700	257,400
	5 5			449,000	407,800	365,700	323,900	258,400
	5 6			449,300	408,100	366,700	325,100	259,400
	5 7			449,600	408,400	367,600	326,400	260,400
	5 8			450,000	408,700	368,300	327,500	261,300
	5 9			450,300	409,000	369,000	328,600	262,200
	6 0			450,600	409,300	369,600	329,700	263,100
	6 1			450,900	409,500	370,000	330,400	263,900
	6 2				409,800	370,600	331,300	264,700
	6 3				410,100	371,300	332,000	265,500
	6 4				410,400	372,000	332,800	266,300
	6 5				410,600	372,300	333,600	267,000
	6 6				410,900	373,000	334,000	267,800
	6 7				411,200	373,700	334,600	268,600
	6 8				411,500	374,300	335,300	269,300
	6 9				411,700	374,600	336,100	270,000
	7 0				412,000	375,100	336,800	270,800
	7 1				412,300	375,700	337,500	271,600
	7 2				412,500	376,300	338,100	272,300
	7 3				412,700	376,600	338,600	273,000
	7 4				413,000	377,200	339,200	273,800
	7 5				413,300	377,900	339,700	274,600
	7 6				413,500	378,500	340,300	275,300
	7 7				413,700	378,900	340,600	276,000
	7 8				414,000	379,400	341,100	276,700
	7 9				414,300	380,000	341,500	277,400
	8 0				414,500	380,500	341,900	278,100
	8 1				414,700	381,000	342,300	278,800
	8 2				415,000	381,600	342,800	279,500
	8 3				415,300	382,100	343,300	280,200
	8 4				415,500	382,400	343,800	280,900
	8 5				415,700	382,800	344,100	281,500
	8 6					383,300	344,500	282,200
	8 7					383,700	344,900	282,800
	8 8					384,100	345,300	283,500
	8 9					384,500	345,600	284,100
	9 0					385,000	346,000	284,800
	9 1					385,400	346,400	285,400

	9 2				385,800	346,800	286,100
	9 3				386,100	347,000	286,700
	9 4					347,400	287,400
	9 5					347,800	288,000
	9 6					348,200	288,500
	9 7					348,400	289,000
	9 8					348,800	289,600
	9 9					349,200	290,100
	1 0 0					349,500	290,700
	1 0 1					349,800	291,200
	1 0 2					350,200	291,700
	1 0 3					350,600	292,300
	1 0 4					351,000	292,900
	1 0 5					351,500	293,400
	1 0 6					351,900	293,900
	1 0 7					352,300	294,300
	1 0 8					352,700	294,600
	1 0 9					353,200	294,800
	1 1 0					353,600	295,100
	1 1 1					353,900	295,300
	1 1 2					354,200	295,600
	1 1 3					354,700	295,800
	1 1 4						296,000
	1 1 5						296,300
	1 1 6						296,500
	1 1 7						296,800
	1 1 8						297,100
	1 1 9						297,400
	1 2 0						297,700
	1 2 1						298,000
	1 2 2						298,300
	1 2 3						298,600
	1 2 4						299,000
	1 2 5						299,200
	1 2 6						299,400
	1 2 7						299,700
	1 2 8						300,100
	1 2 9						300,300
	1 3 0						300,600
	1 3 1						301,000
	1 3 2						301,400
	1 3 3						301,600
	1 3 4						301,900
	1 3 5						302,200
	1 3 6						302,500
	1 3 7						302,700
	1 3 8						303,000
	1 3 9						303,300
	1 4 0						303,600
	1 4 1						303,800
	1 4 2						304,200

	1 4 3							304,600
	1 4 4							304,900
	1 4 5							305,100
	1 4 6							305,300
	1 4 7							305,600
	1 4 8							306,000
	1 4 9							306,200
	1 5 0							306,400
	1 5 1							306,700
	1 5 2							307,000
	1 5 3							307,400
	1 5 4							307,600
	1 5 5							307,900
	1 5 6							308,200
	1 5 7							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「4号給」の次に「（給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員にあつては、1号給）」を加える。

第12条第1項ただし書中「次条第2号」の次に「から第5号までのいずれか」を加え、「扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）以外の」、「配偶者、」及び「（第16条において「1等級職員」という。）」を削る。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条第1項中「扶養親族たる配偶者、」を「前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、扶養親族たる」に改め、「とし、扶養親族たる子については1人につき10,000円」を削り、同条第2項中「特定期間（」及び「をいう。）」を削る。

第15条から第17条までを次のように改める。

（扶養手当の支給額の改定等）

第15条 前3条に規定するもののほか、扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第16条及び第17条 削除

第17条の2第1号中「及び第3号」を削り、「100分の12」を「100分の16」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「の区域内に所在する国の行政機関の官署に勤務する」を「に在勤する」に改め、同号を同条第2号とする。

第17条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））」を加える。

第20条第1項中「国の行政機関の官署」を「勤務場所」に改める。

第27条第1項第2号中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「間（」の次に「週休日等に含まれる時間を除く。）であつて」を加え、「に限る。）」を削り、同条第2項中「をした1日」を「1回」に改める。

第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは、「100分の70」に改め、同条第4項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは、「100分の95」に改める。

第29条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の102.5を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の51.25」を「100分の105」とあるのは、「100分の50」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第29条の2第4項」を「第29条の2第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは、「100分の87.5」とする。

第38条中「、夜間勤務手当及び勤勉手当」を「及び夜間勤務手当」に改める。

附則第8項中「第29条の2第4項」を「第29条の2第5項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員の 区分	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	号	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	510,200	458,300	408,300	355,200	298,800	265,300	183,500
再任用	2	517,100	463,800	410,200	356,900	300,300	266,300	184,600
短時間	3	522,300	468,800	412,100	358,500	301,800	267,300	185,800
勤務職	4	526,600	473,500	413,900	360,100	303,200	268,300	186,900
員以外	5	530,100	477,500	415,700	361,700	304,600	269,300	188,000
の職員	6	533,400	481,000	417,500	363,500	305,700	270,300	189,700
	7	536,400	484,000	419,300	365,000	306,700	271,300	191,300
	8	538,900	486,500	421,100	366,600	307,900	272,300	192,900
	9	540,900	488,500	422,700	368,000	309,100	273,300	194,500
	10			424,200	369,600	310,700	274,300	196,200
	11			425,700	371,200	312,300	275,300	197,800
	12			427,200	372,700	313,900	276,400	199,400
	13			428,700	374,600	315,400	277,400	201,000
	14			430,000	376,500	317,000	278,700	202,700
	15			431,300	378,400	318,600	280,000	204,400
	16			432,500	380,200	320,200	281,200	206,100
	17			433,700	381,700	321,700	282,500	207,400

	1 8		435,000	383,500	323,400	283,800	209,000
	1 9		436,300	385,200	325,000	285,000	210,600
	2 0		437,500	386,800	326,600	286,200	212,100
	2 1		438,700	388,500	328,000	287,300	213,600
	2 2		439,500	389,900	329,700	288,500	215,200
	2 3		440,300	391,300	331,400	289,800	216,800
	2 4		441,100	392,700	333,000	291,100	218,400
	2 5		441,700	394,100	334,200	292,400	220,000
	2 6		442,300	395,300	336,100	293,400	221,700
	2 7		442,900	396,500	337,800	294,400	223,000
	2 8		443,500	397,500	339,400	295,500	224,300
	2 9		444,200	398,600	340,900	296,600	225,600
	3 0		445,000	399,800	342,500	297,800	226,700
	3 1		445,400	400,900	344,100	298,900	227,800
	3 2		446,100	402,000	345,700	300,100	228,900
	3 3		446,600	402,700	347,400	301,300	230,000
	3 4		447,000	403,400	349,200	302,600	231,500
	3 5		447,400	404,100	351,000	303,900	233,000
	3 6		447,800	404,800	352,800	305,200	234,500
	3 7		448,200	405,400	354,300	306,500	236,000
	3 8		448,600	406,000	355,700	307,800	237,500
	3 9		449,000	406,500	357,100	309,100	239,000
	4 0		449,300	406,900	358,500	310,400	240,500
	4 1		449,600	407,300	360,000	311,700	242,000
	4 2		450,000	407,500	360,800	313,000	243,400
	4 3		450,300	407,800	361,800	314,300	244,800
	4 4		450,600	408,100	362,800	315,400	246,200
	4 5		450,900	408,400	363,700	316,300	247,400
	4 6			408,700	364,800	317,600	248,600
	4 7			409,000	365,700	318,900	249,800
	4 8			409,300	366,700	320,200	251,000
	4 9			409,500	367,600	321,400	252,100
	5 0			409,800	368,300	322,700	253,200
	5 1			410,100	369,000	323,900	254,300
	5 2			410,400	369,600	325,100	255,400
	5 3			410,600	370,000	326,400	256,400
	5 4			410,900	370,600	327,500	257,400
	5 5			411,200	371,300	328,600	258,400
	5 6			411,500	372,000	329,700	259,400
	5 7			411,700	372,300	330,400	260,400
	5 8			412,000	373,000	331,300	261,300
	5 9			412,300	373,700	332,000	262,200
	6 0			412,500	374,300	332,800	263,100
	6 1			412,700	374,600	333,600	263,900
	6 2			413,000	375,100	334,000	264,700
	6 3			413,300	375,700	334,600	265,500
	6 4			413,500	376,300	335,300	266,300
	6 5			413,700	376,600	336,100	267,000
	6 6			414,000	377,200	336,800	267,800
	6 7			414,300	377,900	337,500	268,600
	6 8			414,500	378,500	338,100	269,300

	6 9			414,700	378,900	338,600	270,000
	7 0			415,000	379,400	339,200	270,800
	7 1			415,300	380,000	339,700	271,600
	7 2			415,500	380,500	340,300	272,300
	7 3			415,700	381,000	340,600	273,000
	7 4				381,600	341,100	273,800
	7 5				382,100	341,500	274,600
	7 6				382,400	341,900	275,300
	7 7				382,800	342,300	276,000
	7 8				383,300	342,800	276,700
	7 9				383,700	343,300	277,400
	8 0				384,100	343,800	278,100
	8 1				384,500	344,100	278,800
	8 2				385,000	344,500	279,500
	8 3				385,400	344,900	280,200
	8 4				385,800	345,300	280,900
	8 5				386,100	345,600	281,500
	8 6					346,000	282,200
	8 7					346,400	282,800
	8 8					346,800	283,500
	8 9					347,000	284,100
	9 0					347,400	284,800
	9 1					347,800	285,400
	9 2					348,200	286,100
	9 3					348,400	286,700
	9 4					348,800	287,400
	9 5					349,200	288,000
	9 6					349,500	288,500
	9 7					349,800	289,000
	9 8					350,200	289,600
	9 9					350,600	290,100
	1 0 0					351,000	290,700
	1 0 1					351,500	291,200
	1 0 2					351,900	291,700
	1 0 3					352,300	292,300
	1 0 4					352,700	292,900
	1 0 5					353,200	293,400
	1 0 6					353,600	293,900
	1 0 7					353,900	294,300
	1 0 8					354,200	294,600
	1 0 9					354,700	294,800
	1 1 0						295,100
	1 1 1						295,300
	1 1 2						295,600
	1 1 3						295,800
	1 1 4						296,000
	1 1 5						296,300
	1 1 6						296,500
	1 1 7						296,800
	1 1 8						297,100
	1 1 9						297,400

	1 2 0							297,700
	1 2 1							298,000
	1 2 2							298,300
	1 2 3							298,600
	1 2 4							299,000
	1 2 5							299,200
	1 2 6							299,400
	1 2 7							299,700
	1 2 8							300,100
	1 2 9							300,300
	1 3 0							300,600
	1 3 1							301,000
	1 3 2							301,400
	1 3 3							301,600
	1 3 4							301,900
	1 3 5							302,200
	1 3 6							302,500
	1 3 7							302,700
	1 3 8							303,000
	1 3 9							303,300
	1 4 0							303,600
	1 4 1							303,800
	1 4 2							304,200
	1 4 3							304,600
	1 4 4							304,900
	1 4 5							305,100
	1 4 6							305,300
	1 4 7							305,600
	1 4 8							306,000
	1 4 9							306,200
	1 5 0							306,400
	1 5 1							306,700
	1 5 2							307,000
	1 5 3							307,400
	1 5 4							307,600
	1 5 5							307,900
	1 5 6							308,200
	1 5 7							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3から別表第6までを次のように改める。

別表第3

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前	1	円 596,100	円 549,800	円 455,100	円 400,300	円 291,400

再任用	2	602,100	555,900	457,100	403,000	293,700
短時間	3	607,400	561,200	459,000	405,600	296,000
勤務職	4	611,900	566,100	460,900	408,100	298,200
員以外	5	615,900	570,500	462,300	410,500	300,300
の職員	6	619,400	574,800	464,100	412,700	303,800
	7	622,400	578,400	465,900	414,800	307,300
	8	625,200	581,400	467,700	416,900	310,700
	9		583,900	469,500	419,000	314,100
	10		586,200	471,300	420,500	317,600
	11			473,100	422,000	321,000
	12			474,900	423,500	324,400
	13			476,700	424,900	327,800
	14			478,500	426,400	331,300
	15			480,300	427,900	334,700
	16			482,100	429,300	338,100
	17			483,900	430,700	341,500
	18			485,800	432,200	344,600
	19			487,700	433,700	347,700
	20			489,600	435,100	350,800
	21			491,500	436,500	354,000
	22			493,200	438,000	357,100
	23			495,000	439,500	360,200
	24			496,800	440,900	363,200
	25			498,400	442,300	366,200
	26			500,200	443,700	368,500
	27			502,000	445,100	370,800
	28			503,600	446,500	373,000
	29			505,000	447,900	374,900
	30			506,700	449,300	376,600
	31			508,500	450,700	378,300
	32			510,200	452,100	380,100
	33			511,700	453,500	381,900
	34			513,000	454,900	383,700
	35			514,300	456,300	385,300
	36			515,600	457,700	386,700
	37			516,600	459,100	388,100
	38			517,900	460,800	389,600
	39			519,200	462,400	391,100
	40			520,500	464,000	392,600
	41			521,500	465,600	394,100
	42			522,300	466,800	394,800
	43			523,100	468,000	395,400
	44			523,900	469,100	396,100
	45			524,800	470,100	397,000
	46			525,600	471,100	397,600
	47			526,400	472,000	398,200
	48			527,100	472,800	398,800
	49			527,900	473,500	399,400
	50			528,700	474,200	399,900
	51			529,400	474,900	400,400
	52			530,300	475,500	400,900

	5 3			531,200	476,200	401,400
	5 4			532,000	476,900	401,800
	5 5			532,900	477,500	402,200
	5 6			533,800	478,100	402,600
	5 7			534,600	478,400	403,000
	5 8			535,500	479,000	403,400
	5 9			536,400	479,700	403,800
	6 0			537,100	480,400	404,200
	6 1			537,900	480,800	404,600
	6 2			538,800	481,400	405,000
	6 3			539,700	482,100	405,400
	6 4			540,600	482,800	405,800
	6 5			541,400	483,200	406,100
	6 6			542,300	483,800	
	6 7			543,200	484,400	
	6 8			544,100	484,900	
	6 9			544,900	485,400	
	7 0			545,800	485,900	
	7 1			546,700	486,400	
	7 2			547,600	486,900	
	7 3			548,400	487,300	
	7 4				487,800	
	7 5				488,200	
	7 6				488,700	
	7 7				489,200	
	7 8				489,800	
	7 9				490,400	
	8 0				490,800	
	8 1				491,300	
	8 2				491,900	
	8 3				492,500	
	8 4				493,000	
	8 5				493,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 573,800	円 473,300	円 399,500	円 344,400	円 301,700

備考 この表は、医師に適用する。

別表第4

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	510,200	458,300	408,300	355,200	298,800	265,300	183,500
再任用	2	517,100	463,800	410,200	356,900	300,300	266,300	184,600
短時間	3	522,300	468,800	412,100	358,500	301,800	267,300	185,800
勤務職	4	526,600	473,500	413,900	360,100	303,200	268,300	186,900
員以外	5	530,100	477,500	415,700	361,700	304,600	269,300	188,000
の職員	6	533,400	481,000	417,500	363,500	305,700	270,300	189,700
	7	536,400	484,000	419,300	365,000	306,700	271,300	191,300

	8	538,900	486,500	421,100	366,600	307,900	272,300	192,900
	9	540,900	488,500	422,700	368,000	309,100	273,300	194,500
	1 0			424,200	369,600	310,700	274,300	196,200
	1 1			425,700	371,200	312,300	275,300	197,800
	1 2			427,200	372,700	313,900	276,400	199,400
	1 3			428,700	374,600	315,400	277,400	201,000
	1 4			430,000	376,500	317,000	278,700	202,700
	1 5			431,300	378,400	318,600	280,000	204,400
	1 6			432,500	380,200	320,200	281,200	206,100
	1 7			433,700	381,700	321,700	282,500	207,400
	1 8			435,000	383,500	323,400	283,800	209,000
	1 9			436,300	385,200	325,000	285,000	210,600
	2 0			437,500	386,800	326,600	286,200	212,100
	2 1			438,700	388,500	328,000	287,300	213,600
	2 2			439,500	389,900	329,700	288,500	215,200
	2 3			440,300	391,300	331,400	289,800	216,800
	2 4			441,100	392,700	333,000	291,100	218,400
	2 5			441,700	394,100	334,200	292,400	220,000
	2 6			442,300	395,300	336,100	293,400	221,700
	2 7			442,900	396,500	337,800	294,400	223,000
	2 8			443,500	397,500	339,400	295,500	224,300
	2 9			444,200	398,600	340,900	296,600	225,600
	3 0			445,000	399,800	342,500	297,800	226,700
	3 1			445,400	400,900	344,100	298,900	227,800
	3 2			446,100	402,000	345,700	300,100	228,900
	3 3			446,600	402,700	347,400	301,300	230,000
	3 4			447,000	403,400	349,200	302,600	231,500
	3 5			447,400	404,100	351,000	303,900	233,000
	3 6			447,800	404,800	352,800	305,200	234,500
	3 7			448,200	405,400	354,300	306,500	236,000
	3 8			448,600	406,000	355,700	307,800	237,500
	3 9			449,000	406,500	357,100	309,100	239,000
	4 0			449,300	406,900	358,500	310,400	240,500
	4 1			449,600	407,300	360,000	311,700	242,000
	4 2			450,000	407,500	360,800	313,000	243,400
	4 3			450,300	407,800	361,800	314,300	244,800
	4 4			450,600	408,100	362,800	315,400	246,200
	4 5			450,900	408,400	363,700	316,300	247,400
	4 6				408,700	364,800	317,600	248,600
	4 7				409,000	365,700	318,900	249,800
	4 8				409,300	366,700	320,200	251,000
	4 9				409,500	367,600	321,400	252,100
	5 0				409,800	368,300	322,700	253,200
	5 1				410,100	369,000	323,900	254,300
	5 2				410,400	369,600	325,100	255,400
	5 3				410,600	370,000	326,400	256,400
	5 4				410,900	370,600	327,500	257,400
	5 5				411,200	371,300	328,600	258,400
	5 6				411,500	372,000	329,700	259,400
	5 7				411,700	372,300	330,400	260,400
	5 8				412,000	373,000	331,300	261,300

	5 9			412,300	373,700	332,000	262,200
	6 0			412,500	374,300	332,800	263,100
	6 1			412,700	374,600	333,600	263,900
	6 2			413,000	375,100	334,000	264,700
	6 3			413,300	375,700	334,600	265,500
	6 4			413,500	376,300	335,300	266,300
	6 5			413,700	376,600	336,100	267,000
	6 6			414,000	377,200	336,800	267,800
	6 7			414,300	377,900	337,500	268,600
	6 8			414,500	378,500	338,100	269,300
	6 9			414,700	378,900	338,600	270,000
	7 0			415,000	379,400	339,200	270,800
	7 1			415,300	380,000	339,700	271,600
	7 2			415,500	380,500	340,300	272,300
	7 3			415,700	381,000	340,600	273,000
	7 4				381,600	341,100	273,800
	7 5				382,100	341,500	274,600
	7 6				382,400	341,900	275,300
	7 7				382,800	342,300	276,000
	7 8				383,300	342,800	276,700
	7 9				383,700	343,300	277,400
	8 0				384,100	343,800	278,100
	8 1				384,500	344,100	278,800
	8 2				385,000	344,500	279,500
	8 3				385,400	344,900	280,200
	8 4				385,800	345,300	280,900
	8 5				386,100	345,600	281,500
	8 6					346,000	282,200
	8 7					346,400	282,800
	8 8					346,800	283,500
	8 9					347,000	284,100
	9 0					347,400	284,800
	9 1					347,800	285,400
	9 2					348,200	286,100
	9 3					348,400	286,700
	9 4					348,800	287,400
	9 5					349,200	288,000
	9 6					349,500	288,500
	9 7					349,800	289,000
	9 8					350,200	289,600
	9 9					350,600	290,100
	1 0 0					351,000	290,700
	1 0 1					351,500	291,200
	1 0 2					351,900	291,700
	1 0 3					352,300	292,300
	1 0 4					352,700	292,900
	1 0 5					353,200	293,400
	1 0 6					353,600	293,900
	1 0 7					353,900	294,300
	1 0 8					354,200	294,600
	1 0 9					354,700	294,800

	1 1 0							295,100
	1 1 1							295,300
	1 1 2							295,600
	1 1 3							295,800
	1 1 4							296,000
	1 1 5							296,300
	1 1 6							296,500
	1 1 7							296,800
	1 1 8							297,100
	1 1 9							297,400
	1 2 0							297,700
	1 2 1							298,000
	1 2 2							298,300
	1 2 3							298,600
	1 2 4							299,000
	1 2 5							299,200
	1 2 6							299,400
	1 2 7							299,700
	1 2 8							300,100
	1 2 9							300,300
	1 3 0							300,600
	1 3 1							301,000
	1 3 2							301,400
	1 3 3							301,600
	1 3 4							301,900
	1 3 5							302,200
	1 3 6							302,500
	1 3 7							302,700
	1 3 8							303,000
	1 3 9							303,300
	1 4 0							303,600
	1 4 1							303,800
	1 4 2							304,200
	1 4 3							304,600
	1 4 4							304,900
	1 4 5							305,100
	1 4 6							305,300
	1 4 7							305,600
	1 4 8							306,000
	1 4 9							306,200
	1 5 0							306,400
	1 5 1							306,700
	1 5 2							307,000
	1 5 3							307,400
	1 5 4							307,600
	1 5 5							307,900
	1 5 6							308,200
	1 5 7							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、栄養士その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第5

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務の等級 号	1 等 級 給 料 月 額 円	2 等 級 給 料 月 額 円	3 等 級 給 料 月 額 円	4 等 級 給 料 月 額 円	5 等 級 給 料 月 額 円	6 等 級 給 料 月 額 円	7 等 級 給 料 月 額 円
定年前	1	510,200	458,300	408,300	355,200	298,800	265,300	183,500
再任用	2	517,100	463,800	410,200	356,900	300,300	266,300	184,600
短時間	3	522,300	468,800	412,100	358,500	301,800	267,300	185,800
勤務職	4	526,600	473,500	413,900	360,100	303,200	268,300	186,900
員以外	5	530,100	477,500	415,700	361,700	304,600	269,300	188,000
の職員	6	533,400	481,000	417,500	363,500	305,700	270,300	189,700
	7	536,400	484,000	419,300	365,000	306,700	271,300	191,300
	8	538,900	486,500	421,100	366,600	307,900	272,300	192,900
	9	540,900	488,500	422,700	368,000	309,100	273,300	194,500
	1 0			424,200	369,600	310,700	274,300	196,200
	1 1			425,700	371,200	312,300	275,300	197,800
	1 2			427,200	372,700	313,900	276,400	199,400
	1 3			428,700	374,600	315,400	277,400	201,000
	1 4			430,000	376,500	317,000	278,700	202,700
	1 5			431,300	378,400	318,600	280,000	204,400
	1 6			432,500	380,200	320,200	281,200	206,100
	1 7			433,700	381,700	321,700	282,500	207,400
	1 8			435,000	383,500	323,400	283,800	209,000
	1 9			436,300	385,200	325,000	285,000	210,600
	2 0			437,500	386,800	326,600	286,200	212,100
	2 1			438,700	388,500	328,000	287,300	213,600
	2 2			439,500	389,900	329,700	288,500	215,200
	2 3			440,300	391,300	331,400	289,800	216,800
	2 4			441,100	392,700	333,000	291,100	218,400
	2 5			441,700	394,100	334,200	292,400	220,000
	2 6			442,300	395,300	336,100	293,400	221,700
	2 7			442,900	396,500	337,800	294,400	223,000
	2 8			443,500	397,500	339,400	295,500	224,300
	2 9			444,200	398,600	340,900	296,600	225,600
	3 0			445,000	399,800	342,500	297,800	226,700
	3 1			445,400	400,900	344,100	298,900	227,800
	3 2			446,100	402,000	345,700	300,100	228,900
	3 3			446,600	402,700	347,400	301,300	230,000
	3 4			447,000	403,400	349,200	302,600	231,500
	3 5			447,400	404,100	351,000	303,900	233,000
	3 6			447,800	404,800	352,800	305,200	234,500
	3 7			448,200	405,400	354,300	306,500	236,000
	3 8			448,600	406,000	355,700	307,800	237,500
	3 9			449,000	406,500	357,100	309,100	239,000
	4 0			449,300	406,900	358,500	310,400	240,500
	4 1			449,600	407,300	360,000	311,700	242,000
	4 2			450,000	407,500	360,800	313,000	243,400
	4 3			450,300	407,800	361,800	314,300	244,800
	4 4			450,600	408,100	362,800	315,400	246,200

	4 5		450,900	408,400	363,700	316,300	247,400
	4 6			408,700	364,800	317,600	248,600
	4 7			409,000	365,700	318,900	249,800
	4 8			409,300	366,700	320,200	251,000
	4 9			409,500	367,600	321,400	252,100
	5 0			409,800	368,300	322,700	253,200
	5 1			410,100	369,000	323,900	254,300
	5 2			410,400	369,600	325,100	255,400
	5 3			410,600	370,000	326,400	256,400
	5 4			410,900	370,600	327,500	257,400
	5 5			411,200	371,300	328,600	258,400
	5 6			411,500	372,000	329,700	259,400
	5 7			411,700	372,300	330,400	260,400
	5 8			412,000	373,000	331,300	261,300
	5 9			412,300	373,700	332,000	262,200
	6 0			412,500	374,300	332,800	263,100
	6 1			412,700	374,600	333,600	263,900
	6 2			413,000	375,100	334,000	264,700
	6 3			413,300	375,700	334,600	265,500
	6 4			413,500	376,300	335,300	266,300
	6 5			413,700	376,600	336,100	267,000
	6 6			414,000	377,200	336,800	267,800
	6 7			414,300	377,900	337,500	268,600
	6 8			414,500	378,500	338,100	269,300
	6 9			414,700	378,900	338,600	270,000
	7 0			415,000	379,400	339,200	270,800
	7 1			415,300	380,000	339,700	271,600
	7 2			415,500	380,500	340,300	272,300
	7 3			415,700	381,000	340,600	273,000
	7 4				381,600	341,100	273,800
	7 5				382,100	341,500	274,600
	7 6				382,400	341,900	275,300
	7 7				382,800	342,300	276,000
	7 8				383,300	342,800	276,700
	7 9				383,700	343,300	277,400
	8 0				384,100	343,800	278,100
	8 1				384,500	344,100	278,800
	8 2				385,000	344,500	279,500
	8 3				385,400	344,900	280,200
	8 4				385,800	345,300	280,900
	8 5				386,100	345,600	281,500
	8 6					346,000	282,200
	8 7					346,400	282,800
	8 8					346,800	283,500
	8 9					347,000	284,100
	9 0					347,400	284,800
	9 1					347,800	285,400
	9 2					348,200	286,100
	9 3					348,400	286,700
	9 4					348,800	287,400
	9 5					349,200	288,000

9 6	349,500	288,500
9 7	349,800	289,000
9 8	350,200	289,600
9 9	350,600	290,100
1 0 0	351,000	290,700
1 0 1	351,500	291,200
1 0 2	351,900	291,700
1 0 3	352,300	292,300
1 0 4	352,700	292,900
1 0 5	353,200	293,400
1 0 6	353,600	293,900
1 0 7	353,900	294,300
1 0 8	354,200	294,600
1 0 9	354,700	294,800
1 1 0		295,100
1 1 1		295,300
1 1 2		295,600
1 1 3		295,800
1 1 4		296,000
1 1 5		296,300
1 1 6		296,500
1 1 7		296,800
1 1 8		297,100
1 1 9		297,400
1 2 0		297,700
1 2 1		298,000
1 2 2		298,300
1 2 3		298,600
1 2 4		299,000
1 2 5		299,200
1 2 6		299,400
1 2 7		299,700
1 2 8		300,100
1 2 9		300,300
1 3 0		300,600
1 3 1		301,000
1 3 2		301,400
1 3 3		301,600
1 3 4		301,900
1 3 5		302,200
1 3 6		302,500
1 3 7		302,700
1 3 8		303,000
1 3 9		303,300
1 4 0		303,600
1 4 1		303,800
1 4 2		304,200
1 4 3		304,600
1 4 4		304,900
1 4 5		305,100
1 4 6		305,300

	1 4 7							305,600
	1 4 8							306,000
	1 4 9							306,200
	1 5 0							306,400
	1 5 1							306,700
	1 5 2							307,000
	1 5 3							307,400
	1 5 4							307,600
	1 5 5							307,900
	1 5 6							308,200
	1 5 7							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で別に定めるものに適用する。

別表第6

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	510,200	458,300	408,300	355,200	298,800	265,300	183,500
	2	517,100	463,800	410,200	356,900	300,300	266,300	184,600
	3	522,300	468,800	412,100	358,500	301,800	267,300	185,800
	4	526,600	473,500	413,900	360,100	303,200	268,300	186,900
	5	530,100	477,500	415,700	361,700	304,600	269,300	188,000
	6	533,400	481,000	417,500	363,500	305,700	270,300	189,700
	7	536,400	484,000	419,300	365,000	306,700	271,300	191,300
	8	538,900	486,500	421,100	366,600	307,900	272,300	192,900
	9	540,900	488,500	422,700	368,000	309,100	273,300	194,500
	1 0			424,200	369,600	310,700	274,300	196,200
	1 1			425,700	371,200	312,300	275,300	197,800
	1 2			427,200	372,700	313,900	276,400	199,400
	1 3			428,700	374,600	315,400	277,400	201,000
	1 4			430,000	376,500	317,000	278,700	202,700
	1 5			431,300	378,400	318,600	280,000	204,400
	1 6			432,500	380,200	320,200	281,200	206,100
	1 7			433,700	381,700	321,700	282,500	207,400
	1 8			435,000	383,500	323,400	283,800	209,000
	1 9			436,300	385,200	325,000	285,000	210,600
	2 0			437,500	386,800	326,600	286,200	212,100
	2 1			438,700	388,500	328,000	287,300	213,600
	2 2			439,500	389,900	329,700	288,500	215,200
	2 3			440,300	391,300	331,400	289,800	216,800
	2 4			441,100	392,700	333,000	291,100	218,400
	2 5			441,700	394,100	334,200	292,400	220,000
	2 6			442,300	395,300	336,100	293,400	221,700
	2 7			442,900	396,500	337,800	294,400	223,000
	2 8			443,500	397,500	339,400	295,500	224,300
	2 9			444,200	398,600	340,900	296,600	225,600

3 0	445,000	399,800	342,500	297,800	226,700
3 1	445,400	400,900	344,100	298,900	227,800
3 2	446,100	402,000	345,700	300,100	228,900
3 3	446,600	402,700	347,400	301,300	230,000
3 4	447,000	403,400	349,200	302,600	231,500
3 5	447,400	404,100	351,000	303,900	233,000
3 6	447,800	404,800	352,800	305,200	234,500
3 7	448,200	405,400	354,300	306,500	236,000
3 8	448,600	406,000	355,700	307,800	237,500
3 9	449,000	406,500	357,100	309,100	239,000
4 0	449,300	406,900	358,500	310,400	240,500
4 1	449,600	407,300	360,000	311,700	242,000
4 2	450,000	407,500	360,800	313,000	243,400
4 3	450,300	407,800	361,800	314,300	244,800
4 4	450,600	408,100	362,800	315,400	246,200
4 5	450,900	408,400	363,700	316,300	247,400
4 6		408,700	364,800	317,600	248,600
4 7		409,000	365,700	318,900	249,800
4 8		409,300	366,700	320,200	251,000
4 9		409,500	367,600	321,400	252,100
5 0		409,800	368,300	322,700	253,200
5 1		410,100	369,000	323,900	254,300
5 2		410,400	369,600	325,100	255,400
5 3		410,600	370,000	326,400	256,400
5 4		410,900	370,600	327,500	257,400
5 5		411,200	371,300	328,600	258,400
5 6		411,500	372,000	329,700	259,400
5 7		411,700	372,300	330,400	260,400
5 8		412,000	373,000	331,300	261,300
5 9		412,300	373,700	332,000	262,200
6 0		412,500	374,300	332,800	263,100
6 1		412,700	374,600	333,600	263,900
6 2		413,000	375,100	334,000	264,700
6 3		413,300	375,700	334,600	265,500
6 4		413,500	376,300	335,300	266,300
6 5		413,700	376,600	336,100	267,000
6 6		414,000	377,200	336,800	267,800
6 7		414,300	377,900	337,500	268,600
6 8		414,500	378,500	338,100	269,300
6 9		414,700	378,900	338,600	270,000
7 0		415,000	379,400	339,200	270,800
7 1		415,300	380,000	339,700	271,600
7 2		415,500	380,500	340,300	272,300
7 3		415,700	381,000	340,600	273,000
7 4			381,600	341,100	273,800
7 5			382,100	341,500	274,600
7 6			382,400	341,900	275,300
7 7			382,800	342,300	276,000
7 8			383,300	342,800	276,700
7 9			383,700	343,300	277,400
8 0			384,100	343,800	278,100

	8 1				384,500	344,100	278,800
	8 2				385,000	344,500	279,500
	8 3				385,400	344,900	280,200
	8 4				385,800	345,300	280,900
	8 5				386,100	345,600	281,500
	8 6					346,000	282,200
	8 7					346,400	282,800
	8 8					346,800	283,500
	8 9					347,000	284,100
	9 0					347,400	284,800
	9 1					347,800	285,400
	9 2					348,200	286,100
	9 3					348,400	286,700
	9 4					348,800	287,400
	9 5					349,200	288,000
	9 6					349,500	288,500
	9 7					349,800	289,000
	9 8					350,200	289,600
	9 9					350,600	290,100
	1 0 0					351,000	290,700
	1 0 1					351,500	291,200
	1 0 2					351,900	291,700
	1 0 3					352,300	292,300
	1 0 4					352,700	292,900
	1 0 5					353,200	293,400
	1 0 6					353,600	293,900
	1 0 7					353,900	294,300
	1 0 8					354,200	294,600
	1 0 9					354,700	294,800
	1 1 0						295,100
	1 1 1						295,300
	1 1 2						295,600
	1 1 3						295,800
	1 1 4						296,000
	1 1 5						296,300
	1 1 6						296,500
	1 1 7						296,800
	1 1 8						297,100
	1 1 9						297,400
	1 2 0						297,700
	1 2 1						298,000
	1 2 2						298,300
	1 2 3						298,600
	1 2 4						299,000
	1 2 5						299,200
	1 2 6						299,400
	1 2 7						299,700
	1 2 8						300,100
	1 2 9						300,300
	1 3 0						300,600
	1 3 1						301,000

	1 3 2							301,400
	1 3 3							301,600
	1 3 4							301,900
	1 3 5							302,200
	1 3 6							302,500
	1 3 7							302,700
	1 3 8							303,000
	1 3 9							303,300
	1 4 0							303,600
	1 4 1							303,800
	1 4 2							304,200
	1 4 3							304,600
	1 4 4							304,900
	1 4 5							305,100
	1 4 6							305,300
	1 4 7							305,600
	1 4 8							306,000
	1 4 9							306,200
	1 5 0							306,400
	1 5 1							306,700
	1 5 2							307,000
	1 5 3							307,400
	1 5 4							307,600
	1 5 5							307,900
	1 5 6							308,200
	1 5 7							308,500
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		448,000	396,200	362,700	320,600	279,700	260,000	219,500

備考 この表は、消防吏員に適用する。

(吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 吹田市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の217.5」を「、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第4条 吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	給料月額
市長	1,072,000円
副市長	939,000円
教育長	827,000円

水道事業管理者	827,000円
常勤の監査委員	581,000円

(吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和31年吹田市条例第280号)の一部を次のように改正する。

第14条中「除く。)」の次に「(以下「週休日等」という。)」を加え、「これらの日以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「間(」の次に「週休日等に含まれる時間を除く。)」であつて」を加え、「に限る。)」を削る。

第21条中「、夜間勤務手当及び勤勉手当」を「及び夜間勤務手当」に改める。

(吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第6条 吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年吹田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の217.5」を「、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第7条 吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「740,000円」を「755,000円」に改め、同条第2号中「700,000円」を「714,000円」に改め、同条第3号中「650,000円」を「663,000円」に改める。

第7条第2項中「、6月に支給する場合には100分の217.5を、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条及び第7条の規定並びに附則第4項から第6項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後一般職給与条例」という。)、第3条の規定による改正後の吹田市特別職の職員の給与に関する条例(以下「第3条改正後特別職給与条例」という。)及び第6条の規定による改正後の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「第6条改正後議員報酬条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後一般職給与条例、第3条改正後特別職給与条例及び第6条改正後議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市

一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の吹田市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第6条の規定による改正前の吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条改正後一般職給与条例の規定による給与、第3条改正後特別職給与条例の規定による給与又は第6条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第2条の規定による改正前の吹田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第3から別表第6までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にする異動をした職員及び市長が定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の吹田市一般職の職員の給与に関する条例第12条から第14条までの規定の適用については、同条例第12条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次条第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の職務の等級が1等級又は2等級である職員に対しては」と、同条例第13条中「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは「(5) 身体又は精神に著しい障害のある者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条例第14条第1項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「と、前条第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

と、同条例第14条第1項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「と、前条第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

あるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「と、前条第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表

号給の切替表

- 1 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 号 給	職 務 の 等 級					
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
1 0	1	1	1	1	2	6
1 1	1	1	1	1	3	7
1 2	1	1	1	1	4	8
1 3	1	1	1	1	5	9
1 4	1	1	1	2	6	1 0
1 5	1	1	1	3	7	1 1
1 6	1	1	1	4	8	1 2
1 7	1	1	1	5	9	1 3
1 8	2	1	2	6	1 0	1 4
1 9	2	1	3	7	1 1	1 5
2 0	2	1	4	8	1 2	1 6
2 1	2	1	5	9	1 3	1 7
2 2	2	1	6	1 0	1 4	1 8
2 3	3	1	7	1 1	1 5	1 9
2 4	3	2	8	1 2	1 6	2 0
2 5	3	2	9	1 3	1 7	2 1
2 6	3	2	1 0	1 4	1 8	2 2
2 7	4	2	1 1	1 5	1 9	2 3
2 8	4	3	1 2	1 6	2 0	2 4
2 9	4	3	1 3	1 7	2 1	2 5
3 0	4	3	1 4	1 8	2 2	2 6
3 1	5	3	1 5	1 9	2 3	2 7
3 2	5	3	1 6	2 0	2 4	2 8
3 3	5	3	1 7	2 1	2 5	2 9
3 4	5	4	1 8	2 2	2 6	3 0
3 5	6	4	1 9	2 3	2 7	3 1
3 6	6	4	2 0	2 4	2 8	3 2
3 7	6	4	2 1	2 5	2 9	3 3
3 8	6	4	2 2	2 6	3 0	3 4
3 9	6	4	2 3	2 7	3 1	3 5
4 0	7	4	2 4	2 8	3 2	3 6
4 1	7	4	2 5	2 9	3 3	3 7
4 2		5	2 6	3 0	3 4	3 8
4 3		5	2 7	3 1	3 5	3 9
4 4		5	2 8	3 2	3 6	4 0
4 5		5	2 9	3 3	3 7	4 1
4 6			3 0	3 4	3 8	4 2
4 7			3 1	3 5	3 9	4 3

4 8			3 2	3 6	4 0	4 4
4 9			3 3	3 7	4 1	4 5
5 0			3 4	3 8	4 2	4 6
5 1			3 5	3 9	4 3	4 7
5 2			3 6	4 0	4 4	4 8
5 3			3 7	4 1	4 5	4 9
5 4			3 8	4 2	4 6	5 0
5 5			3 9	4 3	4 7	5 1
5 6			4 0	4 4	4 8	5 2
5 7			4 1	4 5	4 9	5 3
5 8			4 2	4 6	5 0	5 4
5 9			4 3	4 7	5 1	5 5
6 0			4 4	4 8	5 2	5 6
6 1			4 5	4 9	5 3	5 7
6 2				5 0	5 4	5 8
6 3				5 1	5 5	5 9
6 4				5 2	5 6	6 0
6 5				5 3	5 7	6 1
6 6				5 4	5 8	6 2
6 7				5 5	5 9	6 3
6 8				5 6	6 0	6 4
6 9				5 7	6 1	6 5
7 0				5 8	6 2	6 6
7 1				5 9	6 3	6 7
7 2				6 0	6 4	6 8
7 3				6 1	6 5	6 9
7 4				6 2	6 6	7 0
7 5				6 3	6 7	7 1
7 6				6 4	6 8	7 2
7 7				6 5	6 9	7 3
7 8				6 6	7 0	7 4
7 9				6 7	7 1	7 5
8 0				6 8	7 2	7 6
8 1				6 9	7 3	7 7
8 2				7 0	7 4	7 8
8 3				7 1	7 5	7 9
8 4				7 2	7 6	8 0
8 5				7 3	7 7	8 1
8 6					7 8	8 2
8 7					7 9	8 3
8 8					8 0	8 4
8 9					8 1	8 5
9 0					8 2	8 6
9 1					8 3	8 7
9 2					8 4	8 8
9 3					8 5	8 9
9 4						9 0
9 5						9 1
9 6						9 2

9 7						9 3
9 8						9 4
9 9						9 5
1 0 0						9 6
1 0 1						9 7
1 0 2						9 8
1 0 3						9 9
1 0 4						1 0 0
1 0 5						1 0 1
1 0 6						1 0 2
1 0 7						1 0 3
1 0 8						1 0 4
1 0 9						1 0 5
1 1 0						1 0 6
1 1 1						1 0 7
1 1 2						1 0 8
1 1 3						1 0 9

2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧 号 給	職 務 の 等 級			
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
1 0	2	1	1	1
1 1	2	1	1	1
1 2	2	1	1	1
1 3	2	1	1	1
1 4	3	1	1	2
1 5	3	1	1	3
1 6	3	1	1	4
1 7	3	1	1	5
1 8	3	1	2	6
1 9	4	1	3	7
2 0	4	1	4	8
2 1	4	1	5	9
2 2		1	6	1 0
2 3		1	7	1 1
2 4		1	8	1 2
2 5		1	9	1 3
2 6		1	1 0	1 4
2 7		1	1 1	1 5
2 8		1	1 2	1 6

2 9		1	1 3	1 7
3 0		1	1 4	1 8
3 1		1	1 5	1 9
3 2		1	1 6	2 0
3 3		1	1 7	2 1
3 4		1	1 8	2 2
3 5		1	1 9	2 3
3 6		1	2 0	2 4
3 7		1	2 1	2 5
3 8		2	2 2	2 6
3 9		2	2 3	2 7
4 0		2	2 4	2 8
4 1		2	2 5	2 9
4 2		3	2 6	3 0
4 3		3	2 7	3 1
4 4		3	2 8	3 2
4 5		3	2 9	3 3
4 6		4	3 0	3 4
4 7		4	3 1	3 5
4 8		4	3 2	3 6
4 9		4	3 3	3 7
5 0		4	3 4	3 8
5 1		5	3 5	3 9
5 2		5	3 6	4 0
5 3		5	3 7	4 1
5 4		5	3 8	4 2
5 5		5	3 9	4 3
5 6		6	4 0	4 4
5 7		6	4 1	4 5
5 8		6	4 2	4 6
5 9		6	4 3	4 7
6 0		6	4 4	4 8
6 1		7	4 5	4 9
6 2		7	4 6	5 0
6 3		7	4 7	5 1
6 4		7	4 8	5 2
6 5		8	4 9	5 3
6 6			5 0	5 4
6 7			5 1	5 5
6 8			5 2	5 6
6 9			5 3	5 7
7 0			5 4	5 8
7 1			5 5	5 9
7 2			5 6	6 0
7 3			5 7	6 1
7 4			5 8	6 2
7 5			5 9	6 3
7 6			6 0	6 4
7 7			6 1	6 5

7 8			6 2	6 6
7 9			6 3	6 7
8 0			6 4	6 8
8 1			6 5	6 9
8 2			6 6	7 0
8 3			6 7	7 1
8 4			6 8	7 2
8 5			6 9	7 3
8 6			7 0	7 4
8 7			7 1	7 5
8 8			7 2	7 6
8 9			7 3	7 7
9 0				7 8
9 1				7 9
9 2				8 0
9 3				8 1
9 4				8 2
9 5				8 3
9 6				8 4
9 7				8 5

3 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧 号 給	職 務 の 等 級					
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
1 0	1	1	1	1	2	6
1 1	1	1	1	1	3	7
1 2	1	1	1	1	4	8
1 3	1	1	1	1	5	9
1 4	1	1	1	1	6	1 0
1 5	1	1	1	1	7	1 1
1 6	1	1	1	1	8	1 2
1 7	1	1	1	1	9	1 3
1 8	1	1	1	1	1 0	1 4
1 9	1	1	1	1	1 1	1 5
2 0	1	1	1	1	1 2	1 6
2 1	1	1	1	1	1 3	1 7
2 2	1	1	1	2	1 4	1 8
2 3	1	1	1	3	1 5	1 9
2 4	1	1	1	4	1 6	2 0
2 5	1	1	1	5	1 7	2 1

2 6	1	1	1	6	1 8	2 2
2 7	1	1	1	7	1 9	2 3
2 8	1	1	1	8	2 0	2 4
2 9	1	1	1	9	2 1	2 5
3 0	2	1	2	1 0	2 2	2 6
3 1	2	1	3	1 1	2 3	2 7
3 2	2	1	4	1 2	2 4	2 8
3 3	2	1	5	1 3	2 5	2 9
3 4	2	1	6	1 4	2 6	3 0
3 5	3	1	7	1 5	2 7	3 1
3 6	3	2	8	1 6	2 8	3 2
3 7	3	2	9	1 7	2 9	3 3
3 8	3	2	1 0	1 8	3 0	3 4
3 9	4	2	1 1	1 9	3 1	3 5
4 0	4	3	1 2	2 0	3 2	3 6
4 1	4	3	1 3	2 1	3 3	3 7
4 2		3	1 4	2 2	3 4	3 8
4 3		3	1 5	2 3	3 5	3 9
4 4		3	1 6	2 4	3 6	4 0
4 5		3	1 7	2 5	3 7	4 1
4 6			1 8	2 6	3 8	4 2
4 7			1 9	2 7	3 9	4 3
4 8			2 0	2 8	4 0	4 4
4 9			2 1	2 9	4 1	4 5
5 0			2 2	3 0	4 2	4 6
5 1			2 3	3 1	4 3	4 7
5 2			2 4	3 2	4 4	4 8
5 3			2 5	3 3	4 5	4 9
5 4			2 6	3 4	4 6	5 0
5 5			2 7	3 5	4 7	5 1
5 6			2 8	3 6	4 8	5 2
5 7			2 9	3 7	4 9	5 3
5 8			3 0	3 8	5 0	5 4
5 9			3 1	3 9	5 1	5 5
6 0			3 2	4 0	5 2	5 6
6 1			3 3	4 1	5 3	5 7
6 2			3 4	4 2	5 4	5 8
6 3			3 5	4 3	5 5	5 9
6 4			3 6	4 4	5 6	6 0
6 5			3 7	4 5	5 7	6 1
6 6				4 6	5 8	6 2
6 7				4 7	5 9	6 3
6 8				4 8	6 0	6 4
6 9				4 9	6 1	6 5
7 0				5 0	6 2	6 6
7 1				5 1	6 3	6 7
7 2				5 2	6 4	6 8
7 3				5 3	6 5	6 9
7 4				5 4	6 6	7 0

7 5				5 5	6 7	7 1
7 6				5 6	6 8	7 2
7 7				5 7	6 9	7 3
7 8				5 8	7 0	7 4
7 9				5 9	7 1	7 5
8 0				6 0	7 2	7 6
8 1				6 1	7 3	7 7
8 2				6 2	7 4	7 8
8 3				6 3	7 5	7 9
8 4				6 4	7 6	8 0
8 5				6 5	7 7	8 1
8 6				6 6	7 8	8 2
8 7				6 7	7 9	8 3
8 8				6 8	8 0	8 4
8 9				6 9	8 1	8 5
9 0				7 0	8 2	8 6
9 1				7 1	8 3	8 7
9 2				7 2	8 4	8 8
9 3				7 3	8 5	8 9
9 4						9 0
9 5						9 1
9 6						9 2
9 7						9 3
9 8						9 4
9 9						9 5
1 0 0						9 6
1 0 1						9 7
1 0 2						9 8
1 0 3						9 9
1 0 4						1 0 0
1 0 5						1 0 1
1 0 6						1 0 2
1 0 7						1 0 3
1 0 8						1 0 4
1 0 9						1 0 5
1 1 0						1 0 6
1 1 1						1 0 7
1 1 2						1 0 8
1 1 3						1 0 9

4 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧 号 給	職 務 の 等 級					
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	2

7	1	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	1	5
1 0	1	1	1	1	2	6
1 1	1	1	1	1	3	7
1 2	1	1	1	1	4	8
1 3	1	1	1	1	5	9
1 4	1	1	1	1	6	1 0
1 5	1	1	1	1	7	1 1
1 6	1	1	1	1	8	1 2
1 7	1	1	1	1	9	1 3
1 8	1	1	1	1	1 0	1 4
1 9	1	1	1	1	1 1	1 5
2 0	1	1	1	1	1 2	1 6
2 1	1	1	1	1	1 3	1 7
2 2	1	1	1	1	1 4	1 8
2 3	1	1	1	1	1 5	1 9
2 4	1	1	1	1	1 6	2 0
2 5	1	1	1	1	1 7	2 1
2 6	1	1	1	2	1 8	2 2
2 7	1	1	1	3	1 9	2 3
2 8	1	1	1	4	2 0	2 4
2 9	1	1	1	5	2 1	2 5
3 0	1	1	1	6	2 2	2 6
3 1	1	1	1	7	2 3	2 7
3 2	1	1	1	8	2 4	2 8
3 3	1	1	1	9	2 5	2 9
3 4	1	1	1	1 0	2 6	3 0
3 5	1	1	1	1 1	2 7	3 1
3 6	1	1	1	1 2	2 8	3 2
3 7	1	1	1	1 3	2 9	3 3
3 8	2	1	2	1 4	3 0	3 4
3 9	2	1	3	1 5	3 1	3 5
4 0	2	1	4	1 6	3 2	3 6
4 1	2	1	5	1 7	3 3	3 7
4 2		1	6	1 8	3 4	3 8
4 3		1	7	1 9	3 5	3 9
4 4		2	8	2 0	3 6	4 0
4 5		2	9	2 1	3 7	4 1
4 6			1 0	2 2	3 8	4 2
4 7			1 1	2 3	3 9	4 3
4 8			1 2	2 4	4 0	4 4
4 9			1 3	2 5	4 1	4 5
5 0			1 4	2 6	4 2	4 6
5 1			1 5	2 7	4 3	4 7
5 2			1 6	2 8	4 4	4 8
5 3			1 7	2 9	4 5	4 9
5 4			1 8	3 0	4 6	5 0
5 5			1 9	3 1	4 7	5 1

5 6			2 0	3 2	4 8	5 2
5 7			2 1	3 3	4 9	5 3
5 8			2 2	3 4	5 0	5 4
5 9			2 3	3 5	5 1	5 5
6 0			2 4	3 6	5 2	5 6
6 1			2 5	3 7	5 3	5 7
6 2			2 6	3 8	5 4	5 8
6 3			2 7	3 9	5 5	5 9
6 4			2 8	4 0	5 6	6 0
6 5			2 9	4 1	5 7	6 1
6 6				4 2	5 8	6 2
6 7				4 3	5 9	6 3
6 8				4 4	6 0	6 4
6 9				4 5	6 1	6 5
7 0				4 6	6 2	6 6
7 1				4 7	6 3	6 7
7 2				4 8	6 4	6 8
7 3				4 9	6 5	6 9
7 4				5 0	6 6	7 0
7 5				5 1	6 7	7 1
7 6				5 2	6 8	7 2
7 7				5 3	6 9	7 3
7 8				5 4	7 0	7 4
7 9				5 5	7 1	7 5
8 0				5 6	7 2	7 6
8 1				5 7	7 3	7 7
8 2				5 8	7 4	7 8
8 3				5 9	7 5	7 9
8 4				6 0	7 6	8 0
8 5				6 1	7 7	8 1
8 6				6 2	7 8	8 2
8 7				6 3	7 9	8 3
8 8				6 4	8 0	8 4
8 9				6 5	8 1	8 5
9 0				6 6	8 2	8 6
9 1				6 7	8 3	8 7
9 2				6 8	8 4	8 8
9 3				6 9	8 5	8 9
9 4				7 0		9 0
9 5				7 1		9 1
9 6				7 2		9 2
9 7				7 3		9 3
9 8						9 4
9 9						9 5
1 0 0						9 6
1 0 1						9 7
1 0 2						9 8
1 0 3						9 9
1 0 4						1 0 0

1 0 5						1 0 1
1 0 6						1 0 2
1 0 7						1 0 3
1 0 8						1 0 4
1 0 9						1 0 5
1 1 0						1 0 6
1 1 1						1 0 7
1 1 2						1 0 8
1 1 3						1 0 9

（提案理由）

職員の給与の改定等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 4 号

吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 9 年吹田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改める。

第 1 2 条の 2 第 3 項中「第 2 条第 1 項ただし書に規定する市」を「第 2 条第 2 項ただし書」に改める。

附則第 5 項中「附則別表第 1 」を「附則別表」に改める。

附則第 1 0 項（見出しを含む。）中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市職員の退職手当に関する条例第 1 0 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職した職員であって令和 7 年 4 月 1 日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職した職員であって同日前に職業に就いたものに対する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定の整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 5 号

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年吹田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第12条第2項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

第25条中「において、」を「（」に、「日が」を「日（以下「改正規定の施行の日」という。）が」に、「ときは」を「場合に限る。）において」に、「の規定は、当該改正規定の施行の日後の最初の4月1日」を「（以下「改正後一般職給与条例」という。）の規定が改正規定の施行の日の属する年度の4月1日から適用されるときは、改正後一般職給与条例の規定は、当該年度における在職の状況等を考慮して市長が定める職員にあっては同日から、当該職員以外の職員にあっては改正規定の施行の日の属する月の初日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合においては、改正後一般職給与条例の規定の適用前のこの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後一般職給与条例の規定の適用後のこの条例の規定による給与の内払とみなす。

第2条 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「5月1日及び11月1日」を「6月1日及び12月1日」に改め、「翌月の」を削り、「の前日」を「前1箇月以内」に改め、同条第2項中

「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「勤務の実績」を「1週間の所定の勤務時間」に改める。

第12条第1項中「5月1日及び11月1日」を「6月1日及び12月1日」に改め、「翌月の」を削り、「の前日」を「前1箇月以内」に改め、同条第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条及び第12条の規定は、令和6年度における在職の状況等を考慮して市長が定める職員に限り、令和6年11月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

会計年度任用職員の給与の改定等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 6 号

吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定します。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和 3 年吹田市条例第 2 7 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」の次に「第 2 項並びに」を加える。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。
 - (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
 - (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
 - (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と

認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

- (1) 吹田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年吹田市条例第165号）第4条第2項
- (2) 吹田市水道事業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和31年吹田市条例第280号）第14条

(提案理由)

任期を定めて採用する職員の区分に一般任期付職員を加えるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 7 号

吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例（案）

吹田市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年吹田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援審議会の委員の定数を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 8 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

吹田市国民健康保険条例（昭和 3 5 年吹田市条例第 3 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 第 1 項第 2 号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第 3 号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

第 2 1 条中「該当して」を「該当する場合において」に、「場合においては」を「ときは」に、「金額」を「額」に、「6 月」を「1 年」に、「限つて、」を「限り、保険料の」に改め、同条第 2 号中「その者」を「納付者」に、「異状の出費をした」を「多額の出費を要した」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市国民健康保険条例第 1 6 条の 2 第 1 項の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料軽減対象を拡大するとともに、保険料の徴収を猶予することができる期間を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 9 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

吹田市建築基準法施行条例（平成12年吹田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表第1号中「33,000円」を「38,000円」に改め、同表第2号中「44,000円」を「50,000円」に改め、同表第3号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「60,000円」を「72,000円」に改め、同表第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「87,000円」を「97,000円」に改め、同表第5号中「116,000円」を「130,000円」に改め、同表第6号中「275,000円」を「307,000円」に改め、同表第7号中「470,000円」を「524,000円」に改め、同表第8号中「730,000円」を「814,000円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の表」を「前項の表」に改め、同項第2号中「面積。」を「面積」に改め、同号ただし書並びにア及びイを削り、同項第3号中「確認済証」の次に「（法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項若しくは第4項の確認済証をいう。以下同じ。）」を加え、同項第4号中「面積。」を「面積」に改め、同号ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第4項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条に次の2項を加える。

- 6 第1項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる特定建築行為であるときは、第1項の手数料のほか、1の建築物につき、次の表の中欄に掲げる建築物の用途及び床面積の合計

の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	建築物の用途及び床面積の合計	金額
(1)	一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び第8条第5項の表において同じ。）であって、床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,600円
(2)	一戸建ての住宅であって、床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,100円
(3)	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表及び第8条第5項の表において同じ。）であって300平方メートル未満のもの	38,400円
(4)	共同住宅等であって300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
(5)	共同住宅等であって2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
(6)	共同住宅等であって5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
(7)	共同住宅等であって10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
(8)	共同住宅等であって25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
(9)	共同住宅等であって50,000平方メートル以上のもの	982,600円

7 前項の表の床面積の合計は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計について算定する。

第7条第1項の表第1号中「21,000円」を「24,000円」に改め、同表第2号中「11,000円」を「13,000円」に改め、同条第2項の表第1号中「13,000円」を「15,000円」に改め、同表第2号中「9,000円」を「10,000円」に改め、同条第3項中「18,000円」を「21,000円」に、「10,000円」を「12,000円」に改め、同条第4項を削る。

第8条第1項の表第1号中「22,000円」を「25,000円」に改め、同表第2号中「26,000円」を「29,000円」に改め、同表第3号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「36,000円」に改め、同表第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「55,000円」を「60,000円」に改め、同表第5号中「76,000円」を「84,000円」に改め、同表第6号中「209,000円」を「229,000円」に

改め、同表第7号中「308,000円」を「336,000円」に改め、同表第8号中「518,000円」を「566,000円」に改め、同条第2項の表第1号中「20,000円」を「22,000円」に改め、同表第2号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同表第3号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「33,000円」に改め、同表第4号中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「52,000円」を「57,000円」に改め、同表第5号中「71,000円」を「78,000円」に改め、同表第6号中「199,000円」を「218,000円」に改め、同表第7号中「288,000円」を「315,000円」に改め、同表第8号中「478,000円」を「523,000円」に改め、同条第3項中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改め、同条第5項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に、「特定建築行為」を「要確認特定建築行為又は建築物省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為」に、「前各項（第3項を除く。）」を「第1項又は第2項」に改め、同項の表第1号中「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「19,500円」を「8,900円」に改め、同表第14号中「住居等の用途の建築物」を「共同住宅等」に、「428,100円」を「377,500円」に改め、同号を同表第25号とし、同表第13号中「住居等の用途の建築物」を「共同住宅等」に、「331,500円」を「214,800円」に改め、同号を同表第24号とし、同表第12号中「住居等の用途の建築物」を「共同住宅等」に、「282,500円」を「127,100円」に改め、同号を同表第23号とし、同表第11号中「住居等の用途の建築物」を「共同住宅等」に、「235,400円」を「69,100円」に改め、同号を同表第22号とし、同表第10号中「住居等の用途の建築物」を「共同住宅等」に、「181,300円」を「45,300円」に改め、同号を同表第21号とし、同表第9号中「住居等の用途の建築物」を「共同住宅等」に、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「112,800円」を「25,300円」に改め、同号を同表第20号とし、同表第8号中「住居等の用途の建築物」を「共同住宅等」に、「1,000平方メートル」を「300平方メートル」に、「85,500円」を「14,100円」に改め、同号を同表第19号とし、同表第7号中「226,900円」を「238,600円」に改め、同号を同表第8号とし、同号の次に次の10号を加える。

(9)	工場等の用途のみの建築物以外の非住宅建築物（住宅の用途に供する部分を有しない建築物をいう。以下この表において同じ。）であって、床面積の合計が300平方メートル未満のもの	43,100円
(10)	工場等の用途のみの建築物以外の非住宅建築物であって、床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	85,500円
(11)	工場等の用途のみの建築物以外の非住宅建築物であって、床面積の合計が1,000平方メートル以上	113,000円

	2,000平方メートル未満のもの	
(12)	工場等の用途のみの建築物以外の非住宅建築物であって、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	183,600円
(13)	工場等の用途のみの建築物以外の非住宅建築物であって、床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	239,300円
(14)	工場等の用途のみの建築物以外の非住宅建築物であって、床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	287,600円
(15)	工場等の用途のみの建築物以外の非住宅建築物であって、床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	338,100円
(16)	工場等の用途のみの建築物以外の非住宅建築物であって、床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	437,700円
(17)	一戸建ての住宅であって、床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,400円
(18)	一戸建ての住宅であって、床面積の合計が200平方メートル以上のもの	8,200円

第8条第5項の表第6号中「163,300円」を「171,700円」に改め、同号を同表第7号とし、同表第5号中「131,600円」を「138,200円」に改め、同号を同表第6号とし、同表第4号中「105,400円」を「110,700円」に改め、同号を同表第5号とし、同表第3号中「70,200円」を「73,600円」に改め、同号を同表第4号とし、同表第2号中「27,900円」を「29,000円」に改め、同号を同表第3号とし、同表第1号の次に次の1号を加える。

(2)	工場等の用途のみの建築物であって、床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	20,100円
-----	---	---------

第8条第5項の表に次の1号を加える。

(26)	複合建築物（住宅の用途以外に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）	住宅以外の用途に供する部分を工場等の用途のみの建築物又は工場等の用途のみの建築物以外の非住宅建築物とみなして第1
------	--	--

円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市建築基準法施行条例第 6 条から第 11 条までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い建築物エネルギー消費性能基準適合性の確認の手数料の額を設定するとともに、建築確認等の手数料の額を改定するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 10 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

吹田市手数料条例（平成 12 年吹田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 項の表第 1 号ア(ア)中「有するもの」の次に「（当該部分の床面積が 50 平方メートル以下のものに限る。）」を加え、同号イ中「から第 3 項まで」を「及び第 2 項」に改め、同号ウ中「及び第 4 項」を削る。

別表第 12 項の表第 1 号ア(ア)から(ウ)までを次のように改める。

(ア) 非住宅建築物（住宅の用途に供する部分を有しない建築物をいう。以下この表において同じ。）で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が技術的基準に適合すると認めたもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 11,300 円、300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものは 19,400 円、1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 31,400 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 93,300 円、5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 147,400 円、10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものは 186,100 円、25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のものは 232,500 円、50,000 平方メートル以上のものは 325,300 円

(イ) (ア)に掲げるもの以外の非住宅建築物で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第 54 条第 1 項第 1 号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この表において「誘導すべき基準」という。）に適合す

るものであることを市長が認める方法により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは103,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは130,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは171,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは275,800円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは359,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは431,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,500円、50,000平方メートル以上のものは654,000円

- (ウ) 非住宅建築物で、(ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは265,800円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは332,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは428,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは609,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは750,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは886,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,011,300円、50,000平方メートル以上のものは1,260,300円

別表第12項の表第1号ア(エ)中「5,600円」を「5,900円」に改め、同号ア(オ)中「いう。）」の次に「のみ」を加え、「22,400円」を「22,900円」に、「23,900円」を「24,500円」に改め、同号ア(カ)から(ケ)までを次のように改める。

- (カ) (エ)に掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを誘導仕様基準及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)又は同号ロ(1)に定める基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは32,200円、200平方メートル以上のものは35,300円

- (キ) 一戸建ての住宅で、(エ)から(カ)までに掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは42,300円、200平方メートル以上のものは46,900円

- (ク) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）で、登録住宅性能評価機関が技術的基準に適合すると認めたもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは93,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは149,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは226,300円、50,000平方メートル以上のものは343,100円

- (ケ) (ク)に掲げるもの以外の共同住宅等で、そのエネルギーの使用の効率性その他

の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを誘導仕様基準のみにより評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,700円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは68,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは121,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは183,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは333,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは562,700円、50,000平方メートル以上のものは985,000円

別表第12項の表第1号ア(コ)中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「(キ)」を「(ク)」に、「(ケ)」を「(サ)」に改め、同号ア(コ)を同号ア(シ)とし、同号ア(シ)の前に次のように加える。

(ク) (ク)に掲げるもの以外の共同住宅等で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを誘導仕様基準及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)又は同号ロ(1)に定める基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは61,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは101,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは175,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは254,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは487,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは848,100円、50,000平方メートル以上のものは1,533,200円

(サ) 共同住宅等で(ク)から(コ)までに掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは82,500円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは135,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは229,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは327,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは642,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,134,200円、50,000平方メートル以上のものは2,082,300円

別表第12項の表第1号イ中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同号ウ中「及び第4項」を削り、同表第3号ア(ア)から(ウ)までを次のように改める。

(ア) 第1号ア(ア)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは47,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは74,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは93,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円、50,000平方メートル以上のものは163,400円

(イ) 第1号ア(イ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは52,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは66,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは86,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは138,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは216,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは253,500円、50,000平方メートル以上のものは327,700円

(ウ) 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは133,600円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは166,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは214,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは305,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは376,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは444,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは506,300円、50,000平方メートル以上のものは630,800円

別表第12項の表第3号ア(エ)中「3,400円」を「3,700円」に改め、同号ア(オ)中「11,800円」を「12,200円」に、「12,600円」を「12,900円」に改め、同号ア(カ)中「21,300円」を「16,800円」に、「23,600円」を「18,400円」に改め、同号ア(キ)から(ケ)までを次のように改める。

(キ) 第1号ア(キ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,800円、200平方メートル以上のものは24,200円

(ク) 第1号ア(ク)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは47,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは75,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは113,900円、50,000平方メートル以上のものは172,200円

(ケ) 第1号ア(ケ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは21,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは35,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは61,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは92,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは167,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは282,100円、50,000平方メートル以上のものは493,200円

別表第12項の表第3号ア(コ)中「第1号ア(コ)」を「第1号ア(シ)」に、「同号ア

(コ)」を「同号ア(シ)」に改め、同号ア(コ)を同号ア(シ)とし、同号ア(シ)の前に次のように加える。

(ク) 第1号ア(コ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは31,500円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは51,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは88,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは128,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは244,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは424,800円、50,000平方メートル以上のものは767,300円

(カ) 第1号ア(サ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは41,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは68,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは115,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは164,500円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは321,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは567,800円、50,000平方メートル以上のものは1,041,900円

別表第12項の表第4号アからウまでを次のように改める。

ア 第1号ア(ア)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは93,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは147,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは186,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは232,500円、50,000平方メートル以上のものは325,300円

イ 第1号ア(イ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは103,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは130,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは171,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは275,800円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは359,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは431,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,500円、50,000平方メートル以上のものは654,000円

ウ 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは265,800円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは332,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは428,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは609,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは750,600円、10,000平

方メートル以上25,000平方メートル未満のものは886,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,011,300円、50,000平方メートル以上のものは1,260,300円

別表第12項の表第4号エ中「第1号ア(コ)」を「第1号ア(シ)」に改め、「算出した額」の次に「及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなしてエからサまでの規定を適用して算出した額の合計額」を加え、同号エを同号シとし、同号シの前に次のように加える。

エ 第1号ア(エ)に掲げる建築物 5,900円

オ 第1号ア(オ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは22,900円、200平方メートル以上のものは24,500円

カ 第1号ア(カ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは32,200円、200平方メートル以上のものは35,300円

キ 第1号ア(キ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは42,300円、200平方メートル以上のものは46,900円

ク 第1号ア(ク)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは93,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは149,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは226,300円、50,000平方メートル以上のものは343,100円

ケ 第1号ア(ケ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,700円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは68,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは121,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは183,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは333,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは562,700円、50,000平方メートル以上のものは985,000円

コ 第1号ア(コ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは61,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは101,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは175,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは254,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは487,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは848,100円、50,000平方メートル以上のものは1,533,200円

サ 第1号ア(サ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは82,500円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは135,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは229,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは327,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは642,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,134,200円、50,000平方メートル以上のものは2,082,300円

別表第12項の表第5号アからウまでを次のように改める。

ア 第1号ア(ア)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは47,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは74,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは93,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円、50,000平方メートル以上のものは163,400円

イ 第1号ア(イ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは52,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは66,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは86,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは138,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは216,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは253,500円、50,000平方メートル以上のものは327,700円

ウ 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは133,600円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは166,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは214,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは305,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは376,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは444,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは506,300円、50,000平方メートル以上のものは630,800円

別表第12項の表第5号エ中「第1号ア(コ)」を「第1号ア(シ)」に改め、「算出した額」の次に「及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなしてエからサまでの規定を適用して算出した額の合計額」を加え、同号エを同号シとし、同号シの前に次のように加える。

エ 第1号ア(エ)に掲げる建築物 3,700円

オ 第1号ア(オ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合

計が200平方メートル未満のものは12,200円、200平方メートル以上のものは12,900円

カ 第1号ア(カ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは16,800円、200平方メートル以上のものは18,400円

キ 第1号ア(キ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,800円、200平方メートル以上のものは24,200円

ク 第1号ア(ク)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは47,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは75,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは113,900円、50,000平方メートル以上のものは172,200円

ケ 第1号ア(ケ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは21,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは35,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは61,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは92,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは167,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは282,100円、50,000平方メートル以上のものは493,200円

コ 第1号ア(コ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは31,500円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは51,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは88,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは128,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは244,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは424,800円、50,000平方メートル以上のものは767,300円

サ 第1号ア(サ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは41,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは68,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは115,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは164,500円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは321,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは567,800円、50,000平方メートル以上のものは1,041,900円

別表第14項の表第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号アを次のように改める。

ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に含まれる他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）であって、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この表において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。）が認定建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）が法第30条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第10条に定める基準により評価する方法に限る。）と同一であるもの 判定に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは93,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは147,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは186,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは232,500円、50,000平方メートル以上のものは325,300円
別表第14項の表第1号イ中「の建築物（」を「の」に改め、「に限る。）」を削り、同号イ(7)及び(イ)を次のように改める。

(7) 工場等の用途のみの建築物 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは22,100円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは31,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは43,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは110,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは166,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは206,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは255,700円、50,000平方メートル以上のものは355,500円

(イ) (7)に掲げるもの以外の建築物 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは169,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは273,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは357,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは428,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは503,200円、50,000平方メートル以上のものは651,600円

別表第14項の表第1号ウ中「ア及びイに掲げるもの以外の建築物」を「非住宅建築物で、ア及びイに掲げるもの以外のもの」に改め、同号ウ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 工場等の用途のみの建築物 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは26,800円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは36,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは50,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは118,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは174,500円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは215,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは266,500円、50,000平方メートル以上のものは368,600円

(イ) (ア)に掲げるもの以外の建築物 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは263,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは329,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは425,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは607,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは748,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは884,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,008,900円、50,000平方メートル以上のものは1,257,900円

別表第14項の表第1号ウの次に次のように加える。

エ アに掲げるもの以外の一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）で、消費性能基準に適合するものであることを省令第1条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の国土交通大臣が定める基準（以下この表において「仕様基準」という。）のみにより評価するもの 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,600円、200平方メートル以上のものは22,100円

オ アに掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、消費性能基準に適合するものであることを仕様基準及び省令第1条第2号イ(1)又は同号ロ(1)に定める基準により評価するもの 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは29,900円、200平方メートル以上のものは33,000円

カ 一戸建ての住宅で、ア、エ及びオに掲げるもの以外のもの 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは39,900円、200平方メートル以上のものは44,600円

キ アに掲げるもの以外の共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）で、消費性能基準に適合するものであることを仕様基準のみにより評価するもの 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは38,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは

は119,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,700円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは331,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは560,400円、50,000平方メートル以上のものは982,600円

ク アに掲げるもの以外の共同住宅等で、消費性能基準に適合するものであることを仕様基準及び省令第1条第2号イ(1)又は同号ロ(1)に定める基準により評価するもの 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは59,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは99,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは173,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは252,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは485,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは845,800円、50,000平方メートル以上のものは1,530,900円

ケ 共同住宅等で、ア、キ及びクに掲げるもの以外のもの 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは80,200円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは133,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは227,100円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは325,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは640,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,131,900円、50,000平方メートル以上のものは2,080,000円

コ アに掲げるもの以外の複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。） 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてイ及びウの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなしてエからケまでの規定を適用して算出した額の合計額

別表第14項の表第2号イの次に次のように加える。

ウ	前号エに掲げる建築物	同号エに定める額
エ	前号オに掲げる建築物	同号オに定める額
オ	前号カに掲げる建築物	同号カに定める額
カ	前号キに掲げる建築物	同号キに定める額
キ	前号クに掲げる建築物	同号クに定める額
ク	前号ケに掲げる建築物	同号ケに定める額
ケ	前号コに掲げる建築物	同号コに定める額

別表第14項の表第3号アからオまでを次のように改める。

ア 第1号アに掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは47,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

のは74,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは93,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円、50,000平方メートル以上のものは163,400円

イ 第1号イ(ア)に掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,800円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは16,200円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは22,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは55,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは83,700円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは103,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは128,600円、50,000平方メートル以上のものは178,400円

ウ 第1号イ(イ)に掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは51,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは64,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは85,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは137,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは179,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは215,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは252,300円、50,000平方メートル以上のものは326,500円

エ 第1号ウ(ア)に掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは14,100円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは18,700円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは25,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは59,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは88,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは108,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは134,000円、50,000平方メートル以上のものは185,000円

オ 第1号ウ(イ)に掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは132,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは165,700円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは213,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは304,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは374,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは442,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,200円、50,000平方メートル以上のものは629,700円

別表第14項の表第3号オの次に次のように加える。

カ 第1号エに掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは11,000円、200平方

メートル以上のものは11,800円

キ 第1号オに掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは15,700円、200平方メートル以上のものは17,200円

ク 第1号カに掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,700円、200平方メートル以上のものは23,000円

ケ 第1号キに掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは166,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは280,900円、50,000平方メートル以上のものは492,000円

コ 第1号クに掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは30,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは50,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは87,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは127,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは243,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは423,600円、50,000平方メートル以上のものは766,200円

サ 第1号ケに掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは114,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは163,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは320,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは566,600円、50,000平方メートル以上のものは1,040,700円

シ 第1号コに掲げる建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてイからオまでの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなしてカからサまでの規定を適用して算出した額の合計額

別表第14項の表第4号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ア(ア)から(ウ)までを次のように改める。

(ア) 非住宅建築物で、法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が性能向上基準に適合すると認めたもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル

以上1,000平方メートル未満のものは19,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは93,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは147,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは186,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは232,500円、50,000平方メートル以上のものは325,300円

(イ) (ア)に掲げるもの以外の非住宅建築物で、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この表において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合するものであることを省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは169,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは273,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは357,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは428,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは503,200円、50,000平方メートル以上のものは651,600円

(ウ) 非住宅建築物で、(ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは263,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは329,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは425,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは607,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは748,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは884,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,008,900円、50,000平方メートル以上のものは1,257,900円

別表第14項の表第4号ア(エ)中「（住宅以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）」を削り、「5,600円」を「5,900円」に改め、同号ア(オ)中「いう。）」の次に「のみ」を加え、「20,100円」を「20,600円」に、「21,600円」を「22,100円」に改め、同号ア(カ)から(ケ)までを次のように改める。

(カ) (エ)に掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであることを誘導仕様基準及び省令第10条第2号イ(1)又は同号ロ(1)に定める基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは29,900円、200平方メートル以上のものは33,000円

(キ) 一戸建ての住宅で、(エ)から(カ)までに掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは39,900円、200平方メートル以上のものは44,600円

(ク) 共同住宅等で、登録住宅性能評価機関が性能向上基準に適合すると認めたも

の 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは93,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは149,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは226,300円、50,000平方メートル以上のものは343,100円

- (ケ) (ク)に掲げるもの以外の共同住宅等で、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであることを誘導仕様基準のみにより評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは38,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは119,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,700円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは331,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは560,400円、50,000平方メートル以上のものは982,600円

別表第14項の表第4号ア(コ)中「(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。)」を削り、「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「(キ)」を「(ク)」に、「(ケ)」を「(サ)」に改め、同号ア(コ)を同号ア(シ)とし、同号ア(シ)の前に次のように加える。

- (コ) (ク)に掲げるもの以外の共同住宅等で、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであることを誘導仕様基準及び省令第10条第2号イ(1)又は同号ロ(1)に定める基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは59,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは99,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは173,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは252,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは485,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは845,800円、50,000平方メートル以上のものは1,530,900円

- (サ) 共同住宅等で、(ク)から(コ)までに掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは80,200円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは133,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは227,100円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは325,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは640,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,131,900円、50,000平方メートル以上のものは2,080,000円

別表第14項の表第4号イ中「第35条第2項(法第36条第2項)」を「第30条第2項(法第31条第2項)」に、「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同号ウ中「第35条第2項(法第36条第2項)」を「第30条第2項(法第31条第2

項」に改め、「及び第4項」を削り、同表第5号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第34条第3項に」を「第29条第3項に」に改め、同号ア及びイ中「(カ)から(ケ)」を「(オ)から(サ)」に、「(コ)」を「(シ)」に改め、同表第6号中「第35条第2項（法第36条第2項）」を「第30条第2項（法第31条第2項）」に改め、同表第7号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号ア(ア)から(ウ)までを次のように改める。

(ア) 第4号ア(ア)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは47,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは74,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは93,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円、50,000平方メートル以上のものは163,400円

(イ) 第4号ア(イ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは51,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは64,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは85,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは137,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは179,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは215,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは252,300円、50,000平方メートル以上のものは326,500円

(ウ) 第4号ア(ウ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは132,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは165,700円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは213,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは304,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは374,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは442,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,200円、50,000平方メートル以上のものは629,700円

別表第14項の表第7号ア(エ)中「3,400円」を「3,700円」に改め、同号ア(オ)中「10,700円」を「11,000円」に、「11,400円」を「11,800円」に改め、同号ア(カ)中「20,200円」を「15,700円」に、「22,500円」を「17,200円」に改め、同号ア(キ)から(ケ)までを次のように改める。

(キ) 第4号ア(キ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,700円、200平方メートル以上のものは23,000円

(ク) 第4号ア(ク)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が

300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは47,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは75,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは113,900円、50,000平方メートル以上のものは172,200円

- (ケ) 第4号ア(ケ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは166,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは280,900円、50,000平方メートル以上のものは492,000円

別表第14項の表第7号ア(コ)中「第4号ア(コ)」を「第4号ア(シ)」に、「同号ア(コ)」を「同号ア(シ)」に改め、同号ア(コ)を同号ア(シ)とし、同号ア(シ)の前に次のように加える。

- (コ) 第4号ア(コ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは30,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは50,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは87,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは127,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは243,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは423,600円、50,000平方メートル以上のものは766,200円

- (サ) 第4号ア(サ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは114,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは163,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは320,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは566,600円、50,000平方メートル以上のものは1,040,700円

別表第14項の表第7号イからエまでの規定中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表第8号中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

- ア 第4号ア(ア)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは93,300円、

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは147,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは186,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは232,500円、50,000平方メートル以上のものは325,300円

イ 第4号ア(イ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは169,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは273,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは357,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは428,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは503,200円、50,000平方メートル以上のものは651,600円

ウ 第4号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは263,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは329,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは425,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは607,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは748,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは884,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,008,900円、50,000平方メートル以上のものは1,257,900円

別表第14項の表第8号エ中「第4号ア(コ)」を「第4号ア(シ)」に改め、「算出した額」の次に「及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなしてエからサまでの規定を適用して算出した額の合計額」を加え、同号エを同号シとし、同号シの前に次のように加える。

エ 第4号ア(エ)に掲げる建築物 5,900円

オ 第4号ア(オ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,600円、200平方メートル以上のものは22,100円

カ 第4号ア(カ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは29,900円、200平方メートル以上のものは33,000円

キ 第4号ア(キ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは39,900円、200平方メートル以上のものは44,600円

ク 第4号ア(ク)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは93,300円、

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは149,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは226,300円、50,000平方メートル以上のものは343,100円

ケ 第4号ア(ケ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは38,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは119,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,700円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは331,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは560,400円、50,000平方メートル以上のものは982,600円

コ 第4号ア(コ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは59,300円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは99,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは173,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは252,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは485,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは845,800円、50,000平方メートル以上のものは1,530,900円

サ 第4号ア(サ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは80,200円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは133,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは227,100円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは325,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは640,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,131,900円、50,000平方メートル以上のものは2,080,000円

別表第14項の表第9号アからウまでを次のように改める。

ア 第4号ア(ア)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは47,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは74,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは93,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円、50,000平方メートル以上のものは163,400円

イ 第4号ア(イ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは51,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは64,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは85,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは137,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは179,200円、10,000平方メ

ートル以上25,000平方メートル未満のものは215,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは252,300円、50,000平方メートル以上のものは326,500円

ウ 第4号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは132,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは165,700円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは213,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは304,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは374,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは442,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,200円、50,000平方メートル以上のものは629,700円

別表第14項の表第9号エ中「第4号ア(コ)」を「第4号ア(シ)」に改め、「算出した額」の次に「及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなしてエからサまでの規定を適用して算出した額の合計額」を加え、同号エを同号シとし、同号シの前に次のように加える。

エ 第4号ア(エ)に掲げる建築物 3,700円

オ 第4号ア(オ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは11,000円、200平方メートル以上のものは11,800円

カ 第4号ア(カ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは15,700円、200平方メートル以上のものは17,200円

キ 第4号ア(キ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,700円、200平方メートル以上のものは23,000円

ク 第4号ア(ク)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは47,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは75,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは113,900円、50,000平方メートル以上のものは172,200円

ケ 第4号ア(ケ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは166,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは280,900円、50,000平方メートル以上

上のものは492,000円

コ 第4号ア(ㇿ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは30,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは50,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは87,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは127,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは243,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは423,600円、50,000平方メートル以上のものは766,200円

サ 第4号ア(㍑)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは114,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは163,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは320,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは566,600円、50,000平方メートル以上のものは1,040,700円

別表第14項の表第10号を削り、同表第11号を同表第10号とし、同表の備考第6項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市手数料条例別表第12項及び第14項の規定は、この条例の令和7年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い一戸建て住宅等の建築物エネルギー消費性能向上計画の適合性判定の申請等に対する審査手数料の額を設定するとともに、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料等の額を改定するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 11 号

吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市下水道条例の一部を改正する条例（案）

吹田市下水道条例（昭和 41 年吹田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号中「専属の」を削る。

第 13 条及び第 14 条を次のように改める。

第 13 条及び第 14 条 削除

第 17 条第 1 項第 11 号中「及び臭気」及び「又は臭気」を削り、同条第 3 項中「第 9 条の 4 第 1 項又は」を「第 9 条の 4 第 1 項の規定又は」に改め、「第 9 条の 4 第 1 項各号」の次に「に掲げる項目」を加える。

第 22 条第 2 項中「使用届出者」を「第 12 条第 1 項の届出をした者（以下「使用届出者」という。）」に改める。

第 39 条第 1 項第 1 号中「、第 13 条第 1 項」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

排水設備指定工事店の指定基準の緩和等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 1 2 号

吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定します。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例（案）

吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年吹田市条例第
3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

退職報償金支給額表

階級	勤 務 年 数						
	5 年 以上 10 年 未満	10 年 以上 15 年 未満	15 年 以上 20 年 未満	20 年 以上 25 年 未満	25 年 以上 30 年 未満	30 年 以上 35 年 未満	35 年 以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の勤務年数の区分を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 13 号

佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 1）請負契約
の締結について

本市は、佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 1）の請負契約を次の
とおり締結します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 工 事 名 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 1）
- 2 工事概要 調整池土工 一式、調整池仮設工 一式、調整池本体工 一式、調整池
付帯工 一式、防火水槽工 一式、付帯構造物工 一式、迂回路工 一式
- 3 工事場所 吹田市佐井寺 4 丁目地内
- 4 工 期 着工 令和 7 年 2 月市議会議決後
完成 令和 9 年 3 月 15 日
- 5 請負金額 926,121,900 円
- 6 請 負 者 大日本土木・エーユー特定建設工事共同企業体
代表者 大阪市浪速区湊町 1 丁目 4 番 38 号
大日本土木株式会社 西日本支店
執行役員支店長 細 野 俊 英

構成員 吹田市原町 1 丁目 4 番 13 号
株式会社エーユー
代表取締役 小 川 翔 輝

議案第 14 号

佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 2）請負契約
の締結について

本市は、佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 2）の請負契約を次の
とおり締結します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 工 事 名 | 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 2） |
| 2 | 工事概要 | 調整池土工 一式、調整池仮設工 一式、調整池本体工 一式、調整池
付帯工 一式、防火水槽工 一式 |
| 3 | 工事場所 | 吹田市千里山高塚地内 |
| 4 | 工 期 | 着工 令和 7 年 2 月市議会議決後
完成 令和 8 年 1 月 30 日 |
| 5 | 請負金額 | 183,181,900 円 |
| 6 | 請 負 者 | 吹田市昭和町 1 番 6 号
森繁建設株式会社
代表取締役 木 下 繁 |

議案第15号

佐井寺西土地区画整理事業に係る都市計画道路と阪急千里線との立体交差等
工事の協定の締結について

本市は、佐井寺西土地区画整理事業に係る都市計画道路と阪急千里線との立体交差等工事の
協定について、次のとおり締結します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 工 事 名 佐井寺西土地区画整理事業に係る都市計画道路と阪急千里線との立体
交差等工事
- 2 工事概要 (1) 都市計画道路豊中岸部線立体交差工事 一式
(2) 都市計画道路佐井寺片山高浜線橋台等補強工事 一式
(3) 尾谷跨線橋撤去工事 一式
- 3 工事場所 吹田市佐井寺4丁目地内ほか
- 4 工 期 着工 令和7年2月市議会議決後
完成 令和12年3月29日
- 5 金 額 5,967,463,000円
- 6 受 託 者 大阪市北区芝田1丁目16番1号
阪急電鉄株式会社
取締役社長 嶋 田 泰 夫

議案第 1 6 号

(仮称) 南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について

本市は、(仮称) 南千里駅前公共公益施設整備事業契約(平成 21 年 9 月 28 日議決第 80 号、平成 23 年 12 月 26 日議決第 123 号、平成 24 年 9 月 26 日議決第 88 号、平成 25 年 3 月 27 日議決第 36 号、平成 27 年 3 月 25 日議決第 16 号、平成 28 年 3 月 25 日議決第 24 号、平成 29 年 3 月 22 日議決第 18 号、平成 30 年 3 月 26 日議決第 26 号、平成 31 年 3 月 25 日議決第 16 号、令和 2 年 3 月 23 日議決第 19 号、令和 3 年 3 月 23 日議決第 20 号、令和 4 年 3 月 23 日議決第 16 号、令和 4 年 6 月 29 日議決第 62 号、令和 5 年 3 月 23 日議決第 16 号、令和 6 年 3 月 22 日議決第 21 号)の一部を次のとおり変更します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 契約金額	8,457,392,677円が金利変動及び物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 内 訳 設計・建設に係る対価 5,248,517,066円が金利変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 維持管理・運営に係る対価 3,208,875,611円が物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額	8,484,330,094円が金利変動及び物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 内 訳 設計・建設に係る対価 5,248,517,066円が金利変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 維持管理・運営に係る対価 3,235,813,028円が物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額

変更理由

（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約において、維持管理・運営に係る対価について、使用する物価変動の指数に1.5ポイント以上の増減が生じた場合は、改定を行うことが定められているところ、維持管理・運営に係る対価のうち、コンシェルジュ等運営業務費及び修繕業務費について、前回改定時の指標値の平均指数と改定対象年度（令和7年度）の2年度前（令和5年度）の指標値の平均指数をそれぞれ比較すると、1.5ポイント以上増加したため。

議案第 17 号

高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について

本市は、高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約（令和 6 年 6 月 28 日議決第 53 号）の一部を次のとおり変更します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 請負金額	860,145,000円	874,028,100円

変更理由

橋脚耐震補強の準備作業として潜水調査を実施したところ、施工箇所付近に支障物が確認されたため、撤去や処分に伴う費用を追加するもの。

また、施工箇所の水深が浅いことにより、当初予定していた掘削方法では河床土の掘削が困難であるため水中バキューム方式による掘削に変更することとなり、これらの工事内容及び数量を変更するもの。この他にも、大阪市管理のなにわ自転車道における工事占用範囲の除草を追加することや吹田警察との協議により一般通行及び歩行者の安全確保のために交通誘導警備員を増員すること、設計条件と現場条件の差異に伴う設計内容の変更や設計数量の変更に伴い、請負金額を変更するもの。

議案第 18 号

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

本市は、吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約（令和5年12月22日議決第104号、令和6年6月28日議決第76号、令和6年12月20日議決第119号）の一部を次のとおり変更します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
5 契約金額	4,784,076,132円 ただし、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等のサービス対価 4,167,621,788円 維持管理のサービス対価 616,454,344円	4,889,416,422円 ただし、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等のサービス対価 4,272,962,078円 維持管理のサービス対価 616,454,344円

変更理由

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約において、賃金水準又は物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不適当となったと認めたときは、変動前工事代金額の1000分の15を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、第3期工事における設計・施工等のサービス対価のうち、施工業務及び工事監理業務に係る費用について、変動前工事代金と同事業契約に定める物価変動の指数を適用して算出した変動後工事代金額をそれぞれ比較すると、1000分の15を超えて増加したため。

議案第 19 号

吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について

本市は、吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約（令和 2 年 12 月 18 日議決第 141 号、令和 4 年 3 月 23 日議決第 18 号）の一部を次のとおり変更します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項 目	変 更 前	変 更 後
3 履行場所	市立小学校 36 校、中学校 18 校	市立小学校 35 校、中学校 18 校
5 契約金額	2, 222, 524, 630 円 ただし、金利変動、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等に係るサービス対価 1, 807, 480, 255 円 維持管理に係るサービス対価 415, 044, 375 円	2, 231, 341, 966 円 ただし、金利変動、物価変動及び消費税法変更等に伴い金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。 （内 訳） 設計・施工等に係るサービス対価 1, 807, 480, 255 円 維持管理に係るサービス対価 423, 861, 711 円

変更理由

市立山田第五小学校が令和 7 年 4 月 1 日から市立山田第三小学校に統合されることに伴い、履行場所を変更するもの。

また、吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約において、物価変動により維持管理のサービス対価が不相当となったと認めたときは、変動前の金額の 3 % を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、令和 2 年に公表された指標の年平均値と令和 6 年に公表された指標の年平均値とを比較し、3 % 以上の変動が認められたため契約金額を変更するもの。

議案第20号

旧津雲台第1住宅及び旧佐竹台住宅の土地の処分について

本市は、次のとおり土地の処分をします。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 処 分 物 件 (1) 旧津雲台第1住宅
所在地 吹田市津雲台6丁目20番565、594
面 積 5,983.89㎡
(2) 旧佐竹台住宅
所在地 吹田市佐竹台4丁目114番166
面 積 1,854.39㎡
- 2 処 分 価 格 3,434,567,000円
(1) 旧津雲台第1住宅 3,118,000,000円
(2) 旧佐竹台住宅 316,567,000円
- 3 処分の相手方 東京都港区港南2丁目15番1号
大林新屋和不動産株式会社
代表取締役 矢 野 忠 賢

議案第21号

中学校用GIGA端末iPad購入契約の締結について

本市は、中学校用GIGA端末iPad購入契約を次のとおり締結します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 購入概要 中学校用GIGA端末iPad 800台
- 2 納 期 着手 令和7年2月市議会議決後
完了 令和7年3月31日
- 3 契約金額 43,450,000円
- 4 納入者 大阪市福島区福島6丁目14番1号
株式会社大塚商会LA関西営業部
LA関西営業部長 南 英 和

議案第 22 号

こども園における事故に係る損害賠償額の決定について

本市は、こども園における事故について、次のとおり損害賠償額を決定します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 本件事故による損害賠償額を金 750,184 円と定めます。
- 2 損害賠償の相手方
本件事故により負傷した児童及びその両親

（提案理由）

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき本案を提出するものです。

議案第 23 号

中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者の
指定について

本市は、中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者を次の
とおり指定します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 公の施設の名称 (1) 中の島公園
(2) 吹田市立中の島スポーツグラウンド
- 2 指定管理者 すいた中の島 S M I L E パークパートナーズ
代表者 吹田市春日 3 丁目 20 番 8 号
グリーンホスピタルサプライ株式会社
代表取締役 城 守 淳

構成員 吹田市寿町 1 丁目 1 番 1 号
公益社団法人吹田市体育協会
代表理事 村 山 英 昭

構成員 大阪市西区京町堀 1 丁目 8 番 11 号
グリーンシステム株式会社
代表取締役 北 野 泰 弘

構成員 大阪市西区阿波座 2 丁目 4 番 23 号西本町大五
ビル 2 階
日本パナユーズ株式会社
代表取締役 西 門 賢 治

(1)

構成員 東京都品川区西五反田２丁目２０番４号
タイムズ２４株式会社
代表取締役 西 川 光 一

構成員 大阪府中央区北浜４丁目１番２３号
美津濃株式会社
代表取締役 水 野 明 人

３ 指定の期間

（１）中の島公園

令和７年７月１日から令和２７年３月３１日まで

（２）吹田市立中の島スポーツグラウンド

令和１０年４月１日から令和２７年３月３１日まで

議案第24号

包括外部監査契約の締結について

本市は、包括外部監査契約を次のとおり締結します。

令和7年2月17日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約の目的 | 地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため、包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査に関する報告を受けること |
| 2 | 契約期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 3 | 契約金額 | 12,100,000円を上限とする額 |
| 4 | 費用の支払方法 | 監査に関する報告書の受領後に一括で支払い |
| 5 | 契約の相手方 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・
弁護士 久保井 聡 明 |

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案を提出するものです。

（※個人情報保護のため一部を「・」で表記しています。）

議案第 25 号

市道路線の認定、廃止及び変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、次の路線を認定、廃止及び変更します。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

路線認定

整理 番号	路 線 名	起 終 点	主 要 な 経 過 地
1	青山台歩行者専用54号線	青山台4丁目119番431地先から 青山台4丁目119番468地先まで	
2	山田東121号線	山田東1丁目101番17地先から 山田東1丁目4079番16地先まで	
3	尺谷12号線	尺谷70番96地先から 尺谷1701番9地先まで	
4	山田西89号線	山田西1丁目714番106地先から 山田西1丁目714番99地先まで	
5	岸部北131号線	岸部北3丁目123番16地先から 岸部北3丁目123番17地先まで	
6	岸部中95号線	岸部中3丁目1403番6地先から 岸部中3丁目908番4地先まで	
7	内本町45号線	内本町3丁目4796番2地先から 内本町3丁目5206番14地先まで	
8	千里丘中47号線	千里丘中3933番6地先から 千里丘中3933番12地先まで	
9	千里丘下23号線	千里丘下2492番6地先から 千里丘下149番3地先まで	
10	千里山西138号線	千里山西4丁目3番73地先から 千里山西4丁目3番305地先まで	
11	江坂町108号線	江坂町2丁目487番2地先から 江坂町2丁目487番8地先まで	
12	垂水町85号線	垂水町2丁目637番1地先から 垂水町2丁目642番1地先まで	
13	藤白台自転車歩行者専用46号線	藤白台3丁目119番47地先から 藤白台3丁目119番49地先まで	
14	津雲台歩行者専用34号線	津雲台5丁目20番87地先から 津雲台5丁目20番134地先まで	
15	佐竹台48号線	佐竹台1丁目25番103地先から 佐竹台1丁目25番98地先まで	

路線認定

整理 番号	路 線 名	起 終 点	主 要 な 経 過 地
16	檜切山15号線	檜 切 山 67 番 16 地 先 か ら	
		檜 切 山 67 番 29 地 先 ま で	
17	江の木町26号線	江 の 木 町 10 番 33 地 先 か ら	
		江 の 木 町 10 番 38 地 先 ま で	
18	垂水町86号線	垂 水 町 3 丁 目 946 番 18 地 先 か ら	
		垂 水 町 3 丁 目 946 番 11 地 先 ま で	
19	岸部中岸部南線	岸 部 中 4 丁 目 1002 番 4 地 先 か ら	
		岸 部 南 2 丁 目 55 番 3 地 先 ま で	

路線廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点	主要な経過地
1	岸部中内本町線	岸 部 中 4 丁 目 12 番 地 先 から	
		内 本 町 2 丁 目 2901 番 1 地 先 まで	
2	南正雀9号線	南 正 雀 2 丁 目 422 番 33 地 先 から	
		南 正 雀 3 丁 目 788 番 1 地 先 まで	

路線変更

整理 番号	路 線 名	新 旧 別	起 終 点	主 要 な 経 過 地
1	岸部中4号線	旧	岸部中5丁目768番地先から	
			岸部中4丁目16番2地先まで	
		新	岸部中5丁目768番地先から	
			岸部中4丁目133番1地先まで	
2	岸部中65号線	旧	岸部中3丁目16番1地先から	
			岸部中3丁目323番3地先まで	
		新	岸部中3丁目16番1地先から	
			岸部中3丁目323番3地先まで	
3	南正雀8号線	旧	南正雀1丁目397番35地先から	
			南正雀1丁目409番4地先まで	
		新	南正雀1丁目397番35地先から	
			南正雀1丁目409番4地先まで	
4	南正雀10号線	旧	南正雀2丁目418番33地先から	
			南正雀2丁目418番45地先まで	
		新	南正雀2丁目418番27地先から	
			南正雀2丁目418番45地先まで	
5	南正雀11号線	旧	南正雀2丁目812番18地先から	
			南正雀2丁目415番10地先まで	
		新	南正雀2丁目812番32地先から	
			南正雀2丁目415番10地先まで	
6	南正雀14号線	旧	南正雀2丁目470番12地先から	
			南正雀2丁目417番10地先まで	
		新	南正雀2丁目470番2地先から	
			南正雀2丁目417番10地先まで	
7	垂水町44号線	旧	垂水町2丁目608番1地先から	
			垂水町2丁目644番地先まで	
		新	垂水町2丁目608番1地先から	
			垂水町2丁目643番地先まで	
8	垂水町81号線	旧	垂水町2丁目637番1地先から	
			垂水町2丁目637番18地先まで	
		新	垂水町2丁目637番1地先から	
			垂水町2丁目637番18地先まで	
9	寿町4号線	旧	寿町1丁目2701番10地先から	
			寿町1丁目2798番1地先まで	
		新	寿町1丁目2701番10地先から	
			寿町1丁目2798番1地先まで	

令和 6 年度吹田市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,611,734 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 180,068,710 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		70,931,876	667,858	71,599,734
	1 市 民 税	34,155,265	528,842	34,684,107
	2 固 定 資 産 税	27,371,560	192,849	27,564,409
	4 市 た ば こ 税	1,893,624	△77,422	1,816,202
	7 都 市 計 画 税	6,125,833	23,589	6,149,422
2 地 方 譲 与 税		635,000	5,000	640,000
	3 森林環境譲与税	40,000	5,000	45,000
3 利子割交付金		61,000	23,000	84,000
	1 利子割交付金	61,000	23,000	84,000
4 配当割交付金		650,000	102,000	752,000
	1 配当割交付金	650,000	102,000	752,000
6 法人事業税交付金		1,165,000	63,000	1,228,000
	1 法人事業税交付金	1,165,000	63,000	1,228,000
7 地方消費税交付金		8,787,000	545,000	9,332,000
	1 地方消費税交付金	8,787,000	545,000	9,332,000
9 地方特例交付金		1,846,000	252,000	2,098,000
	1 地方特例交付金	1,846,000	252,000	2,098,000
10 地 方 交 付 税		3,224,000	800,322	4,024,322
	1 地 方 交 付 税	3,224,000	800,322	4,024,322
12 分担金及び負担金		527,296	208	527,504
	1 分 担 金	1	208	209
13 使用料及び手数料		2,694,424	81,677	2,776,101
	1 使 用 料	2,148,578	79,843	2,228,421
	2 手 数 料	545,846	1,834	547,680

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		37,575,376	515,710	38,091,086
	1 国庫負担金	27,077,779	1,250,335	28,328,114
	2 国庫補助金	10,256,350	△700,910	9,555,440
	3 委託金	241,247	△33,715	207,532
15 府支出金		12,047,363	499,366	12,546,729
	1 府負担金	9,206,322	721,379	9,927,701
	2 府補助金	2,202,839	△221,264	1,981,575
	3 委託金	638,202	△749	637,453
16 財産収入		122,993	3,597,896	3,720,889
	1 財産運用収入	120,131	16,340	136,471
	2 財産売却収入	2,862	3,581,556	3,584,418
17 寄附金		2,537,562	△448,300	2,089,262
	1 寄附金	2,537,562	△448,300	2,089,262
18 繰入金		12,904,385	△3,647,872	9,256,513
	1 基金繰入金	11,832,030	△3,670,244	8,161,786
	2 特別会計繰入金	1,072,355	22,372	1,094,727
19 諸収入		7,068,301	△74,027	6,994,274
	3 受託事業収入	6,390	△1,449	4,941
	4 収益事業収入	565,120	△129,767	435,353
	5 雑入	5,922,556	57,189	5,979,745
20 市債		10,856,400	2,096,000	12,952,400
	1 市債	10,856,400	2,096,000	12,952,400
21 繰越金		—	532,896	532,896
	1 繰越金	—	532,896	532,896
歳入合計		174,456,976	5,611,734	180,068,710

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		710,697	△7,870	702,827
	1 議 会 費	710,697	△7,870	702,827
2 総 務 費		18,964,055	△1,045,147	17,918,908
	1 総 務 管 理 費	14,652,078	△663,426	13,988,652
	2 徴 税 費	2,410,116	△304,722	2,105,394
	3 戸籍住民登録費	1,446,128	△22,212	1,423,916
	4 選 挙 費	296,635	△48,663	247,972
	5 統 計 調 査 費	57,141	△2,294	54,847
	6 監 査 委 員 費	101,957	△3,830	98,127
3 民 生 費		85,962,984	1,880,245	87,843,229
	1 社 会 福 祉 費	33,687,722	555,271	34,242,993
	2 児 童 福 祉 費	38,233,833	610,061	38,843,894
	3 生 活 保 護 費	11,078,794	415,625	11,494,419
	5 国 民 年 金 費	56,613	△3,586	53,027
	6 国民健康保険費	2,904,692	302,874	3,207,566
4 衛 生 費		15,703,482	△21,638	15,681,844
	1 保 健 衛 生 費	8,478,579	61,048	8,539,627
	2 清 掃 費	7,224,903	△91,396	7,133,507
	3 上 水 道 費	—	8,710	8,710
5 労 働 費		213,575	△13,461	200,114
	1 労 働 諸 費	213,575	△13,461	200,114
6 農 業 費		77,775	△7,964	69,811
	1 農 業 費	77,775	△7,964	69,811
7 商 工 費		1,764,904	△371,158	1,393,746

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商 工 費	1,764,904	△371,158	1,393,746
8 土 木 費		17,972,086	3,244,513	21,216,599
	1 土 木 管 理 費	1,594,438	△33,019	1,561,419
	2 道 路 橋 梁 費	2,226,674	26,793	2,253,467
	3 水 路 費	215,369	△20,614	194,755
	4 土 木 整 備 費	140,573	△1,185	139,388
	5 都 市 計 画 費	12,772,785	△150,139	12,622,646
	6 住 宅 費	1,022,247	3,422,677	4,444,924
9 消 防 費		8,131,834	△133,138	7,998,696
	1 消 防 費	8,131,834	△133,138	7,998,696
10 教 育 費		18,382,950	1,895,481	20,278,431
	1 教 育 総 務 費	3,355,671	△228,203	3,127,468
	2 小 学 校 費	4,823,199	848,197	5,671,396
	3 中 学 校 費	1,710,486	1,405,421	3,115,907
	4 幼 稚 園 費	1,365,471	△137,074	1,228,397
	5 社 会 教 育 費	3,828,592	△195,600	3,632,992
	6 保 健 体 育 費	3,299,531	202,740	3,502,271
11 公 債 費		6,518,101	358	6,518,459
	1 公 債 費	6,518,101	358	6,518,459
12 諸 支 出 金		4,533	191,513	196,046
	1 公共施設等整備 積立基金費	3,136	192,708	195,844
	2 土地開発基金費	1,397	△1,195	202
歳 出 合 計		174,456,976	5,611,734	180,068,710

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項
2 総務費	1 総務管理費
3 民生費	1 社会福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費
8 土木費	2 道路橋梁費
	4 土木整備費
	5 都市計画費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	2 小学校費
	3 中学校費
	6 保健体育費

変 更

款	項
8 土木費	5 都市計画費

事業名	金額
	千円
庁舎管理事業	11,483
低所得者支援給付金給付事業	457,037
高齢者福祉施設補助事業	265,410
障害者福祉施設整備補助事業	39,447
健康情報管理システム事業	2,310
道路管理事業	9,889
道路新設改良事業	188,991
公共交通施設等対策事業	118,788
橋梁新設改良事業	220,997
道路受託復旧事業	4,515
都市機能検討事業	9,201
公園等整備事業	30,878
都市計画道路千里丘朝日が丘線道路新設事業	107,240
佐井寺西土地区画整理事業	637,341
消防庁舎等管理事業	26,246
小学校改修事業	961,081
中学校改修事業	1,474,504
小学校給食事業	167,997
中学校給食事業	19,901

補正前		補正後	
事業名	金額	事業名	金額
	千円		千円
上の川周辺整備事業	32,000	上の川周辺整備事業	86,850

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
北千里駅前地区再開発事業に係る環境影響評価業務	令和 7 年度～令和 1 0 年度

廃 止

事 項	期 間
債権管理システム構築・運用保守業務	令和 7 年度～令和 1 1 年度
すいたフェスタ事務局運営業務	令和7年度
税 務 シ ス テ ム 運 用 保 守 業 務	令和 7 年度～令和 1 1 年度
放 課 後 キ ッ ズ ス ク エ ア 運 営 業 務	令和 6 年度～令和 7 年度
破 碎 後 可 燃 物 コ ン テ ナ 搬 送 用 大 型 ト ラ ッ ク 更 新 費 用	令和 6 年度～令和 8 年度
千 里 丘 1 号 線 道 路 改 良 工 事	令和7年度
中 消 防 庁 舎 解 体 撤 去 工 事	令和7年度

変 更

事 項	変 更 前	
	期 間	限 度 額
豊津・江坂・南吹田地域 障害者等相談支援事業	令和7年度～令和10年度	千円 74,611
山三留守家庭児童 育成室運営業務	令和6年度～令和10年度	3,240
佐竹台留守家庭児童 育成室運営業務	令和6年度～令和9年度	211,548
古江台留守家庭児童 育成室リース費用	令和6年度～令和17年度	280,280

限 度 額	備 考
千円 0	終期を令和7年度から 令和10年度に変更

限 度 額	備 考
千円 152,680	
3,641	
767,486	
115,754	
28,000	
8,447	
285,212	

変 更 後		備 考
期 間	限 度 額	
令和7年度～令和10年度	千円 80,835	
令和6年度～令和10年度	47,860	
令和6年度～令和9年度	238,320	
令和6年度～令和17年度	295,130	

第 4 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
市民プール 改 修 事 業	千円 36,500	普通貸借 ま た は 証券発行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えることができる。
コミュニティー セ ン タ ー 改 修 事 業	131,900	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
本 庁 舎 改 修 事 業	1,395,200	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
急 傾 斜 地 安全対策事業	130,000	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
市民ホール 改 修 事 業	46,500	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
文 化 会 館 整 備 事 業	7,400	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
留 守 家 庭 児 童 育 成 室 整 備 事 業	30,800	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上

補 正 後							
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
			区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 27,800	普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
97,600	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
1,367,300	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
104,300	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
39,800	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
6,100	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
29,200	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上

起 債 の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
児 童 会 館 建 設 事 業	千円 454,800	普通貸借 ま た は 証 券 発 行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 15	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 整 備 事 業	411,400	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
高 齢 者 い こ い の 整 備 事 業	46,000	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上	同 上
公 立 保 育 所 改 修 事 業	97,400	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
障 害 者 支 援 交 流 セ ン タ ー 改 修 事 業	181,400	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上	同 上
児 童 会 館 改 修 事 業	27,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
破 砕 選 別 工 場 整 備 事 業	132,200	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上

補 正 後							
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
			区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 435,700	普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 15	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
483,400	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
41,900	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上	同 上
69,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
166,300	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上	同 上
18,800	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
54,700	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上

起 債 の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
道路整備事業	千円 823,900	普通貸借 ま た は 証 券 発 行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
橋 梁 新 設 改 良 事 業	115,100	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
公 営 住 宅 建 設 事 業	459,400	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
上 の 川 周 辺 整 備 事 業	196,600	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
公 園 整 備 事 業	198,600	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
佐 井 寺 西 土 地 区 画 整 理 事 業	875,500	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
土 木 庁 舎 建 設 事 業	31,500	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上

補 正 後							
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
			区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 507,300	普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
167,700	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
368,100	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
282,200	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
157,900	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
1,286,100	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上
30,300	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上

起債の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
都市計画道路 整 備 事 業	千円 138,100	普通貸借 ま た は 証 券 発 行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市財政の都合に より据置期間お よび償還期限を 短縮し、もしくは 繰上償還し、 または低利に借 換えすることが できる。
消防防災施設 設備整備事業	1,284,000	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
消 防 庁 舎 建 設 事 業	91,000	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
義務教育施設 整 備 事 業	2,526,800	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
地 区 公 民 館 整 備 事 業	305,400	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上	同 上
教育センター 建 設 事 業	52,500	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
文 化 財 産 保 存 事 業	100,400	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上

補 正 後							
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
			区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 90,600	普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市 財 政 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 お よ び 償 還 期 限 を 短 縮 し、も し く は 繰 上 償 還 し、 ま た は 低 利 に 借 換 え す る こ と が で き る。
1,289,700	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
87,400	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
4,829,800	同 上	同 上	同 上	25	3	同 上	同 上
287,300	同 上	同 上	同 上	15	3	同 上	同 上
50,400	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上
63,000	同 上	同 上	同 上	30	3	同 上	同 上

起 債 の 目 的	補 正 前							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
公立幼稚園 改修事業	千円 48,300	普通貸借 ま た は 証券発行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半年賦元利均等、年賦元利均等、当初発行額の3%以上半年賦、半年賦元金均等、年賦元金均等、満期一括	市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰上償還し、または低利に借換えすることができる。
図書館 改修事業	80,800	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上

補 正 後							
限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
			区 分	償還 期限	据置 期間	償 還 方 法	そ の 他
千円 39,300	普 通 貸 借 ま た は 証 券 発 行	%以内 3.0	政 府 府 銀 行 そ の 他	年以内 20	年以内 3	半 年 賦 元 利 均 等、年 賦 元 利 均 等、当 初 発 行 額 の 3 % 以 上 半 年 賦、半 年 賦 元 金 均 等、 年 賦 元 金 均 等、 満 期 一 括	市財政の都合に より据置期間お よび償還期限を 短縮し、もしくは 繰上償還し、 または低利に借 換えすることが できる。
73,400	同 上	同 上	同 上	20	3	同 上	同 上

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 個 人	29,263,347	936,249	30,199,596
2 法 人	4,891,918	△ 407,407	4,484,511
計	34,155,265	528,842	34,684,107

(項) 2 固定資産税

1 固 定 資 産 税	26,800,462	192,849	26,993,311
計	27,371,560	192,849	27,564,409

(項) 4 市たばこ税

1 市 た ば こ 税	1,893,624	△ 77,422	1,816,202
計	1,893,624	△ 77,422	1,816,202

(項) 7 都市計画税

1 都 市 計 画 税	6,125,833	23,589	6,149,422
計	6,125,833	23,589	6,149,422

(款) 2 地方譲与税

(項) 3 森林環境譲与税

1 森 林 環 境 譲 与 税	40,000	5,000	45,000
計	40,000	5,000	45,000

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1 利 子 割 交 付 金	61,000	23,000	84,000
計	61,000	23,000	84,000

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 現 年 課 税 分	936,249	
1 現 年 課 税 分	△ 407,407	

1 現 年 課 税 分	192,849	

1 現 年 課 税 分	△ 77,422	

1 現 年 課 税 分	23,589	

1 森 林 環 境 譲 与 税	5,000	

1 利 子 割 交 付 金	23,000	

(款) 1 市税 (項) 1 市民税
～ (款) 3 利子割交付金 (項) 1 利子割交付金

(21)

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 配当割交付金	650,000	102,000	752,000
計	650,000	102,000	752,000

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	1,165,000	63,000	1,228,000
計	1,165,000	63,000	1,228,000

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	8,787,000	545,000	9,332,000
計	8,787,000	545,000	9,332,000

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1 地方特例交付金	1,846,000	252,000	2,098,000
計	1,846,000	252,000	2,098,000

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	3,224,000	800,322	4,024,322
計	3,224,000	800,322	4,024,322

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

2 災害復旧費分担金	—	208	208
計	1	208	209

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 配 当 割 交 付 金	102,000	

1 法 人 事 業 税 交 付 金	63,000	

1 地 方 消 費 税 交 付 金	545,000	

1 地 方 特 例 交 付 金	252,000	

1 地 方 交 付 税	800,322	普通交付税 790,322 特別交付税 10,000

1 農林水産業施設災害 復旧費分担金	208	農地災害復旧費分担金

(款) 4 配当割交付金 (項) 1 配当割交付金
～ (款) 12 分担金及び負担金 (項) 1 分担金

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 使 用 料	292,155	△ 6,550	285,605
2 民 生 使 用 料	455,307	50,611	505,918
4 労 働 使 用 料	18,273	△ 306	17,967
5 土 木 使 用 料	1,262,972	35,141	1,298,113
6 教 育 使 用 料	21,756	947	22,703

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地区市民ホール使用料	△ 226	
2 山田ふれあい文化センター使用料	△ 887	
3 市民センター使用料	△ 5,672	千里市民センター使用料 △ 1,060 岸部市民センター使用料 △ 1,391 豊一市民センター使用料 △ 725 千里丘市民センター使用料 △ 2,496
4 コミュニティセンター使用料	△ 886	内本町コミュニティセンター使用料 △ 1,042 亥の子谷コミュニティセンター使用料 △ 401 千一コミュニティセンター使用料 △ 186 千里山コミュニティセンター使用料 743
5 男女共同参画センター使用料	△ 700	
9 文化会館使用料	△ 14,801	
12 市民プール使用料	16,311	片山市民プール使用料 13,678 北千里市民プール使用料 2,633
13 学校運動場ナイター施設使用料	311	
1 留守家庭児童育成室使用料	7,125	留守家庭児童育成室使用料
5 杉の子学園施設使用料	31,965	障がい児通所給付費
6 わかたけ園施設使用料	11,521	障がい児通所給付費
1 勤労者会館使用料	△ 306	会議室研修室使用料 655 プール使用料 △ 961
1 道路占用料	20,720	地下埋没物、電柱等道路占用料
2 水路使用料	180	水路等使用料
3 公園占用料	14,241	電柱、鉄塔等公園占用料
1 自然体験交流センター使用料	200	

(款) 13 使用料及び手数料 (項) 1 使用料

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 自 然 の 家 使 用 料	1,743	
3 博 物 館 使 用 料	△ 81	
4 青少年活動サポート プラザ使用料	△ 915	

1 総 務 手 数 料	1,861	
1 保 健 衛 生 手 数 料	67	
1 土 木 手 数 料	△ 94	

1 児 童 福 祉 費 負 担 金	535,284	児童扶養手当負担金 基本額 $\triangle 45,873 \times 1/3$ 児童手当負担金 基本額 $\triangle 50,790 \times 37/45$ 基本額 $\triangle 107,880 \times 2/3$ 基本額 $\triangle 35,330 \times 7/9$ 基本額 $\triangle 420 \times 13/15$ 基本額 $\triangle 6,315 \times 10/10$ 障がい児通所給付費負担金 基本額 $195,227 \times 1/2$ 施設型・地域型保育給付費負担金 3・4・5歳 基本額 $117,828 \times 1/2$ 0・1・2歳 基本額 $949,961 \times 59.08/100$ 子育てのための施設等利用給付交付金 基本額 $\triangle 38,702 \times 1/2$
-------------------	---------	--

(款) 13 使用料及び手数料 (項) 1 使用料
 ～ (款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 生活保護費負担金	217,795	基本額 $290,394 \times 3/4$
4 国民健康保険基盤安定負担金	47,705	基本額 $95,410 \times 1/2$
5 自立支援介護給付費負担金	519,275	基本額 $1,038,550 \times 1/2$
7 中国残留邦人生活支援費負担金	$\triangle 4,500$	基本額 $\triangle 6,000 \times 3/4$
8 低所得者介護保険料軽減負担金	$\triangle 64,599$	基本額 $\triangle 129,198 \times 1/2$
9 生活困窮者自立支援事業費負担金	3,008	基本額 $4,011 \times 3/4$
11 未就学児均等割保険料負担金	$\triangle 347$	基本額 $\triangle 694 \times 1/2$
12 産前産後保険料負担金	$\triangle 1,878$	基本額 $\triangle 3,756 \times 1/2$
2 感染症予防事業費負担金	$\triangle 1,408$	基本額 $\triangle 2,816 \times 1/2$

1 個人番号カード交付事務費補助金	4,033	基本額 $4,033 \times 10/10$
2 文化芸術振興費補助金	$\triangle 3,899$	基本額 $\triangle 7,799 \times 1/2$
3 外国人受入環境整備交付金	$\triangle 1,436$	基本額 $\triangle 2,872 \times 1/2$
4 デジタル田園都市国家構想交付金	$\triangle 9,955$	基本額 $\triangle 19,910 \times 1/2$
6 デジタル基盤改革支援補助金	$\triangle 377,943$	基本額 $\triangle 377,943 \times 10/10$
7 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	$\triangle 330,578$	基本額 $\triangle 330,578 \times 10/10$

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金
 ~ (款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 障害者自立支援事業費等補助金	130	基本額 $260 \times 1/2$
2 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	$\triangle 4,645$	母子家庭等自立支援給付金事業 基本額 $\triangle 6,193 \times 3/4$
3 子ども・子育て支援交付金	17,416	基本額 $52,248 \times 1/3$
4 保育対策総合支援事業費補助金	$\triangle 95,802$	保育士宿舎借り上げ支援事業 基本額 $\triangle 17,862 \times 2/3$ 保育体制強化事業 基本額 $\triangle 7,694 \times 1/2$ 保育士資格取得支援事業 基本額 $\triangle 2 \times 1/2$ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 基本額 $170 \times 1/2$ 保育事業者への巡回支援事業 基本額 $2,762 \times 1/2$ 医療的ケア児保育支援事業 基本額 $5,290 \times 2/3$ 放課後居場所緊急対策事業 基本額 $\triangle 7,209 \times 1/3$ 保育所等改修費等支援事業 基本額 $\triangle 123,953 \times 2/3$
5 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	$\triangle 1,995$	基本額 $\triangle 3,990 \times 1/2$
7 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1,414	認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業 基本額 $1,414 \times 10/10$
8 在宅福祉事業費補助金	$\triangle 232$	基本額 $\triangle 696 \times 1/3$
9 生活困窮者自立支援事業費補助金	$\triangle 1,824$	生活保護適正実施推進事業費補助金 基本額 $1,850 \times 3/4$

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	274,830	△ 30,417	244,413

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
		生活困窮者就労準備支援事業費等 補助金 基本額 $684 \times 1/2$ 家計改善支援事業補助金 基本額 $\triangle 134 \times 2/3$ アウトリーチ等の充実による自立 相談支援機能強化事業補助金 基本額 $\triangle 4,619 \times 3/4$
12 障害者総合支援事業 費補助金	746	基本額 $1,492 \times 1/2$
13 社会福祉施設等施設 整備費補助金	26,298	基本額 $39,447 \times 2/3$
14 介護保険事業費補助 金	$\triangle 211$	基本額 $\triangle 421 \times 1/2$
15 児童虐待防止対策等 総合支援事業費補助 金	$\triangle 3,453$	基本額 $\triangle 6,906 \times 1/2$
17 就学前教育・保育施 設整備交付金	$\triangle 7,440$	基本額 $\triangle 11,160 \times 2/3$
18 こども政策推進事業 費補助金	$\triangle 4,386$	基本額 $\triangle 8,772 \times 1/2$
19 子ども・子育て支援 事業費補助金	11,506	基本額 $11,506 \times 10/10$
20 障害者自立支援給付 審査支払等システム 事業補助金	110	基本額 $220 \times 1/2$
1 公害健康被害補償費 補助金	$\triangle 1,021$	基本額 $\triangle 1,021 \times 1/2$ 総合調整事務費 $\triangle 510$
2 特定感染症検査等事 業費補助金	$\triangle 27$	基本額 $\triangle 54 \times 1/2$
8 出産・子育て応援交 付金	$\triangle 29,105$	基本額 $2,310 \times 10/10$ 基本額 $\triangle 47,122 \times 2/3$
10 マイナンバー情報連 携体制整備事業補助 金	$\triangle 264$	基本額 $\triangle 396 \times 2/3$

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 土 木 費 国 庫 補 助 金	1,997,283	△ 46,949	1,950,334
5 消 防 費 国 庫 補 助 金	110,387	△ 61,697	48,690
6 教 育 費 国 庫 補 助 金	279,411	216,787	496,198

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 公営住宅等家賃対策補助金	△ 173	基本額 $\triangle 346 \times 1/2$
2 社会資本整備総合交付金	134,233	地域住宅交付金 75,656 道路ストック総点検事業交付金 $\triangle 2,288$ 道路新設改良事業費 626 橋梁新設改良事業費 87,439 公園等整備事業費 $\triangle 32,100$ 佐井寺西土地地区画整理事業費 4,900
3 都市構造再編集集中支援事業補助金	△ 184,733	(仮称) 山田こども園整備事業費 $\triangle 130,133$ 道路新設改良事業費 $\triangle 8,000$ 上の川周辺整備事業費 20,000 千里丘朝日が丘線道路新設事業費 $\triangle 66,600$
4 道路メンテナンス事業補助金	5,231	基本額 $9,511 \times 55/100$
5 空き家対策総合支援事業補助金	△ 1,507	基本額 $\triangle 3,014 \times 1/2$
1 社会資本整備総合交付金	△ 28,912	住宅・建築物安全ストック形成事業費 $\triangle 27,862$ 都市防災推進事業費 $\triangle 1,050$
2 消防器材整備費補助金	△ 32,785	基本額 $\triangle 65,570 \times 1/2$
5 教育支援体制整備事業費補助金	△ 21,906	基本額 $\triangle 65,718 \times 1/3$
7 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	△ 1,413	基本額 $\triangle 4,239 \times 1/3$
8 重要文化財建造物修理事業費補助金	△ 32,146	基本額 $\triangle 49,456 \times 65/100$
9 重要文化財建造物防災事業費補助金	△ 11,440	基本額 $\triangle 17,600 \times 65/100$
10 重要文化財建造物公開活用事業費補助金	△ 33,605	基本額 $\triangle 51,700 \times 65/100$
12 学校施設環境改善交付金	317,297	基本額 $209,562 \times 1/2$ 基本額 $637,548 \times 1/3$

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 災 害 復 旧 費 国 庫 補 助 金	—	3,512	3,512
計	10,256,350	△ 700,910	9,555,440

(項) 3 委託金

1 総 務 費 委 託 金	168,610	△ 32,238	136,372
2 民 生 費 委 託 金	71,615	△ 482	71,133
3 衛 生 費 委 託 金	995	△ 995	0
計	241,247	△ 33,715	207,532

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

1 民 生 費 府 負 担 金	9,166,348	721,289	9,887,637
-----------------	-----------	---------	-----------

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 児童福祉施設等災害 復旧費補助金	3,512	基本額 $7,024 \times 1/2$

1 統計費委託金	$\triangle 1,624$	
6 衆議院議員総選挙執行委託費委託金	$\triangle 30,614$	
1 国民年金取扱事務費委託金	$\triangle 600$	
3 中国残留邦人事務費委託金	118	
1 国民健康・栄養調査委託金	$\triangle 995$	

1 児童福祉費負担金	247,464	児童手当負担金 基本額 $\triangle 50,790 \times 4/45$ 基本額 $\triangle 107,880 \times 1/6$ 基本額 $\triangle 35,330 \times 1/9$ 基本額 $\triangle 420 \times 1/15$ 障がい児通所給付費負担金 基本額 $195,227 \times 1/4$ 施設型・地域型保育給付費負担金 3・4・5歳 基本額 $117,828 \times 1/4$ 0・1・2歳 基本額 $949,961 \times 20.46/100$ 施設型給付地方単独費用負担金 基本額 $21,928 \times 1/2$
------------	---------	---

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金
 ~ (款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 諸 負 担 金	35,226	90	35,316
計	9,206,322	721,379	9,927,701

(項) 2 府補助金

1 総 務 費 府 補 助 金	7,507	5,853	13,360
2 民 生 費 府 補 助 金	1,977,024	△ 216,800	1,760,224

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
		子育てのための施設等利用給付交付金 基本額 $\triangle 38,704 \times 1/4$
2 国民健康保険基盤安定負担金	255,653	基本額 $309,068 \times 3/4$ 基本額 $95,409 \times 1/4$
3 自立支援介護給付費負担金	259,637	基本額 $1,038,548 \times 1/4$
5 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	$\triangle 19,556$	基本額 $\triangle 26,074 \times 3/4$
6 低所得者介護保険料軽減負担金	$\triangle 20,797$	基本額 $\triangle 83,188 \times 1/4$
7 未就学児均等割保険料負担金	$\triangle 173$	基本額 $\triangle 692 \times 1/4$
8 産前産後保険料負担金	$\triangle 939$	基本額 $\triangle 3,756 \times 1/4$
1 諸 負 担 金	90	大阪版地方分権推進制度交付金

1 大阪府消費者行政強化事業補助金及び推進事業補助金	55	基本額 $55 \times 10/10$
2 大阪府スマートシティ戦略推進補助金	3,202	基本額 $6,404 \times 1/2$
4 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業費補助金	2,596	基本額 $5,192 \times 1/2$
2 心身障害者医療費補助金	6,176	基本額 $12,352 \times 1/2$
3 ひとり親家庭医療助成費補助金	3,576	基本額 $7,152 \times 1/2$
6 乳幼児医療費助成事業費補助金	$\triangle 13,306$	基本額 $\triangle 26,611 \times 1/2$

(款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金
 ~ (款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛 生 費 府 補 助 金	171,749	△ 7,282	164,467
5 土 木 費 府 補 助 金	1,969	△ 319	1,650
6 消 防 費 府 補 助 金	28,316	△ 10,735	17,581
7 教 育 費 府 補 助 金	15,072	6,490	21,562

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 障害者自立支援事業費等補助金	65	基本額 $260 \times 1/4$
8 総合相談事業交付金	1,749	
9 新子育て支援交付金	3,859	基本額 $3,859 \times 10/10$
10 子ども・子育て支援交付金	37,049	基本額 $111,147 \times 1/3$
11 保育対策総合支援事業費補助金	$\triangle 2,403$	基本額 $\triangle 7,209 \times 1/3$
13 介護施設等の整備に関する事業補助金	$\triangle 236,913$	基本額 $\triangle 236,913 \times 10/10$
14 子どもの貧困緊急対策事業費補助金	$\triangle 4,781$	基本額 $\triangle 9,562 \times 1/2$
15 安心こども基金事業補助金	$\triangle 11,871$	基本額 $\triangle 17,807 \times 2/3$
2 公害事務費補助金	190	
4 自殺対策強化事業交付金	$\triangle 41$	基本額 $\triangle 82 \times 1/2$
9 出産・子育て応援交付金	$\triangle 7,431$	基本額 $\triangle 44,586 \times 1/6$
1 国土調査事業補助金	$\triangle 319$	基本額 $\triangle 426 \times 3/4$
1 大阪航空消防運営費補助金	1,669	
2 震災対策推進事業補助金	$\triangle 9,753$	基本額 $\triangle 39,012 \times 1/4$
3 がけ地近接等住宅移転事業補助金	$\triangle 2,420$	基本額 $\triangle 9,680 \times 1/4$
4 土砂災害特別警戒区域内住宅補強事業補助金	$\triangle 231$	基本額 $\triangle 926 \times 1/4$
2 教育支援体制整備事業費補助金	8,138	基本額 $25,334 \times 1/2$ 基本額 $\triangle 9,058 \times 1/2$
3 部活動指導員配置事業費補助金	$\triangle 723$	基本額 $\triangle 1,084 \times 2/3$

(款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 災 害 復 旧 費 府 補 助 金	—	1,529	1,529
計	2,202,839	△ 221,264	1,981,575

(項) 3 委託金

1 総 務 費 委 託 金	627,338	△ 358	626,980
3 衛 生 費 委 託 金	10,343	△ 316	10,027
4 諸 委 託 金	260	△ 75	185
計	638,202	△ 749	637,453

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財 産 貸 付 収 入	82,658	△ 4,961	77,697
2 利 子 及 び 配 当 金	36,076	22,496	58,572
3 土 地 開 発 基 金 運 用 収 入	1,397	△ 1,195	202
計	120,131	16,340	136,471

(項) 2 財産売払収入

1 不 動 産 売 払 収 入	1	3,476,423	3,476,424
2 物 品 売 払 収 入	2,861	1,331	4,192
3 株 式 売 払 収 入	—	103,802	103,802

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 市町村医療的ケア等 実施体制サポート事 業補助金	△ 925	基本額 $\triangle 1,850 \times 1/2$
1 耕 地 事 業 補 助 金	1,529	基本額 $1,738 \times 88/100$

2 人権啓発活動委託金	△ 358	
5 措置診察立会事務交 付金	△ 36	
14 国民生活基礎調査委 託金	△ 136	
15 社会保障・人口問題 基礎調査委託金	△ 144	
1 諸 委 託 金	△ 75	

1 貸 地 料	△ 4,961	
1 株 式 配 当 金	264	
2 預 金 利 子	2,422	
3 貸 付 金 利 子	2	
4 公 債 利 子	19,808	
1 土地開発基金貸付金 利子	△ 1,195	

1 土 地 売 払 収 入	3,476,423	
1 物 品 売 払 収 入	1,331	
1 株 式 売 払 収 入	103,802	

(款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金
 ~ (款) 16 財産収入 (項) 2 財産売払収入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
計	2,862	3,581,556	3,584,418

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一 般 寄 附 金	2,535,582	△ 731,911	1,803,671
2 指 定 寄 附 金	1,980	283,611	285,591
計	2,537,562	△ 448,300	2,089,262

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	8,909,106	△ 2,537,794	6,371,312
2 みんなで支えるまちづくり 基金繰入金	4,000	△ 3,040	960
3 ダブルリボンプロジェクト 基金繰入金	1,214	△ 285	929
5 公共施設等整備基金繰入金	1,070,000	△ 260,000	810,000
6 スポーツ推進基金繰入金	227,488	△ 15,019	212,469
7 環境まちづくり基金繰入金	91,842	△ 1,776	90,066
8 こども笑顔輝き基金繰入金	214,380	△ 30,000	184,380
9 都市計画施設整備基金繰入金	1,130,000	△ 810,000	320,000
11 旧西尾家住宅大規模修繕基 金繰入金	10,000	△ 3,000	7,000
12 廃棄物処理施設整備基金繰 入金	40,000	△ 30,000	10,000
13 老人福祉施設整備基金繰入 金	110,000	△ 11,330	98,670
14 奨 学 基 金 繰 入 金	—	32,000	32,000
計	11,832,030	△ 3,670,244	8,161,786

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

1 一 般 寄 附 金	△ 731,911	
1 指 定 寄 附 金	283,611	

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△ 2,537,794	
1 みんなで支えるまち づくり基金繰入金	△ 3,040	
1 ダブルリボンプロジ ェクト基金繰入金	△ 285	
1 公共施設等整備基金 繰入金	△ 260,000	
1 スポーツ推進基金繰 入金	△ 15,019	
1 環境まちづくり基金 繰入金	△ 1,776	
1 こども笑顔輝き基金 繰入金	△ 30,000	
1 都市計画施設整備基 金繰入金	△ 810,000	
1 旧西尾家住宅大規模 修繕基金繰入金	△ 3,000	
1 廃棄物処理施設整備 基金繰入金	△ 30,000	
1 老人福祉施設整備基 金繰入金	△ 11,330	
1 奨 学 基 金 繰 入 金	32,000	

(款) 16 財産収入 (項) 2 財産売却収入
～ (款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 公共用地先行取得特別会計繰入金	1,061,829	22,271	1,084,100
3 介護保険特別会計繰入金	—	101	101
計	1,072,355	22,372	1,094,727

(款) 19 諸収入

(項) 3 受託事業収入

1 受託事業収入	6,390	△ 1,449	4,941
計	6,390	△ 1,449	4,941

(項) 4 収益事業収入

1 収益事業収入	565,120	△ 129,767	435,353
計	565,120	△ 129,767	435,353

(項) 5 雑入

1 弁償金	7	410	417
3 雑入	5,922,548	56,779	5,979,327
計	5,922,556	57,189	5,979,745

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 公共用地先行取得特別会計繰入金	22,271	
1 介護保険特別会計繰入金	101	

1 受託事業収入	△ 1,449	

1 収益事業収入	△ 129,767	

2 行政代執行費実費弁償金	△ 1	
3 緊急安全措置費実費弁償金	△ 1	
4 略式代執行費実費弁償金	325	
5 学校情報機器弁償金	44	
6 消防団燃料費実費弁償金	43	
7 雑入	56,779	

(款) 18 繰入金 (項) 2 特別会計繰入金
 ~ (款) 19 諸収入 (項) 5 雑入

(款) 20 市債
(項) 1 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 債	1,747,500	△ 104,600	1,642,900
2 民 生 債	1,248,800	△ 4,500	1,244,300
3 衛 生 債	132,200	△ 77,500	54,700
4 土 木 債	2,838,700	51,500	2,890,200

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 市民プール改修事業債	△ 8,700	市民プール改修事業
2 コミュニティセンター改修事業債	△ 34,300	コミュニティセンター改修事業
3 本庁舎改修事業債	△ 27,900	本庁舎改修事業
4 急傾斜地安全対策事業債	△ 25,700	急傾斜地安全対策事業
5 市民ホール改修事業債	△ 6,700	市民ホール改修事業
6 文化会館改修事業債	△ 1,300	文化会館改修事業
1 留守家庭児童育成室整備債	△ 1,600	留守家庭児童育成室整備事業
2 児童会館建設債	△ 19,100	児童会館建設事業
3 幼保連携型認定こども園整備事業債	72,000	(仮称) 山田こども園整備事業 71,100 (仮称) 岸部中(北)住宅跡地認定こども園整備事業 900
4 高齢者いきいの間整備債	△ 4,100	高齢者いきいの間整備事業
5 公立保育所改修事業債	△ 28,400	公立保育所改修事業
6 障害者支援交流センター改修事業債	△ 15,100	障害者支援交流センター改修事業
7 児童会館改修事業債	△ 8,200	児童会館改修事業
1 破砕選別工場整備債	△ 77,500	破砕選別工場整備事業
1 道路整備債	△ 316,600	道路新設改良事業
2 橋梁新設改良事業債	52,600	橋梁新設改良事業
3 公営住宅建設債	△ 91,300	公営住宅建設事業
4 上の川周辺整備事業債	85,600	上の川周辺整備事業
5 公園整備債	△ 40,700	公園整備事業
6 佐井寺西土地区画整理事業債	410,600	佐井寺西土地区画整理事業
7 土木庁舎建設債	△ 1,200	北部消防庁舎等複合施設建設事業
8 都市計画道路整備債	△ 47,500	千里丘朝日が丘線道路新設事業

(款) 20 市債 (項) 1 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 消 防 債	1,375,000	2,100	1,377,100
6 教 育 債	3,114,200	2,229,000	5,343,200
計	10,856,400	2,096,000	12,952,400

(款) 21 繰越金
(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	—	532,896	532,896
計	—	532,896	532,896

歳 入 合 計	174,456,976	5,611,734	180,068,710
---------	-------------	-----------	-------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 消防防災施設設備整備債	5,700	消防車両更新事業 24,600 消防防災施設設備整備事業 △ 18,900
2 消防庁舎建設債	△ 3,600	北部消防庁舎等複合施設建設事業
1 義務教育施設整備債	2,303,000	小・中学校改修事業
2 公民館整備債	△ 18,100	地区公民館整備事業
3 教育センター建設債	△ 2,100	北部消防庁舎等複合施設建設事業
4 文化財保存事業債	△ 37,400	旧西尾家住宅耐震改修事業
5 公立幼稚園改修事業債	△ 9,000	公立幼稚園改修事業
6 図書館改修事業債	△ 7,400	図書館改修事業

1 繰越金	532,896	

--	--	--

(款) 20 市債 (項) 1 市債
 ~ (款) 21 繰越金 (項) 1 繰越金

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 議 会 費	710,697	△7,870	702,827			
計	710,697	△7,870	702,827			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一 般 管 理 費	10,147,105	△790,422	9,356,683	61,342	△27,900	25,793

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△7,870	2 給 料	△2,705	
	3 職 員 手 当 等	1,049	
	4 共 済 費	△1,019	
	8 旅 費	△2,703	費用弁償 △2,318 普通旅費 △26 特別旅費 △359
	9 交 際 費	△197	
	10 需 用 費	△1,289	印刷製本費
	11 役 務 費	△3	手数料
	12 委 託 料	△569	議会だより発行業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△256	電算機器借上料ほか
	17 備 品 購 入 費	△60	航空写真購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△118	北摂市議会議長会年度負担金ほか
△7,870			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△849,657	1 報 酬	367	会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	△66,568	
	3 職 員 手 当 等	△277,241	
	4 共 済 費	△31,914	
	7 報 償 費	△42	行政改革に関する検討会議有識者 謝礼金
	8 旅 費	△1,945	費用弁償 △1,451 普通旅費 △29 特別旅費 △465

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費
 ~ (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 文 書 費	190,653	1,241	191,894			△2
3 広 報 費	124,925	△1,790	123,135			3,049
4 財 産 管 理 費	175,907	△38,218	137,689		△25,700	△70
5 企 画 費	483	△122	361			
6 消費経済対策 費	47,456	931	48,387	55		4
7 公平委員会費	2,047	△373	1,674			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	10 需 用 費	△4,928	消耗品費 △221 印刷製本費 △95 光熱水費 △4,481 修繕料 △131
	11 役 務 費	△108,642	通信運搬費 △103,588 手数料 △5,024 保険料 △30
	12 委 託 料	△160,838	電算業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△97,531	電算機器借上料ほか
	14 工 事 請 負 費	△25,563	
	17 備 品 購 入 費	△1,506	相談予約専用電話機購入費ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△13,333	公営企業会計兼務職員人件費負担 金ほか
	21 補償、補填及び賠 償金	△738	電気事業者工事補償金
1,243	1 報 酬	836	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	342	
	4 共 済 費	63	
△4,839	7 報 償 費	△1	こども記者参加謝礼金
	11 役 務 費	△5	通信運搬費
	12 委 託 料	△1,784	Y o u T u b e 番組制作業務委託 料、L I N E 拡張システム保守業 務委託料
△12,448	12 委 託 料	△14,401	測量・調査業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△23,811	
	18 負担金、補助及び 交付金	△6	大阪府用地対策連絡協議会研修負 担金
△122	7 報 償 費	△117	行政評価アドバイザー謝礼金
	10 需 用 費	△5	印刷製本費
872	1 報 酬	508	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	351	
	4 共 済 費	72	
△373	8 旅 費	△301	費用弁償 △272 普通旅費 △13

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
9 車 両 管 理 費	63,200	△588	62,612			△88
10 職 員 研 修 費	27,027	△660	26,367			93
11 出 張 所 費	49,523	△1,640	47,883			1,902
12 地区市民ホール費	104,927	△10,001	94,926		△6,700	△226
13 広 聴 費	17,380	△29	17,351			
14 住居表示整備費	2,586	△122	2,464			
15 職 員 厚 生 費	82,743	263	83,006			△790
16 人 権 費	48,601	△41	48,560	△358		4
17 地 域 振 興 費	129,443	△12,055	117,388			△3,422

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			特別旅費 △16
	18 負担金、補助及び 交付金	△72	全国公平委員会連合会負担金ほか
△500	1 報 酬	879	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	393	
	4 共 済 費	55	
	10 需 用 費	△366	修繕料
	13 使用料及び賃借料	△100	タクシー使用料
	14 工 事 請 負 費	△1,449	
△753	18 負担金、補助及び 交付金	△660	研修参加負担金
△3,542	1 報 酬	25	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	22	
	3 職 員 手 当 等	3	
	4 共 済 費	34	
	10 需 用 費	△700	光熱水費
	17 備 品 購 入 費	△1,024	金銭登録機購入費
△3,075	11 役 務 費	△16	保険料
	12 委 託 料	△1,063	地区市民ホール清掃業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△8,922	
△29	12 委 託 料	△29	市政モニタリング調査業務委託料
△122	12 委 託 料	△122	町名街区案内板維持管理・点検業務委託料
1,053	1 報 酬	168	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	80	
	4 共 済 費	15	
313	1 報 酬	269	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	241	
	4 共 済 費	49	
	10 需 用 費	△100	光熱水費
	13 使用料及び賃借料	△500	バス借上料
△8,633	1 報 酬	△353	審議会等委員報酬
	2 給 料	284	
	3 職 員 手 当 等	176	

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
18 市民センター費	175,325	△123	175,202			△5,672
19 山田ふれあい文化センター費	61,247	△29	61,218			△887
20 コミュニティセンター費	356,617	△45,871	310,746		△34,300	△1,097
21 財政調整基金積立金	3	268,020	268,023	280		1,292
23 男女共同参画費	177,600	△829	176,771			△1,096

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	4 共 済 費	31	
	7 報 償 費	△23	手話通訳謝礼金
	10 需 用 費	△863	消耗品費 △382 光熱水費 △481
	11 役 務 費	△5,258	手数料 △242 保険料 △5,016
	12 委 託 料	△1,662	P C B廃棄物処分業務委託料
	17 備 品 購 入 費	△17	A E D購入費ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△4,370	市民公益活動促進補助金ほか
	22 償還金、利子及び 割引料	△123	市民センター使用料過年度還付金
	22 償還金、利子及び 割引料	△29	山田ふれあい文化センター使用料 過年度還付金
	11 役 務 費	△19	保険料
	12 委 託 料	△3,505	内本町コミュニティセンター外壁 改修工事及び屋上防水改修工事監 理業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△42,253	
	17 備 品 購 入 費	△11	A E D購入費
	22 償還金、利子及び 割引料	△83	コミュニティセンター使用料過年 度還付金
266,448	24 積 立 金	268,020	積立金
267	1 報 酬	1,383	会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	1,130	
	3 職 員 手 当 等	1,810	
	4 共 済 費	216	
	7 報 償 費	△1,849	講師謝礼金ほか
	10 需 用 費	△1,201	消耗品費 △256 印刷製本費 △145 光熱水費 △800

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
25 安 心 安 全 費	83,534	316	83,850			2
26 都 市 交 流 費	60,516	△232	60,284	△2,739		
28 みんなで支えるまちづくり基金積立金	1	311	312			127
29 千里ニュータウンプラザ費	40,020	△170	39,850			1
30 文 化 会 館 費	411,315	△909	410,406		△1,300	△14,801
31 ダブルリボンプロジェクト基金積立金	1,225	△173	1,052			△517
32 スポーツ推進費	231,850	△10,666	221,184			311
34 市民体育館費	531,543	△8,157	523,386			△12,184

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	12 委 託 料	△2,309	電気機械等設備保守業務委託料ほか
	22 償還金、利子及び割引料	△9	男女共同参画センター使用料過年度還付金
314	1 報 酬	202	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	96	
	4 共 済 費	18	
2,507	12 委 託 料	△232	くらしのガイドブック作成業務委託料
184	24 積 立 金	311	積立金
△171	1 報 酬	223	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	44	
	4 共 済 費	△267	
	8 旅 費	△88	費用弁償
	11 役 務 費	△31	通信運搬費 △20 保険料 △11
	12 委 託 料	△33	千里南地区東デッキ警備・清掃業務委託料
	18 負担金、補助及び交付金	△18	特定退職金共済負担金
15,192	12 委 託 料	△909	文化会館非常用発電設備更新工事設計業務委託料
344	24 積 立 金	△173	積立金
△10,977	1 報 酬	△1,186	スポーツ推進委員報酬
	10 需 用 費	△29	印刷製本費
	14 工 事 請 負 費	△7,969	
	18 負担金、補助及び交付金	△1,482	市民体育祭補助金 △1,474 大阪府スポーツ推進委員協議会会費 △8
4,027	11 役 務 費	△571	通信運搬費

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
35 市民プール費	226,797	－	226,797		△8,700	16,311
36 武 道 館 費	95,958	△53	95,905			△72
37 総合運動場費	96,839	△33	96,806			△53
38 サッカースタ ジアム費	289,883	△2,261	287,622			△2,210
39 サッカースタ ジアム基金積 立金	80,001	41	80,042			41
40 シティプロモ ーション費	109,960	△9,008	100,952			2,151
41 スポーツ推進 基金積立金	220,000	26	220,026			26
計	14,652,078	△663,426	13,988,652	58,580	△104,600	7,920

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 税 務 総 務 費	1,711,860	△269,326	1,442,534	△284,244		181

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	17 備 品 購 入 費	△7,586	トレーニング用備品購入費
△7,611			
19	17 備 品 購 入 費	△53	マイク購入費
20	01 報 酬	△33	指定管理者選定委員会委員報酬（ 第三者モニタリング分）
△51	7 報 償 費	△51	アドバイザー会議委員謝礼金
	10 需 用 費	△2,205	修繕料
	11 役 務 費	△5	保険料
	24 積 立 金	41	積立金
△11,159	1 報 酬	129	
	3 職 員 手 当 等	70	
	4 共 済 費	16	
	7 報 償 費	△400	講師謝礼金
	10 需 用 費	△689	修繕料
	11 役 務 費	△750	筆耕翻訳料
	12 委 託 料	△5,134	すいたフェスタ事務局業務委託料 ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△2,250	シティプロモーション促進補助金 ほか
	24 積 立 金	26	積立金
△625,326			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
14,737	1 報 酬	2,903	会計年度任用職員報酬

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費
 ~ (款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 賦 課 費	158,108	△22,180	135,928	257		△99
3 徴 収 費	538,047	△13,216	524,831	△10,126		
計	2,410,116	△304,722	2,105,394	△294,113		82

(項) 3 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 戸籍住民登録費	1,446,128	△22,212	1,423,916	△95,659		△44,023

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	2 給 料	4,173	
	3 職 員 手 当 等	4,542	
	4 共 済 費	2,813	
	10 需 用 費	△1,639	消耗品費
	12 委 託 料	△282,118	税務システム再構築・標準化対応 業務委託料ほか
△22,338	10 需 用 費	△3,239	消耗品費
	12 委 託 料	△17,070	受電自動音声応答システム構築業 務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△1,529	登記異動処理システム使用料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△342	軽自動車税環境性能割徴収取扱費
△3,090	8 旅 費	△9	特別旅費
	10 需 用 費	△1,052	印刷製本費
	11 役 務 費	△2,138	手数料
	12 委 託 料	△6,673	受電自動音声応答システム構築業 務委託料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△3,344	共同収納手数料負担金
△10,691			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
117,470	1 報 酬	1,718	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	5,737	
	3 職 員 手 当 等	5,913	
	4 共 済 費	1,276	

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費
 ～ (款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	1,446,128	△22,212	1,423,916	△95,659		△44,023

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 選挙管理委員会費	131,641	△11,816	119,825	△13,321		7
3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費	164,522	△36,847	127,675	△30,614		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	8 旅 費	△300	費用弁償
	10 需 用 費	△20,000	消耗品費
	11 役 務 費	△800	手数料
	12 委 託 料	△14,656	市民課フロア案内業務委託料 △10,863 引越しワンストップサービス対応 に伴うシステム改修業務委託料ほか △3,793
	13 使用料及び賃借料	△600	住民基本台帳ネットワークシステム機器賃借料
	17 備 品 購 入 費	△500	金銭登録機購入費
117,470			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
1,498	1 報 酬	891	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△1,172	
	3 職 員 手 当 等	△147	
	4 共 済 費	196	
	12 委 託 料	△10,922	選挙人名簿管理システム再構築業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△662	選挙人名簿管理システム使用料
△6,233	1 報 酬	△4,307	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	△3,769	
	7 報 償 費	△207	ポスター掲示場設置謝礼金ほか
	8 旅 費	△106	費用弁償 △79 普通旅費 △27
	10 需 用 費	△3,231	消耗品費 △2,545

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民登録費
 ~ (款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	296,635	△48,663	247,972	△43,935		7

(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 統計調査総務費	46,839	△668	46,171			
2 基幹統計調査費	10,234	△1,621	8,613	△1,624		3

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			食糧費 △73 印刷製本費 △215 光熱水費 △11 修繕料 △387
	11 役 務 費	△3,562	通信運搬費 △3,497 手数料 △57 保険料 △8
	12 委 託 料	△4,044	ポスター掲示場設置業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△3,596	選挙用資材借上料ほか
	17 備 品 購 入 費	△14,025	選挙用備品購入費
△4,735			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△668	2 給 料	△640	
	3 職 員 手 当 等	203	
	4 共 済 費	△207	
	8 旅 費	△10	普通旅費
	18 負担金、補助及び 交付金	△14	近畿都市統計協議会負担金
	1 報 酬	△850	調査員報酬
	2 給 料	△386	会計年度任用職員給料
	3 職 員 手 当 等	△240	
	4 共 済 費	25	
	7 報 償 費	△48	全国家計構造調査協力謝礼金
	8 旅 費	△41	普通旅費

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費
 ~ (款) 2 総務費 (項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
3 その他統計調査費	68	△5	63			
計	57,141	△2,294	54,847	△1,624		3

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 監 査 委 員 費	101,957	△3,830	98,127			2
計	101,957	△3,830	98,127			2

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	10 需 用 費	△32	消耗品費
	11 役 務 費	△35	通信運搬費
	13 使用料及び賃借料	△14	電子複写機借上料
△5	10 需 用 費	△5	消耗品費
△673			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△3,832	1 報 酬	△1,442	会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	△1,802	
	3 職 員 手 当 等	419	
	4 共 済 費	△444	
	8 旅 費	△315	費用弁償 △84 普通旅費 △5 特別旅費 △226
	10 需 用 費	△8	印刷製本費
	12 委 託 料	△121	工事技術調査業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△63	電子複写機借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	△54	大阪府都市監査委員会負担金ほか
△3,832			

(款) 2 総務費 (項) 5 統計調査費
 ~ (款) 2 総務費 (項) 6 監査委員費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会福祉総務費	6,231,652	△340,872	5,890,780	△326,837		△105
2 厚生援護費	5,658	△84	5,574			1
3 老人福祉費	1,194,943	△267,776	927,167	△235,942	△2,800	△11,569
4 心身障害者医療助成費	795,754	13,146	808,900	6,176		5

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△13,930	1 報 酬	2,416	会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	△8,662	
	3 職 員 手 当 等	△317	
	4 共 済 費	△5,195	
	7 報 償 費	△2,607	個別避難計画作成支援報奨金ほか
	8 旅 費	△181	費用弁償
	12 委 託 料	△1,917	成年後見制度利用促進に係る中核 機関運営業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△325,841	低所得者支援給付金ほか
	19 扶 助 費	△6,000	中国残留邦人生活支援等給付金
	22 償還金、利子及び 割引料	7,432	過年度国庫支出金等返還金
△85	1 報 酬	36	会計年度任用職員報酬
	18 負担金、補助及び 交付金	△120	原爆被爆者支援活動補助金
△17,465	1 報 酬	257	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	115	
	4 共 済 費	21	
	7 報 償 費	△1,941	長寿祝賀祝金ほか
	8 旅 費	△15	普通旅費
	10 需 用 費	△11,330	修繕料
	11 役 務 費	△13	筆耕翻訳料 保険料
	12 委 託 料	△2,855	診断料助成事業委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△7,262	高齢者団体用福祉バス借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	△244,543	地域密着型サービス等整備等補助 金ほか
	19 扶 助 費	△210	在日外国人高齢者給付金
6,965	1 報 酬	516	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	233	
	4 共 済 費	44	
	19 扶 助 費	12,353	医療扶助費

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
5 老人福祉施設 整備費積立金	2	384,366	384,368			384,297
6 交流活動館費	85,974	△2,744	83,230	142		1
8 心身障害者福 祉施設整備費 積立金	2	458	460			257
9 総合福祉会館 費	230,304	△20,276	210,028			
10 介護保険特別 会計繰出金	5,429,637	△232,548	5,197,089	△114,379		
11 障害者支援交 流センター費	416,602	△16,885	399,717		△15,100	
12 障害者福祉費	637,989	△96,916	541,073	746		5
13 障害福祉自立 支援事業費	12,813,585	1,079,350	13,892,935	805,405		4

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
69	24 積 立 金	384,366	積立金
△2,887	1 報 酬	852	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△2,019	
	3 職 員 手 当 等	△248	
	4 共 済 費	△966	
	12 委 託 料	△363	建築物・建築設備定期点検業務委託料
201	24 積 立 金	458	積立金
△20,276	1 報 酬	38	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△6,187	
	3 職 員 手 当 等	△4,561	
	4 共 済 費	△1,731	
	10 需 用 費	△500	光熱水費
	12 委 託 料	△7,278	施設管理業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△57	車両リース料
△118,169	27 繰 出 金	△232,548	繰出金
△1,785	14 工 事 請 負 費	△16,885	
△97,667	1 報 酬	727	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	334	
	4 共 済 費	63	
	12 委 託 料	△6,183	重度障がい者医療システム改修業務委託料
	18 負担金、補助及び交付金	△91,857	日中活動重度障害者支援事業補助金ほか
273,941	1 報 酬	495	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	316	会計年度任用職員給料
	3 職 員 手 当 等	452	
	4 共 済 費	86	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
14 後期高齢者医療費	4,210,923	109,428	4,320,351			
15 後期高齢者医療特別会計繰出金	1,370,638	△50,464	1,320,174	△24,861		
16 地域福祉推進費積立金	12,067	△1,119	10,948			
17 吹三地区高齢者いこいの間整備費	50,479	△2,093	48,386		△1,300	
18 緊急援護資金貸付基金繰出金	—	300	300			
計	33,687,722	555,271	34,242,993	110,450	△19,200	372,896

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 児童福祉総務費	2,330,433	△224,189	2,106,244	△161,716		9,711

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	18 負担金、補助及び交付金	1,078,001	日中活動系サービス給付費ほか
109,428	18 負担金、補助及び交付金	109,428	大阪府後期高齢者医療広域連合負担金
△25,603	27 繰 出 金	△50,464	繰出金
△1,119	24 積 立 金	△1,119	積立金
△793	10 需 用 費	△105	消耗品費
	11 役 務 費	△70	通信運搬費
	14 工 事 請 負 費	△1,894	
	17 備 品 購 入 費	△24	施設管理用備品購入費
300	27 繰 出 金	300	繰出金
91,125			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△72,184	1 報 酬	2,613	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△12,391	
	3 職 員 手 当 等	△1,406	
	4 共 済 費	△5,493	
	7 報 償 費	△49	講師謝礼金ほか
	11 役 務 費	△8	手数料

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費
 ~ (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 児 童 措 置 費	7,785,307	△246,608	7,538,699	△189,578		
3 保 育 園 費	3,310,682	△141,682	3,169,000	△541	△28,400	1,124
4 母 子 福 祉 費	99,611	△5,766	93,845	△4,645		2
5 遺 児 手 当 費	1,944	△486	1,458			
6 留守家庭児童 育成費	2,612,759	△26,792	2,585,967	100,602	△1,600	791
7 ひとり親家庭 医療助成費	176,660	—	176,660	3,576		
8 児 童 会 館 費	1,058,465	10,220	1,068,685		△27,300	1,315

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	12 委 託 料	△8,708	子育て世帯家事・育児支援業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△228,826	私立保育施設開設準備に係る建物 改修等事業助成金ほか
	22 償還金、利子及び 割引料	30,079	過年度国庫支出金返還金
△57,030	19 扶 助 費	△246,608	児童手当ほか
△113,865	1 報 酬	△29,276	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△15,898	
	3 職 員 手 当 等	△19,159	
	4 共 済 費	△52,986	
	14 工 事 請 負 費	△24,363	
△1,123	1 報 酬	243	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	150	
	4 共 済 費	34	
	18 負担金、補助及び 交付金	△6,193	ひとり親家庭自立支援給付金ほか
△486	19 扶 助 費	△486	交通遺児手当
△126,585	1 報 酬	67,493	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	22,142	
	4 共 済 費	2,076	
	7 報 償 費	△40	手話通訳派遣謝礼金
	11 役 務 費	△630	保険料
	12 委 託 料	△98,570	放課後キッズスクエア運営業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△17,963	
	18 負担金、補助及び 交付金	△1,300	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
△3,576			
36,205	1 報 酬	10,934	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	5,026	
	4 共 済 費	3,954	
	8 旅 費	△500	費用弁償

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
9 子ども医療助成費	2,077,164	—	2,077,164	△12,623		
10 こども発達支援センター費	804,513	△7,476	797,037			43,532
11 のびのび子育てプラザ費	140,431	7,847	148,278			12
12 特定教育・保育施設等助成費	981,385	85,904	1,067,289	10,035		
13 施設型・地域型保育給付費	10,875,188	1,093,273	11,968,461	854,934		
14 幼保連携型認定こども園費	663,992	△11,434	652,558	609		52
15 子育てのための施設等利用給付費	953,990	△80,431	873,559	△29,027		
17 児童福祉サービス給付費	3,509,327	195,965	3,705,292	146,419		19

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	10 需 用 費	△2	燃料費
	11 役 務 費	△41	手数料
	12 委 託 料	△161	五月が丘児童センター石綿調査業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△8,917	
	17 備 品 購 入 費	△73	一時預かり等予約システム用端末購入費
12,623			
△51,008	1 報 酬	△2,511	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△2,214	
	3 職 員 手 当 等	1,141	
	4 共 済 費	△3,892	
7,835	1 報 酬	2,778	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	1,933	
	3 職 員 手 当 等	2,733	
	4 共 済 費	403	
75,869	18 負担金、補助及び交付金	85,904	特定教育・保育施設等運営助成金
238,339	19 扶 助 費	1,093,273	施設型・地域型保育給付費
△12,095	1 報 酬	△1,566	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△10	
	3 職 員 手 当 等	803	
	4 共 済 費	△9,661	
	12 委 託 料	△1,000	認定こども園給食調理業務委託料
△51,404	19 扶 助 費	△80,431	施設等利用費
49,527	1 報 酬	270	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	121	
	4 共 済 費	170	
	11 役 務 費	177	手数料

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
18 (仮称) 山田 こども園整備 費	804,786	△41,135	763,651	△130,133	71,100	△30,000
19 岸部中(北) 住宅跡地認定 こども園整備 費	45,185	—	45,185		900	
20 こども笑顔輝 き基金積立金	—	2,851	2,851			908
計	38,233,833	610,061	38,843,894	587,912	14,700	27,466

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 生活保護総務 費	516,036	125,230	641,266	1,972		17
2 扶 助 費	10,562,758	290,395	10,853,153	217,795		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	18 負担金、補助及び 交付金	195,227	障がい児通所給付費
47,898	11 役 務 費	△1,736	通信運搬費
	12 委 託 料	△100	建設工事監理業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△39,299	
△900			
1,943	24 積 立 金	2,851	積立金
△20,017			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
123,241	1 報 酬	2,138	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△11,099	
	3 職 員 手 当 等	△1,896	
	4 共 済 費	△2,667	
	22 償還金、利子及び 割引料	138,754	過年度国庫支出金返還金
72,600	19 扶 助 費	290,395	生活扶助費 18,703
			住宅扶助費 △120
			教育扶助費 3,159
			医療扶助費 315,079
			介護扶助費 △49,061
			生業扶助費 5,112

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費
 ~ (款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	11,078,794	415,625	11,494,419	219,767		17

(項) 5 国民年金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 国 民 年 金 費	56,613	△3,586	53,027	△600		
計	56,613	△3,586	53,027	△600		

(項) 6 国民健康保険費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 国民健康保険 特別会計繰出 金	2,904,692	302,874	3,207,566	298,835		

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			葬祭扶助費 6,773 施設事務費 △7,123 委託事務費 58 就労自立支援金 747 進学準備給付金 △2,932
195,841			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△2,986	2 給 料	△803	
	3 職 員 手 当 等	△1,665	
	4 共 済 費	△518	
	12 委 託 料	△600	国民年金システム改修業務委託料
△2,986			

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
4,039	27 繰 出 金	302,874	繰出金

(款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費
 ～ (款) 3 民生費 (項) 6 国民健康保険費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	2,904,692	302,874	3,207,566	298,835		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健衛生総務費	3,319,682	177,240	3,496,922	△8,873		90
5 公害健康被害補償費	301,599	△47,194	254,405	△1,021		△38,175

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
4,039			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
186,023	1 報 酬	4,988	会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	△36,594	
	3 職 員 手 当 等	△7,347	
	4 共 済 費	△17,058	
	7 報 償 費	△280	地域医療推進懇談会作業部会委員 謝礼金ほか
	8 旅 費	△171	普通旅費 △25 特別旅費 △146
	11 役 務 費	△10	保険料
	12 委 託 料	△210	健康情報管理システム運用保守業 務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△18	電子複写機借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	△62	特定退職金共済負担金ほか
	22 償還金、利子及び 割引料	234,002	過年度国庫支出金返還金
△7,998	1 報 酬	△287	公害健康被害認定審査会委員報酬
	2 給 料	△3,117	
	3 職 員 手 当 等	△3,677	
	4 共 済 費	△1,342	
	12 委 託 料	△596	医学的検査業務委託料ほか
	19 扶 助 費	△38,175	公害健康被害補償給付費

(款) 3 民生費 (項) 6 国民健康保険費
 ~ (款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
6 公害保健福祉事業費	1,702	198	1,900			
7 環 境 保 全 費	124,270	918	125,188			△1,676
10 保 健 事 業 費	633,574	△5,284	628,290	△1,063		△1,660
11 公 害 対 策 費	89,399	△9,599	79,800	190		
12 母子保健事業費	1,148,110	△52,696	1,095,414	△45,952		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
198	1 報 酬	151	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	47	
2,594	1 報 酬	537	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	315	
	4 共 済 費	66	
△2,561	1 報 酬	△87	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	△245	
	4 共 済 費	△275	
	7 報 償 費	△445	健康すいた 2 1 推進懇談会委員謝礼金ほか
	8 旅 費	△149	普通旅費 △88 特別旅費 △61
	10 需 用 費	△340	消耗品費 △209 印刷製本費 △121 賄材料費 △10
	11 役 務 費	△55	保険料
	12 委 託 料	△3,634	健康都市連合日本支部総会・大会 運営業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△20	国民健康栄養調査会場使用料
	18 負担金、補助及び 交付金	△34	特定退職金共済負担金ほか
△9,789	7 報 償 費	△48	土壌・地下水汚染浄化対策等専門 家会議委員謝礼金
	10 需 用 費	△3,283	消耗品費 △1,893 光熱水費 △1,390
	11 役 務 費	△2	手数料
	12 委 託 料	△5,913	環境監視業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△9	テレメータシステムサーバ賃借料
	17 備 品 購 入 費	△344	オキシダント計購入費ほか
△6,744	1 報 酬	1,239	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	1,108	
	3 職 員 手 当 等	1,274	
	4 共 済 費	183	

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
13 予 防 費	2,363,707	△4,138	2,359,569	△1,408		464
14 産業廃棄物対策費	5,612	211	5,823			1
15 生 活 衛 生 費	14,529	△549	13,980			
16 環境まちづくり基金積立金	40,000	1,941	41,941			279
計	8,478,579	61,048	8,539,627	△58,127		△40,677

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 清 掃 総 務 費	687,306	6,804	694,110			
2 塵 芥 処 理 費	2,146,951	△4,970	2,141,981			24
3 し 尿 処 理 費	42,085	△208	41,877			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	12 委 託 料	△56,500	出産・子育て応援ギフト支給業務委託料ほか
△3,194	12 委 託 料	△4,138	各種予防接種業務委託料
210	1 報 酬	126	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	70	
	4 共 済 費	15	
△549	8 旅 費	△49	特別旅費
	18 負担金、補助及び 交付金	△500	食品衛生申請等システム運用・保守負担金
1,662	24 積 立 金	1,941	積立金
159,852			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
6,804	2 給 料	6,209	
	3 職 員 手 当 等	1,686	
	4 共 済 費	1,168	
	7 報 償 費	△2,259	再生資源集団回収報償金
△4,994	1 報 酬	2,230	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	400	
	3 職 員 手 当 等	1,107	
	4 共 済 費	186	
	10 需 用 費	△400	光熱水費
	12 委 託 料	△8,493	一般廃棄物収集運搬業務委託料ほか
△208	11 役 務 費	△104	通信運搬費 △100

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費
 ~ (款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
4 塵芥焼却処理費	2,706,206	2,683	2,708,889			28,061
5 破碎選別処理費	782,776	△102,322	680,454		△77,500	△30,000
7 廃棄物処理施設整備費積立金	806,921	6,617	813,538			6,617
計	7,224,903	△91,396	7,133,507		△77,500	4,702

(項) 3 上水道費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 上 水 道 費	—	8,710	8,710			
計	—	8,710	8,710			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			手数料 △4
	12 委 託 料	△4	業務グループ庁舎施設管理業務委託料
	18 負担金、補助及び交付金	△100	し尿処理負担金
△25,378	1 報 酬	△527	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	2,354	
	3 職 員 手 当 等	2,718	
	4 共 済 費	468	
	11 役 務 費	△30	手数料
	12 委 託 料	△2,300	外壁調査業務委託料ほか
5,178	2 給 料	1,008	
	3 職 員 手 当 等	△170	
	4 共 済 費	184	
	12 委 託 料	△5,217	工事監理業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△98,089	
	17 備 品 購 入 費	△38	溶接ヒューム対策掃除機購入費
	24 積 立 金	6,617	積立金
△18,598			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
8,710	18 負担金、補助及び交付金	8,710	水道事業会計負担金
8,710			

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費
 ~ (款) 4 衛生費 (項) 3 上水道費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 労 働 諸 費	94,128	△6,145	87,983	1,634		6
2 勤労者会館費	110,366	△6,221	104,145			△306
3 勤労者福祉共 済特別会計繰 出金	9,081	△1,095	7,986			
計	213,575	△13,461	200,114	1,634		△300

(款) 6 農業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 農業委員会費	44,594	△4,418	40,176			
2 農 業 総 務 費	28,740	△3,346	25,394			2
4 農 地 費	354	△200	154			
計	77,775	△7,964	69,811			2

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△7,785	1 報 酬	676	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△3,439	
	3 職 員 手 当 等	△1,510	
	4 共 済 費	△1,649	
	7 報 償 費	△43	就労体験謝礼金ほか
	12 委 託 料	△180	労働事情調査業務委託料
△5,915	1 報 酬	△42	非常勤職員等報酬
	12 委 託 料	△6,179	指定管理者施設管理費ほか
△1,095	27 繰 出 金	△1,095	繰出金
△14,795			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△4,418	2 給 料	△2,396	
	3 職 員 手 当 等	△832	
	4 共 済 費	△1,190	
△3,348	1 報 酬	112	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△1,983	
	3 職 員 手 当 等	△701	
	4 共 済 費	△774	
△200	15 原 材 料 費	△200	農業用水路原材料費
△7,966			

(款) 5 労働費 (項) 1 労働諸費
 ~ (款) 6 農業費 (項) 1 農業費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 商 工 総 務 費	128,580	△9,783	118,797			
2 商 工 振 興 費	1,636,318	△361,527	1,274,791			△226
3 商業振興施設 整備費積立金	6	152	158			152
計	1,764,904	△371,158	1,393,746			△74

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 土 木 総 務 費	1,259,920	△16,447	1,243,473			△852

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△9,783	2 給 料	△4,576	
	3 職 員 手 当 等	△2,759	
	4 共 済 費	△2,448	
△361,301	1 報 酬	541	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	277	
	4 共 済 費	56	
	7 報 償 費	△118	商工業振興対策協議会委員謝礼金 ほか
	11 役 務 費	△278	手数料
	12 委 託 料	△358,913	ふるさと寄附金関連業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△57	起業家交流会会場使用料
	18 負担金、補助及び 交付金	△3,035	商店街等商業共同施設設置事業補助金ほか
	24 積 立 金	152	積立金
△371,084			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△15,595	1 報 酬	2,764	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	334	
	3 職 員 手 当 等	△2,840	
	4 共 済 費	△4,118	
	10 需 用 費	△1,000	光熱水費
	11 役 務 費	△1,567	通信運搬費

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費
 ~ (款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 建 築 指 導 費	9,976	△18	9,958			
3 開 発 指 導 費	282,537	△14,903	267,634			2
4 北部消防庁舎 等複合施設建設費	42,005	△1,651	40,354		△1,200	
計	1,594,438	△33,019	1,561,419		△1,200	△850

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 道路橋梁総務費	56,967	△13,959	43,008	△319		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	12 委 託 料	△8,828	南千里庁舎残地物品運搬廃棄処分業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△900	土木工事積算システムリース料ほか
	17 備 品 購 入 費	△292	電算機器購入費
△18	1 報 酬	△512	建築審査会委員報酬
	2 給 料	284	
	3 職 員 手 当 等	179	
	4 共 済 費	31	
△14,905	1 報 酬	150	開発審査会委員報酬 △137 会計年度任用職員報酬 287
	2 給 料	△6,965	
	3 職 員 手 当 等	△5,564	
	4 共 済 費	△2,514	
	18 負担金、補助及び交付金	△10	全国建築審査会長会議出席負担金
△451	14 工 事 請 負 費	△1,651	
△30,969			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△13,640	12 委 託 料	△13,893	道路用地図面作成業務委託料
	13 使用料及び賃借料	△61	道路用地借上料
	18 負担金、補助及び交付金	△5	近畿ブロック国土調査推進連絡協議会負担金

(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費
 ~ (款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 道 路 維 持 費	570,303	△1,105	569,198	1,091		347
3 道路新設改良 費	1,057,381	△101,771	955,610	△7,374	△316,600	
4 交 通 対 策 費	329,852	△596	329,256			1
6 橋梁新設改良 費	167,042	144,224	311,266	89,291	52,600	
計	2,226,674	26,793	2,253,467	82,689	△264,000	348

(項) 3 水路費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 水 路 総 務 費	82,603	1,377	83,980			△16

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△2,543	12 委 託 料	△901	道路ストック点検業務委託料
	18 負担金、補助及び 交付金	△204	線路閉鎖作業立会業務負担金
222,203	12 委 託 料	△37,221	道路改良工事設計業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△1,187	土地賃借料
	14 工 事 請 負 費	△56,066	
	21 補償、補填及び賠償 金	△7,297	支障物件移設補償費
△597	1 報 酬	241	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	112	
	4 共 済 費	22	
	11 役 務 費	△134	通信運搬費
	12 委 託 料	△330	バスラッピング施工及びデザイン 作成業務委託料
	18 負担金、補助及び 交付金	△507	自転車ヘルメット購入補助金
2,333	12 委 託 料	△32,875	橋梁補修工事設計業務委託料
	14 工 事 請 負 費	177,099	橋梁補修及び改良工事費
207,756			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
1,393	2 給 料	978	
	3 職 員 手 当 等	256	
	4 共 済 費	162	
	18 負担金、補助及び 交付金	△19	淀川右岸治水促進期成同盟負担金

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費
 ~ (款) 8 土木費 (項) 3 水路費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 水 路 維 持 費	48,811	△904	47,907			
3 水路新設改良費	83,955	△21,087	62,868			
計	215,369	△20,614	194,755			△16

(項) 4 土木整備費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 受 託 工 事 費	6,140	△1,185	4,955			△1,085
計	140,573	△1,185	139,388			△1,085

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	11 役 務 費	△307	通信運搬費
	12 委 託 料	△597	下水道管路施設維持管理等業務委託料ほか
△21,087	12 委 託 料	△9,953	排水管路改築工事設計業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△4,305	
	21 補償、補填及び賠償金	△6,829	支障物件移設補償費ほか
△20,598			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	14 工 事 請 負 費	△1,085	
	22 償還金、利子及び割引料	△100	受託復旧工事過年度還付金
△100			

(款) 8 土木費 (項) 3 水路費
～ (款) 8 土木費 (項) 4 土木整備費

(項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 都市計画総務費	539,257	△29,679	509,578			4
2 公園整備費	1,665,546	1,199	1,666,745	△32,100	△40,700	443
3 都市計画道路維持管理費	4,842	△4,012	830			
4 自転車駐車場費	732,404	△129,590	602,814			
6 緑化維持費	339,256	—	339,256			△164

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△29,683	1 報 酬	403	都市計画審議会委員報酬、景観まちづくり審議会委員報酬、会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△838	
	3 職 員 手 当 等	3,239	
	4 共 済 費	799	
	7 報 償 費	△272	景観アドバイザー報償費ほか
	8 旅 費	△2	費用弁償
	10 需 用 費	4	消耗品費
	11 役 務 費	△116	通信運搬費
	12 委 託 料	△32,388	北千里駅前地区再開発事業に係る環境影響評価業務委託料、まちづくり検討業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△280	電子複写機借上料ほか
	18 負担金、補助及び交付金	△228	景観まちづくりに係る補助金ほか
73,556	1 報 酬	765	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	535	
	4 共 済 費	154	
	12 委 託 料	△684	指定管理者施設管理費
	21 補償、補填及び賠償金	429	公園管理瑕疵による賠償金
△4,012	11 役 務 費	△574	手数料
	12 委 託 料	△633	登記測量業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△2,805	
△129,590	10 需 用 費	△8,682	印刷製本費 △682 光熱水費 △8,000
	12 委 託 料	△7,525	自転車駐車場整備工事監理業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△112,173	
	17 備 品 購 入 費	△1,210	J R吹田駅前北自転車駐車場定期更新機購入費
164			

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
11 下 水 道 費	3,311,639	△170,075	3,141,564			
12 千里丘朝日が丘線道路新設費	530,617	△248,649	281,968	△66,600	△47,500	60,000
13 佐井寺西土地区画整理費	3,667,269	△492,727	3,174,542	4,900	410,600	△869,996
14 上の川周辺整備費	612,694	△82,151	530,543	20,000	85,600	10,000
15 公共用地先行取得特別会計繰出金	33,600	△2,235	31,365			
16 都市計画施設整備費積立金	1,083,364	997,344	2,080,708			10,646

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△170,075	18 負担金、補助及び交付金	△170,075	下水道事業会計負担金
△194,549	8 旅 費	△65	特別旅費
	12 委 託 料	△27,636	用地補償総合技術業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△22,080	
	16 公 有 財 産 購 入 費	△164,640	用地購入費
	21 補償、補填及び賠償金	△34,228	支障物件移設補償費ほか
△38,231	1 報 酬	275	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	270	
	3 職 員 手 当 等	298	
	4 共 済 費	46	
	11 役 務 費	△1,012	手数料
	12 委 託 料	△118,543	整地実施設計等業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△50	電子複写機借上料
	14 工 事 請 負 費	△314,797	
	16 公 有 財 産 購 入 費	△187	用地購入費
	21 補償、補填及び賠償金	△59,027	物件補償費ほか
△197,751	8 旅 費	△66	特別旅費
	11 役 務 費	△740	手数料
	12 委 託 料	△1,417	不動産登記嘱託業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	24,152	上の川上面整備工事費ほか
	16 公 有 財 産 購 入 費	△1,624	用地購入費
	18 負担金、補助及び交付金	△67,452	上の川基盤整備工事負担金
	21 補償、補填及び賠償金	△35,004	物件補償費
△2,235	27 繰 出 金	△2,235	繰出金
986,698	24 積 立 金	997,344	積立金

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
17 緑化事業費積立金	444	10,436	10,880			399
計	12,772,785	△150,139	12,622,646	△73,800	408,000	△788,668

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 住 宅 管 理 費	516,495	△11,980	504,515	△6,816	△10,400	217
2 借上型住宅費	116,101	△1,308	114,793	△174		
3 住 宅 建 設 費	389,212	—	389,212	80,966	△80,900	
4 市営住宅整備費積立金	439	3,435,965	3,436,404			1,398
計	1,022,247	3,422,677	4,444,924	73,976	△91,300	1,615

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
10,037	24 積 立 金	10,436	積立金
304,329			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
5,019	1 報 酬	△67	住宅審議会委員報酬
	2 給 料	2,102	
	3 職 員 手 当 等	2,000	
	4 共 済 費	347	
	7 報 償 費	△109	空家等対策協議会委員謝礼金
	8 旅 費	△5	費用弁償
	10 需 用 費	△37	印刷製本費
	11 役 務 費	△1,040	通信運搬費 △10 手数料 △1,030
	12 委 託 料	△500	強制執行業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△14,671	
△1,134	11 役 務 費	△1,015	手数料
	13 使用料及び賃借料	△293	借上型市営住宅賃借料
△66			
3,434,567	24 積 立 金	3,435,965	積立金
3,438,386			

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費
 ~ (款) 8 土木費 (項) 6 住宅費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 常 備 消 防 費	7,382,144	△49,847	7,332,297	1,669	△16,300	10,472
2 非 常 備 消 防 費	78,125	△1,241	76,884		△100	△1,045
3 消防器材整備 費	283,111	△15,318	267,793	△32,785	24,600	
4 災 害 対 策 費	266,515	△61,858	204,657	△41,780	△2,500	
5 北部消防庁舎 等複合施設建 設費	121,939	△4,874	117,065		△3,600	
計	8,131,834	△133,138	7,998,696	△72,896	2,100	9,427

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△45,688	2 給 料	245	
	3 職 員 手 当 等	△6,947	
	4 共 済 費	1,781	
	11 役 務 費	△8,000	通信運搬費
	12 委 託 料	△26,000	東消防署大規模修繕工事監理業務 委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△22,608	
	18 負担金、補助及び 交付金	14,002	大阪航空消防運営費分担金
	21 補償、補填及び賠 償金	△2,320	電気通信事業者工事補償金
△96	10 需 用 費	△1,241	修繕料
△7,133	10 需 用 費	△1,908	消耗品費
	17 備 品 購 入 費	△13,410	消防車両等購入費
△17,578	7 報 償 費	△17	講師謝礼金
	12 委 託 料	△3,237	大規模盛土変動予測調査業務委託 料ほか
	13 使用料及び賃借料	△849	リアルハザードビューア利用料ほ か
	14 工 事 請 負 費	△2,539	
	18 負担金、補助及び 交付金	△55,216	既存民間建築物耐震化補助金、自 主防災組織活動補助金ほか
△1,274	8 旅 費	△100	普通旅費
	14 工 事 請 負 費	△4,774	
△71,769			

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 教育委員会費	1,446,996	△72,674	1,374,322	1,584		5
2 教育センター費	788,505	△18,400	770,105	△27		37
3 教育指導費	1,025,385	△135,129	890,256	△23,554		118
6 北部消防庁舎等複合施設建設費	70,008	△2,000	68,008		△2,100	
計	3,355,671	△228,203	3,127,468	△21,997	△2,100	160

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△74,263	1 報 酬	△649	
	2 給 料	13,827	
	3 職 員 手 当 等	△88,323	
	4 共 済 費	2,502	
	18 負担金、補助及び 交付金	△31	特定退職金共済負担金ほか
△18,410	1 報 酬	3,170	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△8,927	
	3 職 員 手 当 等	△6,656	
	4 共 済 費	△3,887	
	7 報 償 費	△2,100	不登校児童・生徒支援に係るボラン ティアスタッフ謝礼金ほか
△111,693	1 報 酬	22,974	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	2,443	
	4 共 済 費	△123,968	
	7 報 償 費	△965	部活動外部指導員謝礼金ほか
	8 旅 費	△200	費用弁償
	12 委 託 料	△34,311	英語指導助手派遣業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△163	児童生徒交通機関使用料ほか
	14 工 事 請 負 費	△791	
	18 負担金、補助及び 交付金	△48	特定退職金共済負担金
	19 扶 助 費	△100	民族学校就学援助費
100	14 工 事 請 負 費	△2,000	
△204,266			

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 小学校管理運営費	2,503,579	△56,279	2,447,300	8,445		
2 小学校改修費	2,319,620	904,476	3,224,096	140,162	819,300	△210,000
計	4,823,199	848,197	5,671,396	148,607	819,300	△210,000

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 中学校管理運営費	937,421	△20,538	916,883	4,222		

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△64,724	1 報 酬	3,259	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	1,730	
	7 報 償 費	△10	水泳安全指導員謝礼金
	10 需 用 費	△8,289	消耗品費 △5,000 印刷製本費 △3,289
	13 使用料及び賃借料	△438	臨海学習伴走用船舶借上料
	14 工 事 請 負 費	△15,251	
	17 備 品 購 入 費	△3,080	空調設備備品購入費
	19 扶 助 費	△34,200	就学援助費、特別支援教育就学奨励費
155,014	10 需 用 費	△5,500	消耗品費
	12 委 託 料	△10,536	校舎大規模改造工事等設計業務委託料、校舎大規模改造工事等監理業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	927,112	校舎大規模改造工事費ほか 947,687 教室改修工事費ほか △20,575
	17 備 品 購 入 費	△6,600	増学級に伴う備品購入費
90,290			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△24,760	1 報 酬	2,156	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	866	
	14 工 事 請 負 費	△1,580	
	17 備 品 購 入 費	△1,280	空調設備備品購入費
	19 扶 助 費	△20,700	就学援助費、特別支援教育就学奨励費

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 中学校改修費	773,065	1,425,959	2,199,024	170,489	1,303,000	△50,000
計	1,710,486	1,405,421	3,115,907	174,711	1,303,000	△50,000

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 幼 稚 園 費	1,365,471	△137,074	1,228,397	△7,636	△9,000	146
計	1,365,471	△137,074	1,228,397	△7,636	△9,000	146

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
2,470	10 需 用 費	△5,700	消耗品費
	12 委 託 料	26,888	校舎大規模改造工事等設計業務委託料、校舎大規模改造工事等監理業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	1,409,571	校舎大規模改造工事費ほか 1,425,373 教室改修工事費ほか △15,802
	17 備 品 購 入 費	△4,800	増学級に伴う備品購入費
△22,290			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△120,584	1 報 酬	△19,400	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△13,970	
	3 職 員 手 当 等	△60,955	
	4 共 済 費	△19,886	
	11 役 務 費	△1,500	通信運搬費
	12 委 託 料	△12,905	幼稚園型認定こども園給食調理業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△1,211	バス借上料
	14 工 事 請 負 費	△7,247	
△120,584			

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 4 幼稚園費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 社会教育総務費	417,361	16,390	433,751			5
2 青少年教育費	108,600	△1,677	106,923	△1,413		5
3 公 民 館 費	326,917	△9,717	317,200		△2,400	△220
4 図 書 館 費	1,514,711	△59,035	1,455,676		△7,400	36

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
16,385	1 報 酬	552	会計年度任用職員報酬ほか
	2 給 料	8,030	
	3 職 員 手 当 等	6,638	
	4 共 済 費	1,170	
△269	1 報 酬	809	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	284	
	3 職 員 手 当 等	582	
	4 共 済 費	99	
	12 委 託 料	△3,451	こどもプラザ事業委託料ほか
△7,097	1 報 酬	△259	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	375	
	7 報 償 費	△500	講師謝礼金
	10 需 用 費	△3,500	光熱水費
	12 委 託 料	△1,573	千二地区公民館改修工事設計業務委託料
	14 工 事 請 負 費	△1,570	
	17 備 品 購 入 費	△2,176	A E D購入費
	18 負担金、補助及び交付金	△514	地区公民館文化祭補助金
△51,671	1 報 酬	△801	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△10,664	
	3 職 員 手 当 等	△4,282	
	4 共 済 費	△3,198	
	7 報 償 費	△450	ボランティア謝礼金ほか
	8 旅 費	△250	費用弁償 △150 普通旅費 △100
	10 需 用 費	△11,850	光熱水費
	11 役 務 費	△200	通信運搬費
	12 委 託 料	△17,490	施設管理業務委託料、窓口等業務委託料、指定管理者施設管理費ほか
	13 使用料及び賃借料	△250	書誌情報使用料ほか
	14 工 事 請 負 費	△9,000	
	17 備 品 購 入 費	△600	A E D購入費

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
5 自然体験交流 センター費	101,353	—	101,353			200
6 青少年クリエ イティブセン ター費	130,868	△9,390	121,478			12
7 文化財保護費	497,119	△100,610	396,509	△77,191	△37,400	△4,097
8 博 物 館 費	102,644	△3,856	98,788			△145
9 生 涯 学 習 費	10,861	△584	10,277			
10 青少年活動サ ポートプラザ 費	162,632	△6,006	156,626	△4,781		△896
11 自 然 の 家 費	73,211	—	73,211			1,743

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△200			
△9,402	1 報 酬	△586	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△4,276	
	3 職 員 手 当 等	△3,263	
	4 共 済 費	△872	
	8 旅 費	△160	費用弁償
	10 需 用 費	△104	光熱水費
	11 役 務 費	△96	保険料
	18 負担金、補助及び 交付金	△33	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
18,078	1 報 酬	662	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	648	
	3 職 員 手 当 等	△542	
	4 共 済 費	333	
	12 委 託 料	△52,100	工事設計業務委託料、施設管理業 務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△49,611	
△3,711	1 報 酬	420	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	200	
	4 共 済 費	20	
	12 委 託 料	△4,496	施設管理業務委託料
△584	1 報 酬	△574	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	284	
	3 職 員 手 当 等	176	
	4 共 済 費	30	
	7 報 償 費	△500	講師謝礼金
△329	1 報 酬	△1,344	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	△224	
	4 共 済 費	213	
	10 需 用 費	△3,427	光熱水費
	12 委 託 料	△1,224	施設管理業務委託料
△1,743			

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
12 吹三地区公民館整備費	352,091	△14,909	337,182		△10,900	△8,961
13 吹一地区公民館整備費	30,224	△6,356	23,868		△4,800	
14 旧西尾家住宅大規模修繕基金積立金	—	150	150			103
計	3,828,592	△195,600	3,632,992	△83,385	△62,900	△12,215

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健体育総務費	695,370	4,754	700,124			5
2 学校保健体育費	251,892	△3,467	248,425			
3 学 校 給 食 費	2,352,269	201,453	2,553,722	6,646	180,700	113

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
4,952	11 役 務 費	△55	通信運搬費
	14 工 事 請 負 費	△14,854	
△1,556	12 委 託 料	△6,356	吹一地区公民館及び吹一地区高齢者いこいの間建替工事設計業務委託料
47	24 積 立 金	150	積立金
△37,100			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
4,749	1 報 酬	513	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	903	
	3 職 員 手 当 等	2,073	
	4 共 済 費	1,265	
△3,467	1 報 酬	△1,990	学校医報酬ほか
	2 給 料	67	
	3 職 員 手 当 等	8	
	13 使用料及び賃借料	△1,252	バス借上料ほか
	19 扶 助 費	△300	要保護及び準要保護児童生徒医療費援助
13,994	1 報 酬	12,610	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	393	
	3 職 員 手 当 等	5,713	
	4 共 済 費	1,012	

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費
 ~ (款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	3,299,531	202,740	3,502,271	6,646	180,700	118

(款) 11 公債費
(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 元 金	6,134,801	2,300	6,137,101			
2 利 子	383,193	△1,942	381,251			
計	6,518,101	358	6,518,459			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	12 委 託 料	8,654	小学校給食洗浄室等改修工事監理業務委託料
	14 工 事 請 負 費	174,771	小学校給食調理室空調設備及び洗浄室等改修工事費、中学校給食配膳室等改修工事費 小荷物専用昇降機改修工事費
	18 負担金、補助及び交付金	△1,700	中学校給食費補助金
15,276			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
2,300	22 償還金、利子及び割引料	2,300	市債元金
△1,942	22 償還金、利子及び割引料	△1,942	市債利子
358			

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費
 ~ (款) 11 公債費 (項) 1 公債費

(款) 12 諸支出金

(項) 1 公共施設等整備積立基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 公共施設等整備費積立金	3,136	192,708	195,844			851
計	3,136	192,708	195,844			851

(項) 2 土地開発基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 土地開発基金費	1,397	△1,195	202			△1,195
計	1,397	△1,195	202			△1,195

歳 出 合 計	174,456,976	5,611,734	180,068,710	1,010,035	2,096,000	△723,341
---------	-------------	-----------	-------------	-----------	-----------	----------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	24 積 立 金	192,708	積立金
191,857			
191,857			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	27 繰 出 金	△1,195	繰出金

3,229,040			
-----------	--	--	--

(款) 12 諸支出金 (項) 1 公共施設等整備積立基金費
～ (款) 12 諸支出金 (項) 2 土地開発基金費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等	5		51,240	(4.45月) 25,538
	議 員	34	266,880		(4.45月) 118,762
	その他の 特 別 職	2,497	272,887		
	計	2,536	539,767	51,240	144,300
補 正 前	長 等	5		51,240	(4.35月) 24,966
	議 員	34	266,880		(4.35月) 116,093
	その他の 特 別 職	2,543	286,657		
	計	2,582	553,537	51,240	141,059
比 較	長 等				572
	議 員				2,669
	その他の 特 別 職	△ 46	△ 13,770		
	計	△ 46	△ 13,770		3,241

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
6,150	4,104	87,032	13,275	100,307	
		385,642	74,586	460,228	
		272,887		272,887	
6,150	4,104	745,561	87,861	833,422	
6,150	4,104	86,460	13,249	99,709	
		382,973	74,586	457,559	
		286,657		286,657	
6,150	4,104	756,090	87,835	843,925	
		572	26	598	
		2,669		2,669	
		△ 13,770		△ 13,770	
		△ 10,529	26	△ 10,503	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	3,077 (2,191)	2,997,660	10,844,524	10,889,925
補 正 前	3,069 (2,201)	2,887,876	11,021,502	11,316,753
比 較	8(△10)	109,784	△ 176,978	△ 426,828
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	260,555	1,389,647	234,306
	補 正 前	277,550	1,406,847	241,591
	比 較	△ 16,995	△ 17,200	△ 7,285
	区 分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当
	補 正 後	120,397	400,407	3,259,240
	補 正 前	118,855	408,098	3,220,464
	比 較	1,542	△ 7,691	38,776

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
24,732,109	4,664,072	29,396,181		
25,226,131	4,940,195	30,166,326		
△ 494,022	△ 276,123	△ 770,145		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	単身赴任手当	夜間勤務手当
253,782	53,101	638,429	648	10,422
267,156	57,421	617,379	648	9,976
△ 13,374	△ 4,320	21,050	0	446
勤勉手当	退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当
2,700,777	1,383,863	177,222	1,071	6,058
2,667,576	1,833,432	182,274	1,445	6,041
33,201	△ 449,569	△ 5,052	△ 374	17

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	2,587(18)		9,840,819	9,252,570
補 正 前	2,573(18)		9,974,851	9,675,963
比 較	14 (0)		△ 134,032	△ 423,393
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	260,555	1,266,345	234,306
	補 正 前	277,550	1,281,211	241,591
	比 較	△ 16,995	△ 14,866	△ 7,285
	区 分	休日勤務手当	管理職手当	期末手当
	補 正 後	120,152	400,407	2,462,329
	補 正 前	118,631	408,098	2,424,495
	比 較	1,521	△ 7,691	37,834

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費				
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
19,093,389	3,869,793	22,963,182		
19,650,814	3,933,250	23,584,064		
△ 557,425	△ 63,457	△ 620,882		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	単身赴任手当	夜間勤務手当
229,369	52,528	631,663	648	10,422
236,812	56,848	607,583	648	9,976
△ 7,443	△ 4,320	24,080	0	446
勤勉手当	退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当
2,051,281	1,351,114	174,322	1,071	6,058
2,025,677	1,800,683	178,674	1,445	6,041
25,604	△ 449,569	△ 4,352	△ 374	17

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	490(2,173)	2,997,660	1,003,705	1,637,355
補 正 前	496(2,183)	2,887,876	1,046,651	1,640,790
比 較	△6(△10)	109,784	△ 42,946	△ 3,435
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補 正 後	123,302	24,413	573
	補 正 前	125,636	30,344	573
	比 較	△ 2,334	△ 5,931	0
	区 分	児童手当		
	補 正 後	2,900		
	補 正 前	3,600		
	比 較	△ 700		

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
5,638,720	794,279	6,432,999		
5,575,317	1,006,945	6,582,262		
63,403	△ 212,666	△ 149,263		
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当
6,766	245	796,911	649,496	32,749
9,796	224	795,969	641,899	32,749
△ 3,030	21	942	7,597	0

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 △ 176,978	1 制度改正に伴う増減分	千円 426,644
		2 その他の増減分	△ 603,622
職員手当等	△ 426,828	1 制度改正に伴う増減分	502,258
		2 その他の増減分	△ 929,086

説 明	備 考
千円	
地域手当 51,358	
時間外勤務手当 28,937	
夜間勤務手当 446	
休日勤務手当 5,325	
期末手当 220,508	
勤勉手当 194,520	
退職手当 1,147	
初任給調整手当 17	
扶養手当 △ 16,995	
地域手当 △ 68,558	
住居手当 △ 7,285	
通勤手当 △ 13,374	
特殊勤務手当 △ 4,320	
時間外勤務手当 △ 7,887	
休日勤務手当 △ 3,783	
管理職手当 △ 7,691	
期末手当 △ 181,732	
勤勉手当 △ 161,319	
退職手当 △ 450,716	
児童手当 △ 5,052	
管理職員特別勤務手当 △ 374	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 134,032	1 制度改正に伴う増減分	314,441
		2 その他の増減分	△ 448,473
職員手当等	△ 423,393	1 制度改正に伴う増減分	304,731
		2 その他の増減分	△ 728,124

説 明	備 考
千円	
地域手当 37,884 時間外勤務手当 27,895 夜間勤務手当 446 休日勤務手当 5,304 期末手当 121,471 勤勉手当 110,567 退職手当 1,147 初任給調整手当 17	
扶養手当 △ 16,995 地域手当 △ 52,750 住居手当 △ 7,285 通勤手当 △ 7,443 特殊勤務手当 △ 4,320 時間外勤務手当 △ 3,815 休日勤務手当 △ 3,783 管理職手当 △ 7,691 期末手当 △ 83,637 勤勉手当 △ 84,963 退職手当 △ 450,716 児童手当 △ 4,352 管理職員特別勤務手当 △ 374	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 △ 42,946	1 制度改正に伴う増減分	千円 112,203
		2 その他増減分	△ 155,149
職員手当等	△ 3,435	1 制度改正に伴う増減分	197,527
		2 その他の増減分	△ 200,962

説 明	備 考
千円	
地域手当 13,474 時間外勤務手当 1,042 休日勤務手当 21 期末手当 99,037 勤勉手当 83,953	
地域手当 △ 15,808 通勤手当 △ 5,931 時間外勤務手当 △ 4,072 期末手当 △ 98,095 勤勉手当 △ 76,356 児童手当 △ 700	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職	医 療 職 (1)
令和7年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	318,036	552,150
	平 均 年 齢	41歳 6月	49歳 8月
令和6年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	317,780	539,700
	平 均 年 齢	41歳 8月	48歳 8月

備考 短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)	医 療 職 (1) (円)
吹 田 市	高 校 卒	194,500	
	大 学 卒	220,000	300,300
国	高 校 卒	188,000	
	大 学 卒	220,000	291,400

医 療 職 （ 2 ）	医 療 職 （ 3 ）	消 防 職	技 能 ・ 労 務 職
301,449	315,348	307,640	318,424
41歳 3月	42歳 9月	40歳 10月	51歳 8月
300,758	316,732	303,656	315,532
40歳 9月	42歳 9月	40歳 11月	51歳 2月

医 療 職 （ 2 ） (円)	医 療 職 （ 3 ） (円)	消 防 職 (円)	技 能 ・ 労 務 職 (円)
		207,400	194,500
220,000	225,600	220,000	
			185,700
227,400	255,400		

ウ 等級別職員数

区分	行 政 職			医 療 職 (1)			医 療 職 (2)		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 7年 1月 1日 現在	1等級	23	1.2	1等級	1	50.0	1等級		
	2等級	56	3.0	2等級	1	50.0	2等級		
	3等級	157	8.3	3等級			3等級	3	7.3
	4等級	274	14.5	4等級			4等級	3	7.3
	5等級	402	21.1	5等級			5等級	5	12.2
	6等級	584	30.8				6等級	19	46.4
		(8)	(100.0)						
	7等級	400	21.1				7等級	11	26.8
	計	1,896	100.0	計	2	100.0	計	41	100.0
		(8)	(100.0)						
令和 6年 1月 1日 現在	1等級	24	1.3	1等級	1	50.0	1等級		
	2等級	59	3.2	2等級	1	50.0	2等級		
	3等級	164	8.8	3等級			3等級	3	7.9
	4等級	267	14.3	4等級			4等級	3	7.9
	5等級	391	20.9	5等級			5等級	5	13.1
	6等級	548	29.2				6等級	18	47.4
		(10)	(90.9)						
	7等級	416	22.3				7等級	9	23.7
		(1)	(9.1)						
	計	1,869	100.0	計	2	100.0	計	38	100.0
		(11)	(100.0)						

備考 () 内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

医 療 職 (3)			消 防 職			技 能 ・ 労 務 職		
等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
1等級			1等級	2	0.6	1等級	20	10.1
2等級			2等級	8	2.2	2等級	168	84.8
3等級	3	3.2	3等級	25	6.9		(3)	(75.0)
4等級	10	10.6	4等級	38	10.6	3等級	10	5.1
5等級	23	24.5	5等級	74	20.6		(1)	(25.0)
6等級	41	43.6	6等級	130	36.0			
			(6)	(100.0)				
7等級	17	18.1	7等級	83	23.1			
計	94	100.0	計	360	100.0	計	198	100.0
			(6)	(100.0)		(4)	(100.0)	
1等級			1等級	2	0.5	1等級	22	10.8
2等級			2等級	8	2.2	2等級	167	81.9
3等級	4	4.3	3等級	25	6.7		(3)	75.0
4等級	10	10.9	4等級	38	10.3	3等級	15	7.3
5等級	21	22.8	5等級	74	20.1		(1)	(25.0)
6等級	40	43.5	6等級	128	34.7			
			(4)	(100.0)				
7等級	17	18.5	7等級	94	25.5			
計	92	100.0	計	369	100.0	計	204	100.0
			(4)	(100.0)		(4)	(100.0)	

(等級別の標準的な職務内容)

区 分	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
行 政 職	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
医 療 職 (1)	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
医 療 職 (2)	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
医 療 職 (3)	部 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
消 防 職	消 防 長	部 次 長	課 長	課 長 代 理
技 能・労 務 職	総 括 主 任	主 任	一 般 職	

エ 昇給

区 分		合 計	行政職	医療職 (1)
令和7年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	2,512	1,852	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2,108	1,576	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	2	
		2号給(人)	6	
		3号給(人)	113	
		4号給(人)	1,457	1
	比 率 (B) / (A) (%)	83.9	85.1	50.0
令和6年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	2,457	1,802	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2,089	1,540	2
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	3	
		2号給(人)	6	
		3号給(人)	102	
		4号給(人)	1,429	2
	比 率 (B) / (A) (%)	85.0	85.5	100.0

備考 暫定再任用職員等は除く。

5 等 級	6 等 級	7 等 級
主 查	主 任	一 般 職
主 查		
主 查	主 任	一 般 職
主 查	主 任	一 般 職
係 長	主 任	一 般 職

医療職（2）	医療職（3）	消防職	技能・労務職
41	93	344	180
33	73	295	130
2			
			1
1	5	8	1
30	68	287	128
80.5	78.5	85.8	72.2
38	91	342	182
30	70	306	141
		10	
	2	1	1
1	6	14	4
29	62	281	136
78.9	76.9	89.5	77.5

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有 (無)	
補 正 前	2.25月 (1.175月)	2.25月 (1.175月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有	

備考 () 内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域		東京都特別区
支 給 率 (%)	12	16	20
支給対象職員数 (人)	2,598	2	5
国の指定基準に 基づく 支給率 (%)	12	16	20

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		行 政 職	技能・労務職
給料総額に対する比率 (%)	0.8	0.1	1.1
支給対象職員の比率(%) (令和7年1月1日現在)	17.4	4.8	28.7
代表的な特殊勤務手当 の名称	・市税等徴収業務特殊勤務手当 ・現場作業特殊勤務手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・子1人につき 10,000 円 ・子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） - 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・満16歳の年度初めから満22歳の 5,000円を - 年度末までの子1人につき 加算
住居手当	異	・家賃負担者 - 月額27,000円以下の家賃の者 - 月額に応じ11,000円を限度に支給 - 月額27,000円を超える家賃の者 - 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は - 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・交通機関等利用者 - 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・交通用具利用者 - 使用距離に応じ月額31,600円を限度 - に6か月ごとに支給

令和 6 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度吹田市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 4 , 7 6 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 , 7 2 4 , 1 4 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		7,504,557	△99,127	7,405,430
	1 国民健康保険料	7,504,557	△99,127	7,405,430
5 府支出金		28,141,439	△62,000	28,079,439
	1 府補助金	28,141,439	△62,000	28,079,439
6 繰入金		2,904,692	302,873	3,207,565
	1 一般会計繰入金	2,904,692	302,873	3,207,565
7 諸収入		27,298	3,015	30,313
	1 雑入	27,298	3,015	30,313
歳入合計		38,579,388	144,761	38,724,149

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		748,466	△26,221	722,245
	1 総務管理費	539,451	△31,734	507,717
	2 徴収費	208,650	5,513	214,163
5 保健事業費		382,740	△64,011	318,729
	1 特定健康診査等事業費	342,475	△59,011	283,464
	2 保健事業費	40,265	△5,000	35,265
6 諸支出金		51,060	234,993	286,053
	1 償還金及び還付加算金	51,060	234,993	286,053
歳出合計		38,579,388	144,761	38,724,149

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	7,504,057	△ 99,127	7,404,930
計	7,504,557	△ 99,127	7,405,430

(款) 5 府支出金

(項) 1 府補助金

1 保険給付費等交付金	28,108,639	△ 62,000	28,046,639
計	28,141,439	△ 62,000	28,079,439

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	974,169	△ 97,155	877,014
2 保険基盤安定繰入金	1,905,000	404,477	2,309,477
3 未就学児均等割保険料繰入金	17,273	△ 694	16,579
4 産前産後保険料繰入金	8,250	△ 3,755	4,495
計	2,904,692	302,873	3,207,565

(款) 7 諸収入

(項) 1 雑入

1 雑入	27,298	3,015	30,313
計	27,298	3,015	30,313

歳入合計	38,579,388	144,761	38,724,149
------	------------	---------	------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 医療給付費分現年分	△ 5,037	
2 後期高齢者支援金分 現年分	△ 67,313	
3 介護納付金分現年分	△ 26,777	

1 普通交付金	△ 52,898	
2 特別交付金	△ 9,102	

1 一般会計繰入金	△ 97,155	
1 保険基盤安定繰入金	404,477	
1 未就学児均等割保険 料繰入金	△ 694	
1 産前産後保険料繰入 金	△ 3,755	

6 雑 入	3,015	

--	--	--

(款) 1 国民健康保険料 (項) 1 国民健康保険料
～ (款) 7 諸収入 (項) 1 雑入

(5)

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一 般 管 理 費	533,483	△31,734	501,749			△31,734
計	539,451	△31,734	507,717			△31,734

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 賦 課 徴 収 費	208,650	5,513	214,163			5,513
計	208,650	5,513	214,163			5,513

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 特定健康診査等事業費	342,475	△59,011	283,464	△57,000		△2,011

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	1,265	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△12,311	
	3 職 員 手 当 等	△8,649	
	4 共 済 費	△3,094	
	18 負担金、補助及び 交付金	△8,945	電算処理負担金

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	761	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	2,434	
	3 職 員 手 当 等	1,898	
	4 共 済 費	420	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	594	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△1,927	

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費
～ (款) 5 保健事業費 (項) 1 特定健康診査等事業費

(7)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	342,475	△59,011	283,464	△57,000		△2,011

(項) 2 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 保 健 事 業 費	40,265	△5,000	35,265	△5,000		
計	40,265	△5,000	35,265	△5,000		

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
5 償 還 金	—	234,993	234,993			234,993
計	51,060	234,993	286,053			234,993

歳 出 合 計	38,579,388	144,761	38,724,149	△62,000		206,761
---------	------------	---------	------------	---------	--	---------

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	3 職 員 手 当 等	665	
	4 共 済 費	△1,343	
	12 委 託 料	△57,000	特定健康診査（国保健康診査）業 務委託料ほか

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	△5,000	各種検診等助成費

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	22 償還金、利子及び 割引料	234,993	過年度府支出金返還金

--	--	--	--

(款) 5 保健事業費 (項) 1 特定健康診査等事業費
～ (款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	35(19)	38,097	107,425	107,843
補 正 前	36(19)	35,477	119,229	113,929
比 較	△1(0)	2,620	△ 11,804	△ 6,086
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	1,512	13,561	3,392
	補 正 前	2,463	15,080	3,494
	比 較	△ 951	△ 1,519	△ 102
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	35,659	29,729	961
	補 正 前	36,186	30,211	1,390
	比 較	△ 527	△ 482	△ 429

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

明 細 書

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			
253,365	49,630	302,995	
268,635	53,647	322,282	
△ 15,270	△ 4,017	△ 19,287	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
2,957	1,260	12,617	2,568
3,310	1,260	13,548	3,360
△ 353	0	△ 931	△ 792
退職手当			
3,627			
3,627			
0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	28(0)		100,636	85,159
補 正 前	29(0)		113,245	93,076
比 較	△1(0)		△ 12,609	△ 7,917
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	1,512	12,745	3,392
	補 正 前	2,463	14,361	3,494
	比 較	△ 951	△ 1,616	△ 102
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	25,845	21,507	961
	補 正 前	27,311	22,784	1,390
	比 較	△ 1,466	△ 1,277	△ 429

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
185,795	39,154	224,949	
206,321	43,505	249,826	
△ 20,526	△ 4,351	△ 24,877	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
2,752	1,260	12,617	2,568
3,105	1,260	13,548	3,360
△ 353	0	△ 931	△ 792

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	7(19)	38,097	6,789	22,684
補 正 前	7(19)	35,477	5,984	20,853
比 較	0(0)	2,620	805	1,831
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	期末手当
	補 正 後	816	205	9,814
	補 正 前	719	205	8,875
	比 較	97	0	939

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
67,570	10,476	78,046	
62,314	10,142	72,456	
5,256	334	5,590	
勤勉手当	退職手当		
8,222	3,627		
7,427	3,627		
795	0		

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 △ 11,804	1 制度改正に伴う増減分	千円 4,511
		2 その他の増減分	△ 16,315
職員手当等	△ 6,086	1 制度改正に伴う増減分	5,276
		2 その他の増減分	△ 11,362

説 明	備 考
千円	
地域手当 543 時間外勤務手当 488 期末手当 2,254 勤勉手当 1,991	
扶養手当 △ 951 地域手当 △ 2,062 住居手当 △ 102 通勤手当 △ 353 時間外勤務手当 △ 1,419 管理職手当 △ 792 期末手当 △ 2,781 勤勉手当 △ 2,473 児童手当 △ 429	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 12,609	1 制度改正に伴う増減分	3,706
		2 その他の増減分	△ 16,315
職員手当等	△ 7,917	1 制度改正に伴う増減分	3,430
		2 その他の増減分	△ 11,347

説 明	備 考
千円	
地域手当 446 時間外勤務手当 488 期末手当 1,315 勤勉手当 1,181	
扶養手当 △ 951 地域手当 △ 2,062 住居手当 △ 102 通勤手当 △ 353 時間外勤務手当 △ 1,419 管理職手当 △ 792 期末手当 △ 2,781 勤勉手当 △ 2,458 児童手当 △ 429	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	805	制度改正に伴う増減分	805
職員手当等	1,831	1 制度改正に伴う増減分	1,846
		2 その他の増減分	△ 15

説 明	備 考
千円	
地域手当 97 期末手当 939 勤勉手当 810	
勤勉手当 △ 15	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職	医 療 職 (3)
令和7年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	310,004	284,067
	平 均 年 齢	40歳 5月	35歳 1月
令和6年1月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	310,527	266,333
	平 均 年 齢	40歳 8月	32歳 6月

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)	医 療 職 (3) (円)
吹 田 市	高 校 卒	194,500	
	大 学 卒	220,000	225,600
国	高 校 卒	188,000	
	大 学 卒	220,000	255,400

ウ 等級別職員数

区分	行 政 職			医 療 職 (3)		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日 現 在	1 等級			1 等級		
	2 等級			2 等級		
	3 等級	4	16.0	3 等級		
	4 等級	2	8.0	4 等級		
	5 等級	4	16.0	5 等級	1	33.4
	6 等級	9	36.0	6 等級	1	33.3
	7 等級	6	24.0	7 等級	1	33.3
	計	25	100.0	計	3	100.0
令和6年1月1日 現 在	1 等級			1 等級		
	2 等級	1	3.8	2 等級		
	3 等級	2	7.7	3 等級		
	4 等級	2	7.7	4 等級		
	5 等級	7	26.9	5 等級	1	33.3
	6 等級	8	30.8	6 等級		
	7 等級	6	23.1	7 等級	2	66.7
	計	26	100.0	計	3	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (3)	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合 計	行政職	医療職 (3)
令和7年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	27	24	3
	昇給に係る職員数 (B) (人)	24	21	3
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)		
		2号給(人)		
		3号給(人)	2	
		4号給(人)	22	3
	比 率 (B) / (A) (%)	88.9	87.5	100.0
令和6年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	28	25	3
	昇給に係る職員数 (B) (人)	27	24	3
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)		
		2号給(人)		
		3号給(人)	2	
		4号給(人)	25	3
	比 率 (B) / (A) (%)	96.4	96.0	100.0

備考 暫定再任用職員等は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有 (無)	
補 正 前	2.25月 (1.175月)	2.25月 (1.175月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有	

備考 () 内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	28
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	行 政 職	医療職（３）
給料総額に対する比率（％）	1.3	1.0	0.0
支給対象職員の比率（％） （令和7年1月1日現在）	57.1	64.0	0.0
代表的な特殊勤務手当 の名称	・ 市税等徴収業務特殊勤務手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・ 配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・ 子1人につき 10,000 円 ・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） - 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・ 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき 5,000円を 加算
住居手当	異	・ 家賃負担者 - 月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給 - 月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・ 交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・ 交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度 に6か月ごとに支給

議案第 39 号

令和 6 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度吹田市の勤労者福祉共済特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 977 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,658 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		17,166	△1,873	15,293
	1 一般会計繰入金	9,081	△1,095	7,986
	2 基金繰入金	8,085	△778	7,307
3 諸収入		3,744	748	4,492
	1 預金利子	1	20	21
	2 雑入	3,743	728	4,471
4 繰越金		—	2,102	2,102
	1 繰越金	—	2,102	2,102
歳入合計		45,681	977	46,658

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 福祉共済費		45,681	977	46,658
	1 福祉共済費	45,681	977	46,658
歳出合計		45,681	977	46,658

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 一 般 会 計 繰 入 金	9,081	△ 1,095	7,986
計	9,081	△ 1,095	7,986

(項) 2 基金繰入金

1 勤労者福祉共済基金繰入金	8,085	△ 778	7,307
計	8,085	△ 778	7,307

(款) 3 諸収入

(項) 1 預金利子

1 預 金 利 子	1	20	21
計	1	20	21

(項) 2 雑入

1 雑 入	3,743	728	4,471
計	3,743	728	4,471

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	—	2,102	2,102
計	—	2,102	2,102

歳 入 合 計	45,681	977	46,658
---------	--------	-----	--------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	△ 1,095	

1 勤労者福祉共済基金繰入金	△ 778	

1 預 金 利 子	20	

1 雑 入	728	

1 繰 越 金	2,102	

--	--	--

(款) 2 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金
～ (款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

歳出

(款) 1 福祉共済費

(項) 1 福祉共済費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 福祉共済総務費	12,332	△1,145	11,187			△1,145
2 福祉共済事業費	33,349	2,122	35,471			2,122
計	45,681	977	46,658			977

歳 出 合 計	45,681	977	46,658			977
---------	--------	-----	--------	--	--	-----

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源	1 報 酬	△50	運営委員会委員報酬
	2 給 料	△467	
	3 職 員 手 当 等	△648	
	4 共 済 費	20	
	24 積 立 金	2,122	積立金

--	--	--	--

(款) 1 福祉共済費 (項) 1 福祉共済費

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等				(月)
	議 員				(月)
	その他の 特 別 職	12	152		
	計	12	152		(月)
補 正 前	長 等				(月)
	議 員				(月)
	その他の 特 別 職	12	202		
	計	12	202		(月)
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特 別 職	0	△ 50		
	計	0	△ 50		

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
		152		152	
		152		152	
		202		202	
		202		202	
		△ 50		△ 50	
		△ 50		△ 50	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	1(0)		3,649	2,522
補 正 前	1(0)		4,116	3,170
比 較	0(0)		△ 467	△ 648
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	90	438	0
	補 正 前	136	511	74
	比 較	△ 46	△ 73	△ 74
	区 分	児童手当		
	補 正 後	88		
	補 正 前	88		
	比 較	0		

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
6,171	1,815	7,986	
7,286	1,795	9,081	
△ 1,115	20	△ 1,095	
通勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
0	122	961	823
96	402	1,014	849
△ 96	△ 280	△ 53	△ 26

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 467	1 制度改正に伴う増減分	152
		2 その他の増減分	△ 619
職員手当等	△ 648	1 制度改正に伴う増減分	128
		2 その他の増減分	△ 776

説 明	備 考
千円	
地域手当 19 時間外勤務手当 7 期末手当 54 勤勉手当 48	
扶養手当 △ 46 地域手当 △ 92 住居手当 △ 74 通勤手当 △ 96 時間外勤務手当 △ 287 期末手当 △ 107 勤勉手当 △ 74	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	272,200
	平均年齢	35歳 2月
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	275,500
	平均年齢	35歳 7月

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)
吹 田 市	高 校 卒	194,500
	大 学 卒	220,000
国	高 校 卒	188,000
	大 学 卒	220,000

ウ 等級別職員数

区分	行 政 職		
	等級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和7年1月1日 現 在	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
	4 等級		
	5 等級		
	6 等級	1	100.0
	7 等級		
	計	1	100.0
令和6年1月1日 現 在	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
	4 等級		
	5 等級		
	6 等級	1	100.0
	7 等級		
	計	1	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合 計	行政職
令和7年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	1	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)	
		3号給(人)	
		4号給(人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0
令和6年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	1	1
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1	1
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)	
		3号給(人)	
		4号給(人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有 (無)	
補 正 前	2.25月 (1.175月)	2.25月 (1.175月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有	

備考 () 内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	1
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・ 配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・ 子1人につき 10,000 円 ・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） - 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・ 満16歳の年度初めから満22歳の 5,000円を - 年度末までの子1人につき 加算
住居手当	異	・ 家賃負担者 - 月額27,000円以下の家賃の者 - 月額に応じ11,000円を限度に支給 - 月額27,000円を超える家賃の者 - 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は - 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・ 交通機関等利用者 - 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・ 交通用具利用者 - 使用距離に応じ月額31,600円を限度 - に6か月ごとに支給

令和 6 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度吹田市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 9 , 8 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 , 5 9 7 , 1 1 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		6,232,906	488,198	6,721,104
	1 介護保険料	6,232,906	488,198	6,721,104
3 国庫支出金		7,645,012	△187,688	7,457,324
	1 国庫負担金	5,664,794	△192,144	5,472,650
	2 国庫補助金	1,980,218	4,456	1,984,674
4 支払基金交付金		8,607,762	△211,823	8,395,939
	1 支払基金交付金	8,607,762	△211,823	8,395,939
5 府支出金		4,589,151	△174,871	4,414,280
	1 府負担金	4,304,724	△144,401	4,160,323
	2 府補助金	284,427	△30,470	253,957
6 繰入金		6,401,312	△586,296	5,815,016
	1 一般会計繰入金	5,429,637	△232,548	5,197,089
	2 基金繰入金	971,675	△353,748	617,927
7 諸収入		565	98	663
	1 雑入	565	98	663
8 財産収入		27	831	858
	1 財産運用収入	27	831	858
9 繰越金		—	791,402	791,402
	1 繰越金	—	791,402	791,402
歳入合計		33,477,265	119,851	33,597,116

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		881,062	△53,711	827,351
	1 総 務 管 理 費	449,635	△12,555	437,080
	2 徴 収 費	89,216	△6,585	82,631
	3 介護認定審査会費	342,211	△34,571	307,640
2 介護保険給付費		30,675,447	△642,000	30,033,447
	1 介護サービス等諸費	28,302,483	△491,000	27,811,483
	2 介護予防サービス等諸費	833,482	△7,000	826,482
	3 そ の 他 諸 費	25,923	0	25,923
	4 高額介護サービス費	849,262	0	849,262
	5 高額医療合算介護サービス等費	107,632	0	107,632
	6 特定入所者介護サービス等費	556,665	△144,000	412,665
3 基 金 積 立 金		27	894,909	894,936
	1 基 金 積 立 金	27	894,909	894,936
4 諸 支 出 金		20,533	15,455	35,988
	1 償還金及び還付加算金	20,533	15,354	35,887
	2 繰 出 金	—	101	101
5 地域支援事業費		1,900,196	△94,802	1,805,394
	1 包括的支援事業・任意事業費	695,010	△33,853	661,157
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費	1,201,953	△60,949	1,141,004
	3 そ の 他 諸 費	3,233	0	3,233
歳 出 合 計		33,477,265	119,851	33,597,116

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 第 1 号被保険者保険料	6,232,906	488,198	6,721,104
計	6,232,906	488,198	6,721,104

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	5,664,794	△ 192,144	5,472,650
計	5,664,794	△ 192,144	5,472,650

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	1,411,362	△ 9,331	1,402,031
2 地域支援事業交付金	568,856	△ 61,446	507,410
3 保険者機能強化推進交付金	—	22,555	22,555
4 介護保険保険者努力支援交付金	—	51,466	51,466
5 介護保険事業費補助金	—	1,212	1,212
計	1,980,218	4,456	1,984,674

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	8,282,370	△ 184,758	8,097,612
2 地域支援事業支援交付金	325,392	△ 27,065	298,327
計	8,607,762	△ 211,823	8,395,939

(単位 : 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 現年度分特別徴収保険料	412,956	
2 現年度分普通徴収保険料	75,242	

1 現 年 度 分	△ 199,974	
2 過 年 度 分	7,830	

1 現 年 度 分	△ 9,331	
1 現 年 度 分	△ 61,446	
1 保険者機能強化推進 交付金	22,555	
1 介護保険保険者努力 支援交付金	51,466	
1 介護保険事業費補助 金	1,212	

1 現 年 度 分	△ 216,216	
2 過 年 度 分	31,458	
1 現 年 度 分	△ 31,884	
2 過 年 度 分	4,819	

(款) 1 介護保険料 (項) 1 介護保険料
 ~ (款) 4 支払基金交付金 (項) 1 支払基金交付金

(款) 5 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費負担金	4,304,724	△ 144,401	4,160,323
計	4,304,724	△ 144,401	4,160,323

(項) 2 府補助金

1 地域支援事業交付金	284,427	△ 30,470	253,957
計	284,427	△ 30,470	253,957

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	3,834,430	△ 80,250	3,754,180
2 一般会計繰入金	880,126	△ 54,968	825,158
3 地域支援事業繰入金	284,427	△ 14,141	270,286
4 低所得者保険料軽減繰入金	430,654	△ 83,189	347,465
計	5,429,637	△ 232,548	5,197,089

(項) 2 基金繰入金

1 介護保険給付費準備基金繰入金	971,675	△ 353,748	617,927
計	971,675	△ 353,748	617,927

(款) 7 諸収入

(項) 1 雑入

3 雑入	563	98	661
計	565	98	663

(款) 8 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 利子及び配当金	27	831	858
-----------	----	-----	-----

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分	△ 144,401	

1 現 年 度 分	△ 30,470	

1 現 年 度 分	△ 80,250	
1 一 般 会 計 繰 入 金	△ 54,968	
1 現 年 度 分	△ 14,141	
1 現 年 度 分	△ 83,189	

1 介護保険給付費準備 基金繰入金	△ 353,748	

1 雑 入	98	

1 預 金 利 子	481	
-----------	-----	--

(款) 5 府支出金 (項) 1 府負担金
～ (款) 8 財産収入 (項) 1 財産運用収入

(7)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
計	27	831	858

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	—	791,402	791,402
計	—	791,402	791,402

歳 入 合 計	33,477,265	119,851	33,597,116
---------	------------	---------	------------

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 公 債 利 子	350	

1 繰 越 金	791,402	

--	--	--

(款) 8 財産収入 (項) 1 財産運用収入
～ (款) 9 繰越金 (項) 1 繰越金

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一 般 管 理 費	449,635	△12,555	437,080	1,212		△13,767
計	449,635	△12,555	437,080	1,212		△13,767

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 賦 課 徴 収 費	89,216	△6,585	82,631			△6,585
計	89,216	△6,585	82,631			△6,585

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	216	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△3,379	
	3 職 員 手 当 等	9,127	
	4 共 済 費	△1,428	
	12 委 託 料	△17,091	介護保険システム法改正対応業務委託料ほか

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	170	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△43	
	3 職 員 手 当 等	△2,004	
	4 共 済 費	74	
	12 委 託 料	△4,782	介護保険料収納補助・納付勧奨及びコールセンター業務委託料

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費
 ~ (款) 1 総務費 (項) 2 徴収費

(項) 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護認定審査会費	170,980	△29,754	141,226			△29,754
2 認定調査等費	171,231	△4,817	166,414			△4,817
計	342,211	△34,571	307,640			△34,571

(款) 2 介護保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 居宅介護サービス等給付費	15,017,706	—	15,017,706	△71,894		71,894
2 施設介護サービス等給付費	7,164,181	△100,000	7,064,181	△40,899		△59,101
3 居宅介護福祉用具購入費	47,526	—	47,526	△253		253
4 居宅介護住宅改修費	62,666	—	62,666	△334		334
5 居宅介護サービス計画等給付費	1,779,299	△23,000	1,756,299	△17,898		△5,102
6 地域密着型介護サービス等給付費	4,231,105	△368,000	3,863,105	△157,128		△210,872

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	△16,866	会計年度任用職員報酬ほか
	3 職 員 手 当 等	101	
	4 共 済 費	20	
	11 役 務 費	△13,009	手数料
	1 報 酬	4,313	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	697	
	3 職 員 手 当 等	2,307	
	4 共 済 費	418	
	12 委 託 料	△12,552	介護認定調査業務委託料

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	18 負担金、補助及び 交付金	△100,000	施設介護サービス等給付費
	18 負担金、補助及び 交付金	△23,000	居宅介護サービス計画等給付費
	18 負担金、補助及び 交付金	△368,000	地域密着型介護サービス等給付費

(款) 1 総務費 (項) 3 介護認定審査会費
 ~ (款) 2 介護保険給付費 (項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
計	28,302,483	△491,000	27,811,483	△288,406		△202,594

(項) 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護予防サービス等給付費	623,541	△7,000	616,541	△5,498		△1,502
2 介護予防福祉用具購入費	12,177	—	12,177	△66		66
3 介護予防住宅改修費	46,883	—	46,883	△250		250
4 介護予防サービス計画等給付費	146,252	—	146,252	△780		780
5 地域密着型介護予防サービス等給付費	4,629	—	4,629	△25		25
計	833,482	△7,000	826,482	△6,619		△381

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	△7,000	介護予防サービス等給付費

(款) 2 介護保険給付費 (項) 1 介護サービス等諸費
～ (款) 2 介護保険給付費 (項) 2 介護予防サービス等諸費

(項) 3 その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 審査支払手数料	25,923	—	25,923	△132		132
計	25,923	—	25,923	△132		132

(項) 4 高額介護サービス費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 高額介護サービス費	849,262	—	849,262	△4,527		4,527
計	849,262	—	849,262	△4,527		4,527

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 高額医療合算介護サービス等費	107,632	—	107,632	△574		574
計	107,632	—	107,632	△574		574

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

(款) 2 介護保険給付費 (項) 3 その他諸費
～ (款) 2 介護保険給付費 (項) 5 高額医療合算介護サービス等費

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 特定入所者介護サービス等費	556,665	△144,000	412,665	△53,448		△90,552
計	556,665	△144,000	412,665	△53,448		△90,552

(款) 3 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護保険給付費準備基金積立金	27	894,909	894,936	7,830		887,079
計	27	894,909	894,936	7,830		887,079

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
3 償 還 金	—	15,354	15,354			15,354
計	20,533	15,354	35,887			15,354

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	18 負担金、補助及び 交付金	△144,000	特定入所者介護サービス等費

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	24 積 立 金	894,909	積立金

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	22 償還金、利子及び 割引料	15,354	過年度国庫支出金等返還金

(款) 2 介護保険給付費 (項) 6 特定入所者介護サービス等費
～ (款) 4 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 他会計繰出金	—	101	101			101
計	—	101	101			101

(款) 5 地域支援事業費

(項) 1 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 包括的支援事業・任意事業費	695,010	△33,853	661,157	△17,906		△15,947
計	695,010	△33,853	661,157	△17,906		△15,947

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	27 繰 出 金	101	繰出金

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	2 給 料	△5,528	
	3 職 員 手 当 等	△16,568	
	4 共 済 費	△1,355	
	7 報 償 費	△2,000	介護サービス相談員謝礼金
	10 需 用 費	△103	光熱水費
	11 役 務 費	△1,500	通信運搬費
	12 委 託 料	△2,033	印刷業務委託料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	△266	研修参加負担金
	19 扶 助 費	△4,500	成年後見制度利用支援費

(款) 4 諸支出金 (項) 2 繰出金
 ~ (款) 5 地域支援事業費 (項) 1 包括的支援事業・任意事業費

(項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 介護予防・生活支援サービス事業費	955,559	△40,182	915,377	5,059		△45,241
2 介護予防ケアマネジメント事業費	120,859	△10,000	110,859	△1,313		△8,687
3 高額介護予防サービス費相当費	2,558	—	2,558	△67		67
4 一般介護予防事業費	120,646	△10,767	109,879	△3,522		△7,245
5 高額医療合算介護予防サービス費相当費	2,331	—	2,331	△61		61
計	1,201,953	△60,949	1,141,004	96		△61,045

(項) 3 その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 審査支払手数料	3,233	—	3,233	△85		85
計	3,233	—	3,233	△85		85

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	1 報 酬	△291	会計年度任用職員報酬
	3 職 員 手 当 等	109	
	18 負担金、補助及び 交付金	△40,000	介護予防・生活支援サービス給付 費
	18 負担金、補助及び 交付金	△10,000	介護予防ケアマネジメント給付費
	1 報 酬	162	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△5,681	
	3 職 員 手 当 等	△1,683	
	4 共 済 費	△1,913	
	7 報 償 費	△100	手話通訳者謝礼金
	18 負担金、補助及び 交付金	△1,552	ふれあい交流サロン介護予防補助 金

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	

(款) 5 地域支援事業費 (項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費
 ~ (款) 5 地域支援事業費 (項) 3 その他諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
歳 出 合 計	33,477,265	119,851	33,597,116	△362,559		482,410

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

給 与 費

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与		
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率) (千円)
補 正 後	長 等				(月)
	議 員				(月)
	その他の 特 別 職	305	42,839		
	計	305	42,839		(月)
補 正 前	長 等				(月)
	議 員				(月)
	その他の 特 別 職	305	59,920		
	計	305	59,920		(月)
比 較	長 等				
	議 員				
	その他の 特 別 職	0	△ 17,081		
	計	0	△ 17,081		

明 細 書

費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
		42,839		42,839	
		42,839		42,839	
		59,920		59,920	
		59,920		59,920	
		△ 17,081		△ 17,081	
		△ 17,081		△ 17,081	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	35(38)	69,733	125,042	162,694
補 正 前	35(39)	64,948	138,976	171,305
比 較	0(△1)	4,785	△ 13,934	△ 8,611
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	3,032	16,431	786
	補 正 前	4,167	17,811	860
	比 較	△ 1,135	△ 1,380	△ 74
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	45,914	37,878	568
	補 正 前	46,699	39,253	1,398
	比 較	△ 785	△ 1,375	△ 830

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
357,469	63,207	420,676	
375,229	67,391	442,620	
△ 17,760	△ 4,184	△ 21,944	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
2,983	0	9,611	4,416
3,379	105	28,290	5,196
△ 396	△ 105	△ 18,679	△ 780
退職手当			
41,075			
24,147			
16,928			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	32(0)		119,096	133,599
補 正 前	32(0)		133,727	145,039
比 較	0(0)		△ 14,631	△ 11,440
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	3,032	15,717	786
	補 正 前	4,167	17,181	860
	比 較	△ 1,135	△ 1,464	△ 74
	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 後	30,967	25,066	568
	補 正 前	33,193	27,732	1,398
	比 較	△ 2,226	△ 2,666	△ 830

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
252,695	47,121	299,816	
278,766	51,803	330,569	
△ 26,071	△ 4,682	△ 30,753	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
2,627	0	9,503	4,416
3,023	105	28,195	5,196
△ 396	△ 105	△ 18,692	△ 780
退職手当			
40,917			
23,989			
16,928			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	3(38)	69,733	5,946	29,095
補 正 前	3(39)	64,948	5,249	26,266
比 較	0(△1)	4,785	697	2,829
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	時間外勤務手当
	補 正 後	714	356	108
	補 正 前	630	356	95
	比 較	84	0	13

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
104,774	16,086	120,860	
96,463	15,588	112,051	
8,311	498	8,809	
期末手当	勤勉手当	退職手当	
14,947	12,812	158	
13,506	11,521	158	
1,441	1,291	0	

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 △ 13,934	1 制度改正に伴う増減分	千円 4,448
		2 その他の増減分	△ 18,382
職員手当等	△ 8,611	1 制度改正に伴う増減分	6,470
		2 その他の増減分	△ 15,081

説 明	備 考
千円	
地域手当 536 時間外勤務手当 413 期末手当 2,911 勤勉手当 2,610	
扶養手当 △ 1,135 地域手当 △ 1,916 住居手当 △ 74 通勤手当 △ 396 特殊勤務手当 △ 105 時間外勤務手当 △ 19,092 管理職手当 △ 780 期末手当 △ 3,696 勤勉手当 △ 3,985 児童手当 △ 830 退職手当 16,928	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	△ 14,631	1 制度改正に伴う増減分	3,751
		2 その他の増減分	△ 18,382
職員手当等	△ 11,440	1 制度改正に伴う増減分	3,641
		2 その他の増減分	△ 15,081

説 明	備 考
千円	
地域手当 452	
時間外勤務手当 400	
期末手当 1,470	
勤勉手当 1,319	
扶養手当 △ 1,135	
地域手当 △ 1,916	
住居手当 △ 74	
通勤手当 △ 396	
特殊勤務手当 △ 105	
時間外勤務手当 △ 19,092	
管理職手当 △ 780	
期末手当 △ 3,696	
勤勉手当 △ 3,985	
児童手当 △ 830	
退職手当 16,928	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	697	制度改正に伴う増減分	697
職員手当等	2,829	制度改正に伴う増減分	2,829

説 明	備 考
千円	
地域手当 84 時間外勤務手当 13 期末手当 1,441 勤勉手当 1,291	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職	医療職（2）	医療職（3）
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	319,248	284,350	329,186
	平均年齢	44歳 2月	36歳 7月	42歳 7月
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	305,461	274,200	312,729
	平均年齢	42歳 4月	35歳 7月	39歳 3月

イ 初任給

区 分		行 政 職	医療職（2）	医療職（3）
吹 田 市	高 校 卒	194,500		
	大 学 卒	220,000	220,000	225,600
国	高 校 卒	188,000		
	大 学 卒	220,000	227,400	255,400

ウ 等級別職員数

区分	行政職			医療職 (2)			医療職 (3)		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日現在	1等級			1等級			1等級		
	2等級			2等級			2等級		
	3等級	2	8.7	3等級			3等級	1	14.3
	4等級	3	13.0	4等級			4等級	1	14.3
	5等級	5	21.7	5等級			5等級	2	28.6
	6等級	8	34.8	6等級	2	100.0	6等級	1	14.3
	7等級	5	21.8	7等級			7等級	2	28.5
	計	23	100.0	計	2	100.0	計	7	100.0
令和6年1月1日現在	1等級			1等級			1等級		
	2等級			2等級			2等級		
	3等級	2	8.7	3等級			3等級	1	14.3
	4等級	3	13.0	4等級			4等級	1	14.3
	5等級	5	21.7	5等級			5等級	1	14.3
	6等級	6	26.1	6等級	1	50.0	6等級	2	28.6
	7等級	7	30.5	7等級	1	50.0	7等級	2	28.5
	計	23	100.0	計	2	100.0	計	7	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (2)	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (3)	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分			合計	行政職	医療職 (2)	医療職 (3)
令和7年1月1日現在	職員数 (A) (人)		31	22	2	7
	昇給に係る職員数 (B) (人)		25	19	2	4
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				
		3号給(人)	1			1
		4号給(人)	24	19	2	3
	比率 (B) / (A) (%)		80.6	86.4	100.0	57.1
令和6年1月1日現在	職員数 (A) (人)		30	21	2	7
	昇給に係る職員数 (B) (人)		27	19	2	6
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				
		3号給(人)	2	1		1
		4号給(人)	25	18	2	5
	比率 (B) / (A) (%)		90.0	90.5	100.0	85.7

備考 暫定再任用職員等は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有 (無)	
補 正 前	2.25月 (1.175月)	2.25月 (1.175月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有	

備考 () 内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	32
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的な職種	
		行 政 職	医療職（３）
給料総額に対する比率（％）	0.1	0.2	0.0
支給対象職員の比率（％） （令和7年1月1日現在）	3.1	4.3	0.0
代表的な特殊勤務手当 の名称	・ 社会福祉事務特殊勤務手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・ 配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・ 子1人につき 10,000 円 ・ 子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） - 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・ 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき 5,000円を 加算
住居手当	異	・ 家賃負担者 - 月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給 - 月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・ 交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・ 交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度 に6か月ごとに支給

令和 6 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度吹田市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5 , 7 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 2 0 1 , 7 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保険料		5,775,102	96,175	5,871,277
	1 後期高齢者医療 保険料	5,775,102	96,175	5,871,277
3 繰入金		1,370,638	△50,464	1,320,174
	1 一般会計繰入金	1,370,638	△50,464	1,320,174
歳入合計		7,156,009	45,711	7,201,720

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		296,065	△24,389	271,676
	1 総務管理費	219,127	△9,625	209,502
	2 徴収費	76,938	△14,764	62,174
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		6,849,844	70,100	6,919,944
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	6,849,844	70,100	6,919,944
歳出合計		7,156,009	45,711	7,201,720

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 特 別 徴 収 保 険 料	2,704,149	45,148	2,749,297
2 普 通 徴 収 保 険 料	3,070,953	51,027	3,121,980
計	5,775,102	96,175	5,871,277

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一 般 会 計 繰 入 金	295,896	△ 24,389	271,507
2 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	1,074,742	△ 26,075	1,048,667
計	1,370,638	△ 50,464	1,320,174

歳 入 合 計	7,156,009	45,711	7,201,720
---------	-----------	--------	-----------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 度 分	45,148	
1 現 年 度 分	51,027	

1 一 般 会 計 繰 入 金	△ 24,389	
1 保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	△ 26,075	

--	--	--

(款) 1 後期高齢者医療保険料 (項) 1 後期高齢者医療保険料
～ (款) 3 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 一 般 管 理 費	219,127	△9,625	209,502			△9,625
計	219,127	△9,625	209,502			△9,625

(項) 2 徴収費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 徴 収 費	76,938	△14,764	62,174			△14,764
計	76,938	△14,764	62,174			△14,764

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,849,844	70,100	6,919,944			70,100
計	6,849,844	70,100	6,919,944			70,100

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	2 給 料	△2,175	
	3 職 員 手 当 等	△722	
	4 共 済 費	△528	
	12 委 託 料	△6,200	後期高齢者医療システム標準化対応業務委託料ほか

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	2 給 料	△5,684	
	3 職 員 手 当 等	△6,321	
	4 共 済 費	△2,759	

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	18 負担金、補助及び 交付金	70,100	後期高齢者医療広域連合保険料納付金ほか

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費
 ~ (款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
歳 出 合 計	7,156,009	45,711	7,201,720			45,711

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	11(0)		42,336	34,350
補 正 前	13(0)		50,195	41,393
比 較	△2(0)		△ 7,859	△ 7,043
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	633	5,201	624
	補 正 前	964	6,279	632
	比 較	△ 331	△ 1,078	△ 8
	区 分	勤勉手当	児童手当	退職手当
	補 正 後	9,262	516	0
	補 正 前	10,314	592	716
	比 較	△ 1,052	△ 76	△ 716

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
76,686	15,967	92,653	
91,588	19,254	110,842	
△ 14,902	△ 3,287	△ 18,189	
通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当
1,087	5,144	1,128	10,755
1,087	7,358	1,128	12,323
0	△ 2,214	0	△ 1,568

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	10(0)		41,363	33,739
補 正 前	12(0)		49,340	40,142
比 較	△2(0)		△ 7,977	△ 6,403
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	633	5,083	624
	補 正 前	964	6,176	632
	比 較	△ 331	△ 1,093	△ 8
	区 分	勤勉手当	児童手当	
	補 正 後	9,037	516	
	補 正 前	10,117	592	
	比 較	△ 1,080	△ 76	

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
75,102	15,637	90,739	
89,482	18,938	108,420	
△ 14,380	△ 3,301	△ 17,681	
通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当
1,087	5,144	1,128	10,487
1,087	7,358	1,128	12,088
0	△ 2,214	0	△ 1,601

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	1(0)		973	611
補 正 前	1(0)		855	1,251
比 較	0(0)		118	△ 640
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	期末手当
	補 正 後	118	0	268
	補 正 前	103	0	235
	比 較	15	0	33

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
1,584	330	1,914	
2,106	316	2,422	
△ 522	14	△ 508	
勤勉手当	退職手当		
225	0		
197	716		
28	△ 716		

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 △ 7,859	1 制度改正に伴う増減分	千円 1,851
		2 その他の増減分	△ 9,710
職員手当等	△ 7,043	1 制度改正に伴う増減分	1,569
		2 その他の増減分	△ 8,612

説 明	備 考
千円	
地域手当 224 時間外勤務手当 223 期末手当 587 勤勉手当 535	
扶養手当 △ 331 地域手当 △ 1,302 住居手当 △ 8 時間外勤務手当 △ 2,437 期末手当 △ 2,155 勤勉手当 △ 1,587 児童手当 △ 76 退職手当 △ 716	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 △ 7,977	1 制度改正に伴う増減分	千円 1,733
		2 その他の増減分	△ 9,710
職員手当等	△ 6,403	1 制度改正に伴う増減分	1,493
		2 その他の増減分	△ 7,896

説 明	備 考
千円	
地域手当 209 時間外勤務手当 223 期末手当 554 勤勉手当 507	
扶養手当 △ 331 地域手当 △ 1,302 住居手当 △ 8 時間外勤務手当 △ 2,437 期末手当 △ 2,155 勤勉手当 △ 1,587 児童手当 △ 76	

イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	118	制度改正に伴う増減分	118
職員手当等	△ 640	1 制度改正に伴う増減分	76
		2 その他の増減分	△ 716

説 明	備 考
千円	
地域手当 15 期末手当 33 勤勉手当 28	
退職手当 △ 716	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		行 政 職
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	286,690
	平均年齢	36歳 6月
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	305,175
	平均年齢	40歳 9月

イ 初任給

区 分		行 政 職 (円)
吹 田 市	高 校 卒	194,500
	大 学 卒	220,000
国	高 校 卒	188,000
	大 学 卒	220,000

ウ 等級別職員数

区分	行 政 職		
	等級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和7年1月1日 現 在	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
	4 等級	2	20.0
	5 等級	2	20.0
	6 等級	2	20.0
	7 等級	4	40.0
	計	10	100.0
令和6年1月1日 現 在	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
	4 等級	2	16.7
	5 等級	4	33.3
	6 等級	3	25.0
	7 等級	3	25.0
	計	12	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

エ 昇給

区分		合 計	行政職
令和7年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	10	10
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10	10
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)	
		3号給(人)	3
		4号給(人)	7
	比 率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0
令和6年1月1日現在	職 員 数 (A) (人)	12	12
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9	9
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	
		2号給(人)	
		3号給(人)	
		4号給(人)	9
	比 率 (B) / (A) (%)	75.0	75.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	加 算 措 置	備 考
	6 月 期	12 月 期			
補 正 後	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有 (無)	
補 正 前	2.25月 (1.175月)	2.25月 (1.175月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国 の 制 度	2.25月 (1.175月)	2.35月 (1.225月)	4.6月 (2.4月)	有	

備考 () 内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備 考
支 給 率	24.586875	33.27075	47.709	47.709	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	10
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	12

ク その他の手当

区 分	国の制度 との異同	支 給 内 容
扶養手当	同	・配偶者（課長級以下） 6,500 円 〃 （次長級） 3,500 円 ・子1人につき 10,000 円 ・子以外の扶養親族1人につき 6,500 円 （課長級以下） - 子以外の扶養親族1人につき 3,500 円 （次長級） ・満16歳の年度初めから満22歳の 5,000円を - 年度末までの子1人につき 加算
住居手当	異	・家賃負担者 - 月額27,000円以下の家賃の者 - 月額に応じ11,000円を限度に支給 - 月額27,000円を超える家賃の者 - 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は - 上記算出額に5,000円を加算
通勤手当	同	・交通機関等利用者 - 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・交通用具利用者 - 使用距離に応じ月額31,600円を限度 - に6か月ごとに支給

議案第 4 2 号

令和 6 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度吹田市の公共用地先行取得特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 0 6 , 4 9 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 5 6 5 , 8 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地開発基金借入金		376,143	△72,196	303,947
	1 土地開発基金借入金	376,143	△72,196	303,947
2 繰入金		33,600	△2,235	31,365
	1 一般会計繰入金	33,600	△2,235	31,365
3 財産収入		1,362,577	△154,522	1,208,055
	1 財産売却収入	1,362,577	△154,522	1,208,055
4 繰越金		—	22,458	22,458
	1 繰越金	—	22,458	22,458
歳入合計		1,772,320	△206,495	1,565,825

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得費		409,743	△74,431	335,312
	1 用地取得費	409,743	△74,431	335,312
2 諸支出金		1,061,829	22,271	1,084,100
	1 繰出金	1,061,829	22,271	1,084,100
3 公債費		300,748	△154,335	146,413
	1 公債費	300,748	△154,335	146,413
歳出合計		1,772,320	△206,495	1,565,825

第 2 表 繰越明許費

款	項
1 用 地 取 得 費	1 用 地 取 得 費

事業名	金額
千里丘朝日が丘線用地取得事業	千円 128,170

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 土地開発基金借入金

(項) 1 土地開発基金借入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 土 地 開 発 基 金 借 入 金	376,143	△ 72,196	303,947
計	376,143	△ 72,196	303,947

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一 般 会 計 繰 入 金	33,600	△ 2,235	31,365
計	33,600	△ 2,235	31,365

(款) 3 財産収入

(項) 1 財産売払収入

1 不 動 産 売 払 収 入	1,362,577	△ 154,522	1,208,055
計	1,362,577	△ 154,522	1,208,055

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	—	22,458	22,458
計	—	22,458	22,458

歳 入 合 計	1,772,320	△ 206,495	1,565,825
---------	-----------	-----------	-----------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土地開発基金借入金	△ 72,196	

1 一般会計繰入金	△ 2,235	

1 土地売却収入	△ 154,522	

1 繰越金	22,458	

--	--	--

(款) 1 土地開発基金借入金 (項) 1 土地開発基金借入金
～ (款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

(7)

歳出

(款) 1 用地取得費

(項) 1 用地取得費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 千里丘朝日が丘線用地取得費	376,143	△72,196	303,947			△72,196
2 佐井寺西土地区画整理用地取得費	33,600	△2,235	31,365			△2,235
計	409,743	△74,431	335,312			△74,431

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 他会計繰出金	1,061,829	22,271	1,084,100			22,271
計	1,061,829	22,271	1,084,100			22,271

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 元 金	299,351	△153,140	146,211			△153,140
2 利 子	1,397	△1,195	202			△1,195
計	300,748	△154,335	146,413			△154,335

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	16 公 有 財 産 購 入 費	△14,949	用地購入費
	21 補償、補填及び賠償金	△57,247	支障物件移転補償費ほか
	16 公 有 財 産 購 入 費	△1,948	用地購入費
	21 補償、補填及び賠償金	△287	支障物件移転補償費

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	27 繰 出 金	22,271	繰出金

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
	22 償還金、利子及び割引料	△153,140	借入金元金
	22 償還金、利子及び割引料	△1,195	借入金利子

(款) 1 用地取得費 (項) 1 用地取得費
～ (款) 3 公債費 (項) 1 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
歳 出 合 計	1,772,320	△206,495	1,565,825			△206,495

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			

議案第43号

令和6年度 吹田市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和6年度吹田市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度吹田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	水道事業収益	8,516,184 千円	△ 31,510 千円	8,484,674 千円
第1項	営 業 収 益	7,852,948 千円	△ 57,000 千円	7,795,948 千円
第2項	営業外収益	663,236 千円	25,490 千円	688,726 千円
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	水道事業費用	7,602,666 千円	△ 120,938 千円	7,481,728 千円
第1項	営 業 費 用	7,326,184 千円	△ 110,438 千円	7,215,746 千円
第2項	営業外費用	226,482 千円	△ 10,500 千円	215,982 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 3,618,780 千円」を「不足する額 3,400,920 千円」に、「損益勘定留保資金 1,894,856 千円」を「損益勘定留保資金 1,696,902 千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 425,088 千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 405,182 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支			出	
第 1 款	資本的支出	5,486,357 千円	△ 217,860 千円	5,268,497 千円
第 1 項	建設改良費	4,881,628 千円	△ 220,170 千円	4,661,458 千円
第 4 項	国庫補助金 返 還 金	0 千円	2,310 千円	2,310 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)	職員給与費	1,352,607 千円	△ 20,808 千円	1,331,799 千円

第 5 条 予算第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(他会計からの補助金)

第 11 条 児童手当の補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,390千円と定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

(2)

予算に関する説明書

令和6年度 吹田市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 水道事業収益			8,516,184
	1 営業収益		7,852,948
		2 その他営業収益	417,904
	2 営業外収益		663,236
		1 加 入 金	374,000
		2 受取利息及び配当金	1
		5 消費 税 還 付 金	80,000
		6 他 会 計 補 助 金	0

支 出

款	項	目	既決予定額
1 水道事業費用			7,602,666
	1 営業費用		7,326,184
		1 浄 水 送 水 費	3,506,810
		2 配 水 給 水 費	827,165
		3 給 水 工 事 費	58,392

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
△ 31,510	8,484,674	
△ 57,000	7,795,948	
△ 57,000	360,904	手 数 料 2,000 受 託 事 業 収 益 △ 59,000
25,490	688,726	
50,000	424,000	給 水 加 入 金 50,000
1,100	1,101	預 金 利 息 1,100
△ 34,000	46,000	消 費 税 還 付 金 △ 34,000
8,390	8,390	一 般 会 計 補 助 金 8,390

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
△ 120,938	7,481,728	
△ 110,438	7,215,746	
92,536	3,599,346	給 料 1,147 手 当 等 1,013 賞 与 等 引 当 金 額 1,936 繰 入 金 額 法 定 福 利 費 △ 2,229 報 酬 △ 4,431 備 消 品 費 △ 700 通 信 運 搬 費 △ 200 委 託 料 △ 28,000 修 繕 費 △ 29,000 下 水 道 使 用 料 △ 11,000 動 力 費 △ 63,000 薬 品 費 △ 8,000 受 水 費 235,000
△ 90,812	736,353	給 料 △ 14,270 手 当 等 金 額 △ 15,727 賞 与 等 引 当 金 額 △ 118 繰 入 金 額 法 定 福 利 費 △ 8,797 工 事 請 負 費 △ 20,000 路 面 復 旧 費 △ 30,000 下 水 道 使 用 料 △ 1,900
△ 208	58,184	賞 与 等 引 当 金 額 △ 208 繰 入 金 額

(5)

款	項	目	既決予定額
		4 業 務 費	503,351
		5 総 係 費	520,082
		6 減 価 償 却 費	1,580,214
		7 資 産 減 耗 費	249,656
		8 そ の 他 営 業 費 用	80,514
	2 営 業 外 費 用		226,482
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	216,481
		2 雑 支 出	10,000

(単位 千円)

補正予定額	計	備 考
△ 20,912	482,439	給料 △ 2,795 手当等 △ 466 賞与等引当金額 △ 1,348 繰入金額 △ 2,110 法定福利費 807 報酬 △ 10,000 委託料 △ 5,000 修繕費
14,958	535,040	給料 1,461 手当等 3,701 賞与等引当金額 △ 52 繰入金額 △ 3,224 報酬 △ 3,224 退職給付費 23,772 備用品費 △ 1,000 光熱費 △ 3,000 委託料 △ 6,700
△ 30,000	1,550,214	有形固定資産減価償却費 △ 30,000
△ 20,000	229,656	固定資産除却費 △ 20,000
△ 56,000	24,514	受託事業費 △ 56,000
△ 10,500	215,982	
△ 12,000	204,481	企業債利息 △ 12,000
1,500	11,500	その他雑支出 1,500

資本的収入及び支出

款	項	目	既決予定額
1 資本的支出			5,486,357
	1 建設改良費		4,881,628
		1 事務費	204,828
		2 工事費	4,652,580
		3 固定資産取得費	24,220
	4 国庫補助金返還金		0
		1 国庫補助金返還金	0

(注) 本表は、前回の予算実施計画と異同あるもののみを記載しました。

(単位 千円)			
補正予定額	計	備	考
△ 217,860	5,268,497		
△ 220,170	4,661,458		
△ 1,170	203,658	賞 与 引 当 金 繰 入 償 額 補 償 費	1,130 △ 2,300
△ 215,000	4,437,580	委 託 料 工 事 請 負 費 路 面 復 旧 費 負 担 金	△ 35,000 △ 100,000 △ 70,000 △ 10,000
△ 4,000	20,220	工 具 器 具 及 び 備 品	△ 4,000
2,310	2,310		
2,310	2,310	国 庫 補 助 金 返 還 金	2,310

給 与 費

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	0	(11) 128	33,344	525,270
補正前	1	(15) 132	40,192	539,727
比 較	△ 1	(△4) △4	△ 6,848	△ 14,457

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	17,838	28,599	68,599
	補正前	19,716	28,764	70,533
	比 較	△ 1,878	△ 165	△ 1,934
	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	117,418	4,120	1,574
	補正前	117,843	4,120	1,574
	比 較	△ 425	0	0

- 備考 1 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。
- 2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額（令和
- 3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

明 細 書

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当 (千円)	計 (千円)		
541,578	1,100,192	231,607	1,331,799
528,384	1,108,303	244,304	1,352,607
13,194	△ 8,111	△ 12,697	△ 20,808

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
12,188	14,230	32,737	143,956
13,864	14,230	35,500	145,693
△ 1,676	0	△ 2,763	△ 1,737
退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)		
100,189	130		
76,417	130		
23,772	0		

6年12月～同7年3月 計102,196千円)を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	0	(0) 128	1,198	525,270
補正前	1	(0) 132	1,198	539,727
比 較	△ 1	(0) △4	0	△ 14,457

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	17,838	28,599	68,599
	補正前	19,716	28,764	70,533
	比 較	△ 1,878	△ 165	△ 1,934
	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	112,141	4,120	1,574
	補正前	111,291	4,120	1,574
	比 較	850	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額（令和

3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当 (千円)	計 (千円)		
530,019	1,056,487	223,250	1,279,737
513,999	1,054,924	235,383	1,290,307
16,020	1,563	△ 12,133	△ 10,570

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
12,188	14,230	32,737	137,674
13,864	14,230	35,500	137,860
△ 1,676	0	△ 2,763	△ 186
退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)		
100,189	130		
76,417	130		
23,772	0		

6年12月～同7年3月 計102,196千円)を含む。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補正後	0	(11) 0	32,146	0
補正前	0	(15) 0	38,994	0
比 較	0	(△4) 0	△ 6,848	0

手 当 の 内 訳	区 分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	0	0	0
	補正前	0	0	0
	比 較	0	0	0
	区 分	退職手当 (千円)		
	補正後	0		
	補正前	0		
	比 較	0		

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の
比し短い職員について外書きしたもの。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当 (千円)	計 (千円)		
11,559	43,705	8,357	52,062
14,385	53,379	8,921	62,300
△ 2,826	△ 9,674	△ 564	△ 10,238

期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
6,282	5,277	0	0
7,833	6,552	0	0
△ 1,551	△ 1,275	0	0

勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
給料	△ 12,027	1 給与改定に伴う増減分	15,165		
		2 その他の増減分	△ 27,192		
手当	17,581	1 制度改正に伴う増減分	49,438	地域手当	1,824
				時間外勤務手当	1,000
				休日勤務手当	102
				期末手当	7,252
				勤勉手当	6,658
				退職手当	32,602
		2 その他の増減分	△ 31,857	扶養手当	△ 1,878
				管理職手当	△ 165
				地域手当	△ 3,466
				通勤手当	△ 1,676
				時間外勤務手当	△ 3,763
				休日勤務手当	△ 102
				期末手当	△ 7,519
				勤勉手当	△ 7,083
				退職手当	△ 6,205

備考 特別職を除く（以下の表において同じ）。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
給料	△ 12,027	1 給与改定に伴う増減分	15,165		
		2 その他の増減分	△ 27,192		
手当	20,407	1 制度改正に伴う増減分	48,226	地域手当	1,824
				時間外勤務手当	1,000
				休日勤務手当	102
				期末手当	6,608
				勤勉手当	6,090
				退職手当	32,602
		2 その他の増減分	△ 27,819	扶養手当	△ 1,878
				管理職手当	△ 165
				地域手当	△ 3,466
				通勤手当	△ 1,676
				時間外勤務手当	△ 3,763
				休日勤務手当	△ 102
				期末手当	△ 5,324
				勤勉手当	△ 5,240
				退職手当	△ 6,205

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
手当	△ 2,826	1	制度改正に伴う増減分	1,212	期末手当 644
					勤勉手当 568
		2	その他の増減分	△ 4,038	期末手当 △ 2,195
					勤勉手当 △ 1,843

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		事務職・技術職
令和7年1月1日現在	平均給料月額	331,334円
	平 均 年 齢	43歳4月
令和6年1月1日現在	平均給料月額	329,980円
	平 均 年 齢	43歳2月

備考 短時間勤務職員を除く。

(2) 初任給

区分	事務職・技術職 (円)	一般会計の制度 行政職 (円)
高校卒	194,500	194,500
大学卒	220,000	220,000

(3) 等級別職員数

区 分	事務職 ・ 技術職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日現在	1等級	1	0.8
	2等級	5	3.9
	3等級	14	10.9
	4等級	23	18.0
	5等級	30	23.4
	6等級	30	23.4
	7等級	25	19.5
	計	128	100.0
令和6年1月1日現在	1等級	1	0.8
	2等級	4	3.0
	3等級	15	11.3
	4等級	23	17.3
	5等級	33	24.8
	6等級	29	21.8
	7等級	28	21.1
	計	133	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
事務職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職員
技術職							

(4) 特殊勤務手当

区 分	事務職・技術職
給料総額に対する比率	0.2%
支給対象職員の比率 (令和7年1月1日現在)	36.7%
支給対象職員1人当たり平均支給月額	1,983円
代表的な特殊勤務手当の名称	現場作業手当 主任技術者等手当

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
補正後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有 (無)
補正前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有 (無)
一般会計の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有 (無)

備考 () 内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の支給状況。

(6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
支給率	24.586875	33.27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
地域手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

令和6年度 吹田市水道事業補正予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

借方科目	既決予定額	補正予定額	計
1 固定資産	53,210,559	△ 170,264	53,040,295
(1) 有形固定資産	53,027,137	△ 170,264	52,856,873
2 流動資産	8,830,132	190,204	9,020,336
(1) 現金・預金	8,012,993	256,503	8,269,496
(2) 未収金	769,269	△ 66,299	702,970
合 計	62,040,691	19,940	62,060,631

貸方科目	既決予定額	補正予定額	計
3 固定負債	22,045,041	△ 6,331	22,038,710
(2) 引当金	1,070,144	△ 6,331	1,063,813
4 流動負債	5,780,986	△ 85,294	5,695,692
(2) 未払金	4,546,690	△ 86,634	4,460,056
(6) 引当金	100,856	1,340	102,196
5 繰延収益	7,667,007	△ 2,310	7,664,697
(1) 長期前受金	7,667,007	△ 2,310	7,664,697
7 剰余金	2,964,507	113,875	3,078,382
(2) 利益剰余金	2,952,889	113,875	3,066,764
合 計	62,040,691	19,940	62,060,631

(注)本表は、前回の予定貸借対照表と異同あるもののみを記載しました。

令和6年度 吹田市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	2,155,021	148,329	2,303,350
当年度純利益	496,292	113,875	610,167
減価償却費	1,580,214	△ 30,000	1,550,214
退職給付引当金の増減額	1,864	△ 6,331	△ 4,467
賞与等引当金の増減額	1,288	210	1,498
受取利息	△ 1	△ 1,100	△ 1,101
支払利息	216,481	△ 12,000	204,481
業務活動による資産及び負債の増減額	153,799	70,575	224,374
小計	2,371,501	135,229	2,506,730
受取利息	1	1,100	1,101
支払利息	△ 216,481	12,000	△ 204,481
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,534,306	108,174	△ 3,426,132
有形固定資産の取得による支出	△ 3,618,572	110,484	△ 3,508,088
国庫補助金返還による支出	0	△ 2,310	△ 2,310
資金増減額	△ 206,013	256,503	50,490
資金期末残高	8,012,993	256,503	8,269,496

(注)本表は、前回の予定キャッシュ・フロー計算書と異同あるもののみを記載しました。

議案第 44 号

令和6年度吹田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度吹田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度吹田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	10,048,923 千円	△ 71,691 千円	9,977,232 千円
第1項 営業収益	7,935,066 千円	△ 177,722 千円	7,757,344 千円
第2項 営業外収益	1,698,890 千円	97,108 千円	1,795,998 千円
第3項 特別利益	414,967 千円	8,923 千円	423,890 千円

（科 目）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 下水道事業費用	9,635,672 千円	△ 378,739 千円	9,256,933 千円
第1項 営業費用	8,724,167 千円	△ 379,245 千円	8,344,922 千円
第2項 営業外費用	484,715 千円	△ 15,868 千円	468,847 千円
第3項 特別損失	426,790 千円	16,374 千円	443,164 千円

（ 1 ）

(資本的收入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額2,872,211千円」を「不足する額2,965,636千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額193,404千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額214,513千円」に、「建設改良積立金72,515千円」を「建設改良積立金85,877千円」に、「損益勘定留保資金1,548,541千円」を「損益勘定留保資金1,607,495千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的收入	3,546,546 千円	△ 89,394 千円	3,457,152 千円
第 1 項 企業債	2,620,900 千円	△ 264,700 千円	2,356,200 千円
第 3 項 国庫補助金	903,435 千円	182,450 千円	1,085,885 千円
第 4 項 負担金等	7,611 千円	△ 7,144 千円	467 千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	6,418,757 千円	4,031 千円	6,422,788 千円
第 1 項 建設改良費	3,643,501 千円	6,376 千円	3,649,877 千円
第 3 項 固定資産購入費	72,213 千円	△ 2,345 千円	69,868 千円

(企 業 債)

第 4 条 予算第 6 条に定めた企業債のうち下水道建設事業の起債の限度額

「 2,620,900 千 円 」 を 「 2,356,200 千 円 」 に 改 め る 。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない

経費を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,005,085 千円	△ 18,948 千円	986,137 千円

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

予算に関する説明書

令和6年度 吹田市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 下水道事業 収益			10,048,923
	1 営業収益		7,935,066
		2 他会計負担金	3,017,735
	2 営業外収益		1,698,890
		2 他会計負担金	49,821
		3 長期前受金戻入	1,458,182
		4 国庫補助金	171,300
		5 雑収益	19,217
	3 特別利益		414,967
		6 他会計負担金	232,601

支 出

款	項	目	既決予定額
1 下水道事業 費用			9,635,672
	1 営業費用		8,724,167
		1 管渠費	638,366

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 71,691	9,977,232		
△ 177,722	7,757,344		
△ 177,722	2,840,013	雨水処理負担金	△ 177,722
97,108	1,795,998		
△ 1,276	48,545	一般会計負担金	△ 1,276
△ 12,882	1,445,300	長期前受金戻入	△ 12,882
△ 39,100	132,200	国庫補助金	△ 39,100
150,366	169,583	その他雑収益	150,366
8,923	423,890		
8,923	241,524	雨水処理負担金	8,923

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 378,739	9,256,933		
△ 379,245	8,344,922		
△ 80,773	557,593	報酬	318
		給料	1,299
		手当等	1,551
		法定福利費	304
		賞与等引当金額	50
		繰入額	
		使用料	△ 71
		賃借料	△ 55
		委託料	△ 84,169

(5)

款	項	目	既決予定額
		2 ポンプ場費	114,307
		3 処理場費	2,007,112
		5 普及指導費	38,191
		6 業務費	324,904

(6)

(単位：千円)

補正予定額	計	備 考
△ 3,539	110,768	給 料 44 手 当 等 △ 85 法 定 福 利 費 13 賞 与 等 引 当 金 額 9 繰 入 金 額 動 力 費 △ 2,850 委 託 料 △ 670
△ 216,874	1,790,238	報 酬 876 給 料 △ 2,668 手 当 等 △ 8,557 法 定 福 利 費 △ 5,847 賞 与 等 引 当 金 額 519 繰 入 金 額 薬 品 費 △ 1,790 光 熱 水 費 △ 1,330 動 力 費 △ 69,340 賃 借 料 △ 50 委 託 料 △ 128,637 負 担 金 △ 50
△ 72	38,119	報 酬 324 給 料 212 手 当 等 △ 290 法 定 福 利 費 189 賞 与 等 引 当 金 額 53 繰 入 金 額 委 託 料 △ 260 助 成 金 △ 300
1,218	326,122	報 酬 292 給 料 315 手 当 等 398

(7)

款	項	目	既決予定額
		7 総 係 費	555,173
		8 流域下水道 管理運営負担金	1,192,368
		9 減価償却費	3,835,570
		10 資産減耗費	18,176
	2 営業外費用		484,715
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	408,877
		3 雑 支 出	15,838
	3 特別損失		426,790
		5 その他特別損失	426,790

(単位：千円)

補正予定額	計	備 考
		法定福利費 47
		賞与等引当金額 166
△ 28,687	526,486	報 酬 1,073
		給 料 △ 4,290
		手 当 等 △ 6,507
		法定福利費 △ 4,597
		賞与等引当金額 1,207
		退職給付費 13,741
		委 託 料 △ 35,880
		負 担 金 6,024
		広告宣伝費 △ 253
		貸倒引当金額 795
2,245	1,194,613	負 担 金 2,245
△ 40,292	3,795,278	有形固定資産 費 △ 32,970
		減価償却 費 △ 7,322
△ 12,471	5,705	有形固定資産 費 △ 12,574
		減価償却 費 103
△ 15,868	468,847	
△ 26,830	382,047	企 業 債 利 息 △ 26,830
10,962	26,800	そ の 他 雑 支 出 10,962
16,374	443,164	
16,374	443,164	有形固定資産 費 16,374
		減 却

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 資本的收入			3,546,546
	1 企 業 債		2,620,900
		1 企 業 債	2,620,900
	3 国 庫 補 助 金		903,435
		1 国 庫 補 助 金	903,435
	4 負 担 金 等		7,611
		2 工 事 負 担 金	7,144

支 出

款	項	目	既決予定額
1 資本的支出			6,418,757
	1 建設改良費		3,643,501
		1 管 渠 建 設 改 良 費	2,938,909

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
△ 89,394	3,457,152		
△ 264,700	2,356,200		
△ 264,700	2,356,200	建 設 改 良 債	△ 264,700
182,450	1,085,885		
182,450	1,085,885	国 庫 補 助 金	182,450
△ 7,144	467		
△ 7,144	0	工 事 負 担 金	△ 7,144

(単位：千円)

補正予定額	計	備	考
4,031	6,422,788		
6,376	3,649,877		
△ 304,394	2,634,515	報 酬	776
		給 料	△ 265
		手 当 等	△ 2,962
		法 定 福 利 費	△ 2,431
		賞 与 等 引 当 金	27
		繰 入 額	
		賃 借 料	△ 1,231
		委 託 料	△ 55,624
		工 事 請 負 費	△ 71,972
		補 償 費	△ 170,712

款	項	目	既決予定額
		2 ポンプ場建設改良費	0
		3 処理場建設改良費	582,810
		4 流域下水道 建設費負担金	121,782
	3 固定資産購入費		72,213
		1 有形固定資産購入費	8,311
		2 無形固定資産購入費	63,902

(注) 本表は、前回の予算実施計画と異同あるもののみを記載しました。

(単位：千円)

補正予定額	計	備 考
145,206	145,206	工 事 請 負 費 145,206
154,847	737,657	給 料 △ 2,336
		手 当 等 △ 940
		法 定 福 利 費 △ 1,889
		賞 与 等 引 当 金 額 913
		繰 入 額
		委 託 料 △ 15,653
		工 事 請 負 費 174,752
10,717	132,499	負 担 金 10,717
△ 2,345	69,868	
△ 730	7,581	工具・器具及び備品 △ 730
△ 1,615	62,287	ソ フ ト ウ ェ ア △ 1,615

給 与 費

1 総 括

区 分	職 員 数	給 与	
	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補 正 後	92 (14)	30,967	374,282
補 正 前	94 (14)	27,308	381,971
比 較	△2 (0)	3,659	△ 7,689

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補 正 後	11,075	17,042	50,537
	補 正 前	11,575	18,042	49,858
	比 較	△ 500	△ 1,000	679
	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	82,039	0	0
	補 正 前	87,124	0	0
	比 較	△ 5,085	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額（令和

3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

明 細 書

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当等 (千円)	計 (千円)		
436,038	841,287	144,850	986,137
437,295	846,574	158,511	1,005,085
△ 1,257	△ 5,287	△ 13,661	△ 18,948

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
11,990	5,397	18,687	98,505
11,990	5,897	22,694	103,090
0	△ 500	△ 4,007	△ 4,585
特殊勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
472	7,976	131,934	384
472	7,976	118,193	384
0	0	13,741	0

6年12月～同7年3月 計 35,249千円) を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与	
	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補 正 後	92 (1)	0	374,282
補 正 前	94 (1)	0	381,971
比 較	△2 (0)	0	△ 7,689

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補 正 後	11,075	17,042	50,537
	補 正 前	11,575	18,042	49,858
	比 較	△ 500	△ 1,000	679
	区 分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	補 正 後	76,702	0	0
	補 正 前	82,531	0	0
	比 較	△ 5,829	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額（令和

3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当等 (千円)	計 (千円)		
424,379	798,661	138,378	937,039
427,242	809,213	152,793	962,006
△ 2,863	△ 10,552	△ 14,415	△ 24,967

通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)
11,990	5,397	18,687	92,183
11,990	5,897	22,694	97,630
0	△ 500	△ 4,007	△ 5,447
特殊勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
472	7,976	131,934	384
472	7,976	118,193	384
0	0	13,741	0

6年12月～同7年3月 計 35,249千円) を含む。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与	
	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)
補 正 後	0 (13)	30,967	0
補 正 前	0 (13)	27,308	0
比 較	0 (0)	3,659	0

手 当 等 の 内 訳	区 分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	0	0	0
	補 正 前	0	0	0
	比 較	0	0	0
	区 分	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)	
	補 正 後	0	0	
	補 正 前	0	0	
	比 較	0	0	

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の
比し短い職員について外書きしたもの。

費		法定福利費 (千円)	合計 (千円)
手当等 (千円)	計 (千円)		
11,659	42,626	6,472	49,098
10,053	37,361	5,718	43,079
1,606	5,265	754	6,019

期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
6,322	5,337	0	0
5,460	4,593	0	0
862	744	0	0

勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に

2 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
報酬	3,659	1 給与改定に伴う増減分	3,659		
給料	△ 7,689	1 給与改定に伴う増減分	9,811		
		2 その他の増減分	△ 17,500		
手当等	△ 1,257	1 制度改正に伴う増減分	23,030	地域手当	1,179
				時間外勤務手当	493
				期末手当	5,021
				勤勉手当	4,520
				退職手当	11,817
		2 その他の増減分	△ 24,287	扶養手当	△ 500
				管理職手当	△ 1,000
				地域手当	△ 500
				住居手当	△ 500
				時間外勤務手当	△ 4,500
				期末手当	△ 9,606
				勤勉手当	△ 9,605
				退職手当	1,924

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
給料	△ 7,689	1 給与改定に伴う増減分	9,811		
		2 その他の増減分	△ 17,500		
手当等	△ 2,863	1 制度改正に伴う増減分	21,424	地域手当	1,179
				時間外勤務手当	493
				期末手当	4,159
				勤勉手当	3,776
				退職手当	11,817
		2 その他の増減分	△ 24,287	扶養手当	△ 500
				管理職手当	△ 1,000
				地域手当	△ 500
				住居手当	△ 500
				時間外勤務手当	△ 4,500
				期末手当	△ 9,606
				勤勉手当	△ 9,605
				退職手当	1,924

イ 会計年度任用職員

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明 (千円)	
報酬	3,659	1 制度改正に伴う増減分	3,659		
手当等	1,606	1 制度改正に伴う増減分	1,606	期末手当	862
				勤勉手当	744

3 給料及び手当等の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		行政職
令和7年1月1日現在	平均給料月額	329,683円
	平 均 年 齢	45歳 1月
令和6年1月1日現在	平均給料月額	324,511円
	平 均 年 齢	43歳 9月

備考 短時間勤務職員を除く。

(2) 初任給

区分	行 政 職 (円)	一般会計の制度
		行政職(円)
高校卒	194,500	194,500
大学卒	220,000	220,000

(3) 等級別職員数

区 分	行 政 職		
	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日現在	1等級	1	1.1
	2等級	3	3.3
	3等級	10	10.9
	4等級	9	9.8
	5等級	31	33.7
	6等級	25 (1)	27.1 (100.0)
	7等級	13	14.1
	計	92 (1)	100.0 (100.0)
令和6年1月1日現在	1等級	1	1.1
	2等級	3	3.3
	3等級	10	10.9
	4等級	11	11.9
	5等級	27	29.3
	6等級	24 (2)	26.1 (100.0)
	7等級	16	17.4
	計	92 (2)	100.0 (100.0)

備考 () 内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

(4) 特殊勤務手当

区 分	全職種	行政職
給料総額に対する比率	0.1%	0.1%
支給対象職員の比率 (令和7年1月1日現在)	7.5%	7.5%
支給対象職員1人当たり平均支給月額	3063円	
代表的な特殊勤務手当の名称	現場作業特殊勤務手当 主任技術者等特殊勤務手当	

(5) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本年度	2.3 (1.2)	2.3 (1.2)	4.6 (2.4)	有 (無)
前年度	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有 (無)
一般会計の制度	2.3 (1.2)	2.3 (1.2)	4.6 (2.4)	有 (無)

備考 () 内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の支給状況。

(6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
支給率	24.586875	33.27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
地域手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

令和6年度 吹田市下水道事業補正予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

借 方 科 目	既決予定額	補正予定額	計
1 固 定 資 産	92,329,276	428,554	92,757,830
(1) 有 形 固 定 資 産	88,477,559	413,061	88,890,620
(2) 無 形 固 定 資 産	3,666,231	15,493	3,681,724
2 流 動 資 産	6,907,252	292,243	7,199,495
(1) 現 金 ・ 預 金	6,004,582	193,584	6,198,166
(2) 未 収 金	902,670	98,659	1,001,329
合 計	99,236,528	720,797	99,957,325

貸 方 科 目	既決予定額	補正予定額	計
3 固 定 負 債	27,530,324	1,509	27,531,833
(1) 企 業 債	27,056,459	4,000	27,060,459
(2) 引 当 金	291,499	△ 2,491	289,008
4 流 動 負 債	4,957,010	132,496	5,089,506
(2) 未 払 金	2,460,825	129,552	2,590,377
(4) 引 当 金	32,305	2,944	35,249
5 繰 延 収 益	34,851,172	322,131	35,173,303
(1) 長 期 前 受 金	34,851,172	322,131	35,173,303
7 剰 余 金	5,515,503	264,661	5,780,164
(2) 利 益 剰 余 金	2,461,320	264,661	2,725,981
合 計	99,236,528	720,797	99,957,325

(注) 本表は、前回の予定貸借対照表と異同あるもののみを記載しました。

令和6年度 吹田市下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	2,692,849	132,622	2,825,471
当年度純利益	306,320	264,661	570,981
減価償却費	3,835,570	△ 40,292	3,795,278
固定資産除却費	18,177	3,903	22,080
退職給付引当金の増減額	△ 12,668	△ 2,490	△ 15,158
賞与等引当金の増減額	△ 785	2,004	1,219
貸倒引当金の増減額	△ 43	742	699
長期前受金戻入額	△ 1,458,182	12,882	△ 1,445,300
支払利息及び企業債取扱諸費	408,877	△ 26,830	382,047
未収金の増減額	105,712	△ 106,545	△ 833
未払金の増減額	81,114	△ 2,243	78,871
小計	3,101,356	105,792	3,207,148
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 408,877	26,830	△ 382,047
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,221,124	56,962	△ 2,164,162
有形固定資産の取得による支出	△ 3,259,882	△ 259,431	△ 3,519,313
国庫補助金による収入	903,435	316,393	1,219,828
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 82,142	4,000	△ 78,142
建設改良費等の財源に 充てるための企業債による収入	2,620,900	4,000	2,624,900
資金増減額	389,583	193,584	583,167
資金期末残高	6,004,582	193,584	6,198,166

(注) 本表は、前回の予定キャッシュ・フロー計算書と異同あるもののみを記載しました。

